



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例 (第21号) 2988

規 則

- ◇川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を決める規則 (第29号) 2988
- ◇川崎市福祉事務所事務分掌規則及び川崎市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則 (第30号) 2988
- ◇川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則 (第31号) 2989
- ◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (第32号) 2989
- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則 (第33号) 2989
- ◇アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第34号) 2993
- ◇川崎市区長委任規則の一部を改正する規則 (第35号) 2993
- ◇川崎市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第36号) 2993
- ◇川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則の一部を改正する規則 (第37号) 2997
- ◇川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則 (第38号) 2997
- ◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (第39号) 3020
- ◇川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (第40号) 3020
- ◇住居表示の実施に伴う関係規則の整理に関する規則 (第41号) 3020

◇土地境界確定等取扱規則の一部を改正する規則 (第42号) 3021

◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則 (第43号) 3021

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管 (第251号) 3022
- ◇道路区域の変更 (第252号) 3022
- ◇道路の供用開始 (第253号) 3022
- ◇地縁団体の告示事項の変更 (第254号) 3022
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定 (第255号) 3023
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第256号) 3023
- ◇指定障害福祉サービスの事業の廃止 (第257号) 3023
- ◇道路区域の変更 (第258号) 2024
- ◇道路の供用開始 (第259号) 3024
- ◇道路区域の変更 (第260号) 3024
- ◇道路の供用開始 (第261号) 3024
- ◇道路区域の変更 (第262号) 3024
- ◇道路の供用開始 (第263号) 3025
- ◇自転車等の撤去と保管 (第264号) 3025
- ◇入札占用計画の認定 (第265号) 3025
- ◇入札占用計画の認定 (第266号) 3025
- ◇入札占用計画の認定 (第267号) 3025
- ◇軽自動車税の環境性能割の非課税の特例等について市長が定める3輪以上の軽自動車 (第268号) 3026
- ◇道路区域の変更 (第269号) 3026
- ◇道路区域の変更 (第270号) 3026
- ◇道路区域の変更 (第271号) 3026
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等 (第272号) 3026
- ◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等 (第273号) 3027
- ◇救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用の一部改正 (第274号) 3028
- ◇道路区域の変更 (第275号) 3028

◇道路の供用開始 (第276号)……………	3029	◇一般競争入札の執行 (第294号)……………	3061
◇道路区域の変更 (第277号)……………	3029	◇一般競争入札の執行 (第295号)……………	3062
◇道路の供用開始 (第278号)……………	3029	◇一般競争入札の執行 (第296号)……………	3063
◇道路区域の変更 (第279号)……………	3029	◇一般競争入札の執行 (第297号)……………	3066
◇道路の供用開始 (第280号)……………	3029	◇一般競争入札の執行 (第298号)……………	3067
◇個人情報保護条例の規定による個人 情報ファイルの届出 (第281号)……………	3030	◇開発行為に関する工事の完了 (第299 号)……………	3069
◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出 (第282号)……………	3030	◇開発行為に関する工事の完了 (第300 号)……………	3069
◇生活保護法等による指定介護機関の 指定 (第283号)……………	3030	◇一般競争入札の執行 (第301号)……………	3069
◇生活保護法等による指定介護機関の 変更 (第284号)……………	3030	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第302号)……………	3071
◇生活保護法等による指定介護機関の 廃止 (第285号)……………	3030	◇開発行為に関する工事の完了 (第303 号)……………	3071
◇国民健康保険被保険者証の無効 (第 286号)……………	3030	◇開発行為に関する工事の完了 (第304 号)……………	3071
◇定期予防接種の実施 (第287号)……………	3030	◇一般競争入札の執行 (第305号)……………	3072
◇予防接種の業務を行う医師 (第288 号)……………	3031	◇川崎市中原老人福祉センターの指定 管理者の公募 (第306号)……………	3073
◇公印の改刻 (第289号)……………	3047	◇一般競争入札の執行 (第307号)……………	3073
◇公印の改刻 (第290号)……………	3047	公告 (調達)	
◇金銭出納員の設置及び会計管理者の 権限に属する事務の委任 (第291号)……………	3047	◇一般競争入札の執行 (第170号)……………	3075
◇区金銭出納員の設置及び区会計管理 者の権限に属する事務の委任 (第292 号)……………	3048	◇一般競争入札の執行 (第171号)……………	3077
税告示		◇落札者等の公示 (第172号)……………	3078
◇川崎市市税条例の規定による寄附金 の指定 (第5号)……………	3048	◇一般競争入札の執行 (第173号)……………	3079
公 告		◇一般競争入札の執行 (第174号)……………	3080
◇道路の指定 (第281号)……………	3048	◇一般競争入札の執行 (第175号)……………	3082
◇一般競争入札の執行 (第282号)……………	3049	◇落札者等の公示 (第176号)……………	3084
◇開発行為に関する工事の完了 (第283 号)……………	3050	◇一般競争入札の公告 (第177号)……………	3084
◇道路位置の指定 (第284号)……………	3051	税公告	
◇道路位置の指定 (第285号)……………	3051	◇納税通知書の公示送達 (第83号)……………	3086
◇道路位置の指定 (第286号)……………	3051	◇課税額変更 (取消) 通知書の公示送 達 (第84号)……………	3087
◇一般競争入札の執行 (第287号)……………	3051	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第85 号)……………	3087
◇開発行為に関する工事の完了 (第288 号)……………	3056	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第86 号)……………	3087
◇一般競争入札の執行 (第289号)……………	3056	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第87 号)……………	3087
◇環境影響評価に関する条例による事 後調査報告書の公告 (第290号)……………	3057	◇納期限変更告知書の公示送達 (第88 号)……………	3087
◇一般競争入札の執行 (第291号)……………	3058	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第89 号)……………	3087
◇川崎都市計画公園の変更の案の縦覧 (第292号)……………	3058	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第90 号)……………	3087
◇一般競争入札の執行 (第293号)……………	3058	◇督促状の公示送達 (第91号)……………	3088
		◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第92 号)……………	3089

上下水道局規程		病院局告示	
◇川崎市工業用水道受託給水工事施行規程の一部を改正する規程(第4号) ……………	3089	◇川崎市立井田病院の使用料等収納事務の委託(第4号) ……………	3112
◇川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程(第5号) ……………	3089	◇川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の診療費等収納事務の委託(第5号) ……………	3112
◇川崎市受託給水工事施行規程の一部を改正する規程(第6号) ……………	3089	◇川崎市立病院における入院・外来自己負担金等滞納者に係る滞納債権の収納業務の委託(第6号) ……………	3113
◇川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程(第7号) ……………	3089	◇川崎市立病院における入院・外来自己負担金等滞納者に係る滞納債権の徴収・収納業務の委託(第7号) ……………	3113
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程(第8号) ……………	3090	病院局公告	
◇川崎市下水道暗渠等の使用に関する規程の一部を改正する規程(第9号) ……………	3090	◇一般競争入札の執行(第26号) ……………	3113
上下水道局告示		病院局公告(調達)	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第19号) ……………	3091	◇一般競争入札の公告(第13号) ……………	3115
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第20号) ……………	3091	◇一般競争入札の公告(第14号) ……………	3118
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止(第21号) ……………	3092	消防局公告	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止(第22号) ……………	3092	◇指定催しの指定(第7号) ……………	3119
上下水道局公告		◇サイレンの吹鳴(第8号) ……………	3119
◇一般競争入札の執行(第38号) ……………	3092	消防局訓令	
◇一般競争入札の執行(第39号) ……………	3093	◇川崎市防火管理等に関する規程の一部を改正する訓令(第3号) ……………	3120
◇一般競争入札の執行(第40号) ……………	3094	教育委員会告示	
◇一般競争入札の執行(第41号) ……………	3094	◇公印の改刻(第11号) ……………	3121
◇一般競争入札の執行(第42号) ……………	3097	◇教育委員会定例会の招集(第12号) ……………	3121
上下水道局公告(調達)		監査公表	
◇一般競争入札の公告(第11号) ……………	3100	◇監査の結果について(第5号) ……………	3121
交通局規程		人事委員会規則	
◇川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程(第5号) ……………	3103	◇川崎市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(第2号) ……………	3125
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程(第6号) ……………	3106	◇川崎市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則(第3号) ……………	3125
◇川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程(第7号) ……………	3108	◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(第4号) ……………	3125
◇川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程(第8号) ……………	3108	◇川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則(第5号) ……………	3125
交通局公告		職員共済組合格程	
◇一般競争入札の執行(第23号) ……………	3111	◇川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則施行規程の一部を改正する規程(第1号) ……………	3125
病院局規程		区公告	
◇川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程(第3号) ……………	3112	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第46号) ……………	3126
		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	

送達(川崎区第47号)	3126
◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
送達(川崎区第48号)	3126
◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
(川崎区第49号)	3126
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状	
の公示送達(川崎区第50号)	3126
◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
送達(川崎区第51号)	3127
◇住民票の職権消除(川崎区第52号)	3127
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄	
本)の公示送達(川崎区第53号)	3127
◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
送達(幸区第19号)	3127
◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
(幸区第20号)	3128
◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
(高津区第21号)	3128
◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
送達(高津区第22号)	3128
◇住民票の職権消除(高津区第23号)	3128
◇印鑑登録の抹消(高津区第24号)	3129
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状	
の公示送達(宮前区第18号)	3129
◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
(宮前区第19号)	3129
◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
送達(宮前区第20号)	3129
◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
送達(多摩区第31号)	3130
◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
送達(麻生区第32号)	3130
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄	
本)の公示送達(麻生区第33号)	3130
◇国民健康保険料に係る配当計算書	
(謄本)の公示送達(麻生区第34号)	3130
◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
(麻生区第35号)	3130
辞 令	
◇9月17日付け	3131

条 例

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
令和元年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第21号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表宮前区の項中「野川、」の次に「野川本町1丁目、野川本町2丁目、」を、「野川本町3丁目」の次に「、西野川1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目」を加える。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市立野川小学校の項中「川崎市宮前区野川1,269番地」を「川崎市宮前区西野川2丁目19番1号」に改める。

別表第2川崎市立野川中学校の項中「川崎市宮前区野川3,142番地1」を「川崎市宮前区西野川2丁目2番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月15日から施行する。

規 則

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年9月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第29号

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例(平成31年川崎市条例第19号)(第2条並びに附則第5項及び第6項の規定を除く。)の施行期日は、令和元年10月1日とする。

川崎市福祉事務所事務分掌規則及び川崎市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第30号

川崎市福祉事務所事務分掌規則及び川崎市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

(川崎市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市福祉事務所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「(3) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等に関すること。」

を

「(3) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定、施設等利用給付認定等に関すること。」

に、

「(9) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等に関すること。」

を

「(9) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定、施設等利用給付認定等に関すること。」

に改める。

(川崎市市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)の部児童家庭課の項第7号中「支給認定」を「教育・保育給付認定、施設等利用給付認定」に改め、同条第2項の表第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定、施設等利用給付認定」に改め、同条第5項を同条第4項とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第31号

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

川崎市庁用自動車管理規則(平成15年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第13条に次の2項を加える。

2 前項の規定により行うこととされている共用車の使用に関する事務について、川崎市グループウェア(職員相互の情報の共有のための電子情報処理組織で総務企画局情報管理部システム管理課が所管するものをいう。以下同じ。)を利用することができる場合は、原則として、川崎市グループウェアにより行うものとする。

3 第1項の規定により作成することとされている配車申込書及び使用証については、当該配車申込書及び使用証に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的

方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって代えることができる。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第32号

川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

川崎市職員被服貸与規則(昭和29年川崎市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2B分類の項 (1)ウを次のように改める。

ウ 測量又は境界確定若しくは境界復元(境界の確認を含む。)

別表第2C分類の項 (2)中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 住居表示

別表第3B分類の項 (1)ウを次のように改める。

ウ 測量又は境界確定若しくは境界復元

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第33号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項ただし書中「、自動車税」及び「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

別表様式目次中

「

第5号様式	(1)(2)(3)	軽自動車納税通知書 軽自動車税納税証明書	条例第11条、 法第20条の10
-------	-----------	-------------------------	---------------------

」

を

第5号様式	(1)(2)(3)	軽自動車税(種別割)納税通知書 軽自動車税(種別割)納税証明書	条例第11条、 法第20条の10
-------	-----------	------------------------------------	---------------------

に、

第38号様式		軽自動車税納税証明書	法第20条の10
--------	--	------------	----------

を

第38号様式		軽自動車税(種別割)納税証明書	法第20条の10
--------	--	-----------------	----------

に、

第56号様式	(1)(2)	軽自動車税免除申請書	条例第69条第2項
--------	--------	------------	-----------

を

第56号様式	(1)(2)	軽自動車税(種別割)免除申請書	条例第69条第2項
--------	--------	-----------------	-----------

に、

第59号様式		軽自動車税申告書(報告書)	条例第70条
第59号様式の2		軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)	条例第70条、 条例第72条
第59号様式の3		軽自動車税廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車)	条例第70条

を

第59号様式		軽自動車税(種別割)申告書(報告書)	条例第70条
第59号様式の2		軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)	条例第70条、 条例第72条
第59号様式の3		軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車)	条例第70条

に改める。

別表第5号様式(1)中

「

年度
軽自動車税

」

を

「

年度
軽自動車税
(種別割)

」

に、

「

納付書 ㊦
(原符)
軽自動車税

」

を

「

納付書 ㊦
(原符)
軽自動車税(種別割)

」

に、「軽自動車税納税通知書兼領収証書」を「軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書」に、「お問い合わせ先」を「お問合せ先」に、

「

年度軽自動車税納税証明書
(車 検 用)

」

を

「

年度軽自動車税(種別割)納税証明書
(車 検 用)

」

に改める。

別表第5号様式(2)中「お問い合わせ先」を「お問合せ先」に、「年度 軽自動車税」を「年度 軽自動車税(種別割)」に、「軽自動車税納税証明書(車検用)」を「軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)」に改める。

別表第5号様式(3)中「軽自動車税納税証明書(車検用)」を「軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)」に改める。

別表第37号様式(6)中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税(種別割)納税証明書」に改める。

別表第37号様式(7)中

「

軽自動車税

」

を

「

軽自動車税(種別割)

」

に改める。

別表第38号様式中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税(種別割)納税証明書」に改める。

別表第56号様式(1)中「軽自動車税免除申請書」を「軽自動車税(種別割)免除申請書」に、「軽自動車税の」を「軽自動車税(種別割)の」に改める。

別表第56号様式(2)中「軽自動車税免除申請書(身体障害者等継続申請用)」を「軽自動車税(種別割)免除申請書(身体障害者等継続申請用)」に、「軽自動車税」を「軽自動車税(種別割)」に、「自動車税又は軽自動車税」を「自動車税(種別割)又は軽自動車税(種別割)」に改める。

別表第59号様式を次のように改める。

別表第79号様式中

「
 利用料金1,512円(税込み)以下(イ)
 」

を
 利用料金1,540円(税込み)以下(イ)
 」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第79号様式は、令和元年10月以後の徴収分の入湯税について適用し、同年9月までの徴収分の入湯税については、なお従前の例による。
- 4 改正前の規則の規定により調製した帳票(別表第56号様式(1)、第56号様式(2)、第59号様式、第59号様式の2、第59号様式の3及び第79号様式に限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第34号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則(平成21年川崎市規則第26号)の一部を次のように改正する。題名、第1条及び第4条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1号様式中「軽自動車税証紙」を「軽自動車税(種別割)証紙」に、「Light Motor Vehicle Tax Stamp」を「Light Motor Vehicle Tax (Category Base) Stamp」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市区長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第35号

川崎市区長委任規則の一部を改正する規則

川崎市区長委任規則(昭和47年川崎市規則第18号)の一部を次のように改正する。

本則第8号エ及びカ中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号ケを同号スとし、同号ク中「利用者負担額」の次に「及び食事の提供に要する費用の支払の免除」を加え、同号中クをシとし、キをサとし、カの次に次のように加える。

- キ 法第30条の5第1項に規定する資格及び区分の認定に関すること。
- ク 法第30条の7に規定する届出の受理及び物件の受領に関すること。
- ケ 法第30条の8第2項及び第4項に規定する施設等利用給付認定の変更の認定に関すること。
- コ 法第30条の9第1項に規定する施設等利用給付認定の取消しに関すること。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第36号

川崎市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市住居表示に関する条例施行規則(昭和39年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(住居表示台帳等の閲覧又は写しの交付の請求)

第7条 条例第6条第1項の請求は、第6号様式によるものとする。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式

担任	係長	課長
----	----	----

住居表示に関する建築物の新築等届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

(届出者) 〒 _____

住 所.....

氏 名.....

TEL ()

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先 担当者名.....

川崎市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の概要	所在地 (地名地番)	川崎市 区 丁目 番
	現住居番号 (新築の場合は記載不要)	川崎市 区 丁目 番 号
	用途・名称等	住居・事務所・店舗・事業所・工場・その他() 建物名「 _____ 」 共同住宅の場合= _____ 階建 _____ 戸
建築物と届出者との関係	所有者・管理者・占有者	
届出の理由	新築・移転(建替を含む)・除却・出入口変更・滅失・その他()	
建築物の完成等の年月日	年 月 日	

調 査

		調査印
所有者等の氏名又は名称		年 月 日
決定 <input type="checkbox"/> 設 定 <input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 廃 止	旧住居番号 川崎市.....区.....丁目.....番.....号	
	新住居番号 川崎市.....区.....丁目.....番.....号	
決 裁 年 月 日	通 知 年 月 日	現 況 図 通 知 台 帳

- 注 1 太線の枠内を記入してください。
- 2 用途・名称等、建築物と届出人との関係及び届出の理由欄は、該当する項目を○印で囲んでください。
- 3 配置図及び案内図を添付してください。配置図には建築物の位置、主要な出入口及びその出入口から道路へ通ずる通路を記入してください。
- ※ 共同住宅の場合は部屋番号を記載した各階平面図も添付してください。

第3号様式

担任	係長	課長
----	----	----

住居番号の設定・変更等申出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

(届出者) 〒 _____

住 所.....

氏 名.....

TEL ()

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

連 絡 先 担当者名.....

川崎市住居表示に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

建 築 物 の 概 要	所 在 地 (地 名 地 番)	川崎市 区 丁目 番
	現 住 居 番 号	川崎市 区 丁目 番 号
	用 途 ・ 名 称 等	住居・事務所・店舗・事業所・工場・その他() 建物名「 _____ 」 共同住宅の場合＝ _____ 階建 _____ 戸
建築物と申出者との関係		所有者・管理者・占有者
申 出 の 理 由		

調 査

		調査印
所有者等の氏名又は名称		年 月 日
決定 <input type="checkbox"/> 設 定 <input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 廃 止	旧住居番号 川崎市.....区.....丁目.....番.....号 新住居番号 川崎市.....区.....丁目.....番.....号	
決 裁 年 月 日	通 知 年 月 日	現 況 図 通 知 台 帳
. .	. .	

- 注 1 太線の枠内を記入してください。
 2 用途・名称等及び建築物と申出人との関係欄は、該当する項目を○印で囲んでください。
 3 配置図及び案内図を添付してください。配置図には建築物の位置、主要な出入口及びその出入口から道路へ通ずる通路を記入してください。
 ※共同住宅の場合は部屋番号を記載した各階平面図も添付してください。

第5号様式(2)の次に次の1様式を加える。

第6号様式

住居表示台帳等の閲覧・写しの交付請求書

年 月 日

(宛先)川崎市長

(請求者) 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____

TEL () _____

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先 担当者名 _____

川崎市住居表示に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。

<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 を請求する書類 ※ 写しの交付と 閲覧の手数料は 同額です。	<input type="checkbox"/> 住居表示台帳 <input type="checkbox"/> 届出書 <input type="checkbox"/> 申出書 <input type="checkbox"/> 受付簿
	街区又は住居番号等 (住居表示台帳) 川崎市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 (届出書又は申出書) 川崎市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 (受付簿) ※ 書ききれない場合は、別紙に記入の上添付してください。
請求目的(具体的に記入)	
(写しの交付の場合)	請求枚数 請求箇所 各 _____ 枚 受領方法 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 窓口
手数料の徴収 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 官公署・その他 ()	決 裁 年 月 日 担 任 係 長 課 長
受付印	注 1 太線の枠内を記入してください。 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。 3 書類の一部に川崎市情報公開条例第8条に規定する不開示 情報が記録されているときは、当該部分を除いた部分につき閲 覧に供し、又は写しを交付するものとします。 4 住居表示台帳等は、撮影又は複写をしないでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第37号

川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則の一部を改正する規則

川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則(平成3年川崎市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第9号様式の2添付書類第1項中「第7条第3号」を「第9条第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第38号

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

川崎市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年川崎市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

第4条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定(変更)申請書」を「教育・保育給付認定(変更)申請書」に改める。

第5条中「第1条第6号」を「第1条の5第6号」に改める。

第6条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定決定通知書」を「教育・保育給付認定決定通知書」に、「支給認定保護者」を「教

育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項中「支給認定申請却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に改める。

第7条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定(変更)申請書」を「教育・保育給付認定(変更)申請書」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定変更通知書」を「教育・保育給付認定変更通知書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項中「支給認定変更申請却下通知書」を「教育・保育給付認定変更申請却下通知書」に改める。

第8条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消通知書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第9条第3項中「利用者負担額決定通知書」を「利用者負担額等決定通知書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条を第21条とする。

第13条第1項中「(第18号様式)」を「(第25号様式)」に改め、同条第2項中「(第19号様式)」を「(第26号様式)」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等)

第19条 法第58条の2に規定する申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(第27号様式)により行うものとする。

2 市長は、法第58条の2の規定による確認をしたときは特定子ども・子育て支援施設等確認通知書(第28号様式)により、確認をしないときは特定子ども・子育て支援施設等確認申請却下通知書(第29号様式)により、当該確認の申請をした者に通知するものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等の通知)

第20条 市長は、法第58条の10第1項の規定により確認を取り消したときは、特定子ども・子育て支援施設等確認取消通知書(第30号様式)により当該確認の取消しに係る特定子ども・子育て支援施設等に通知するものとする。

2 市長は、法第58条の10第1項の規定により確認の全部又は一部の効力を停止したときは、特定子ども・子育て支援施設等確認停止通知書(第31号様式)により当該確認の効力の停止に係る特定子ども・子育て支援施設等に通知するものとする。

第12条第3項中「(第16号様式)」を「(第23号様式)」

に、「(第17号様式)」を「(第24号様式)」に改め、同条を第17条とする。

第11条第1項中「(第12号様式)」を「(第19号様式)」に改め、同条第2項中「(第13号様式)」を「(第20号様式)」に改め、同条第3項中「(第14号様式)」を「(第21号様式)」に、「(第15号様式)」を「(第22号様式)」に改め、同条を第16条とする。

第10条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の4条を加える。

(施設等利用給付認定の申請)

第12条 法第30条の5第1項の規定により認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもにあっては施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第1号認定用)(第12号様式)を、同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもにあっては施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第2号・第3号認定用)(第13号様式)を、その居住地を所管する区長に提出しなければならない。

(施設等利用給付認定の通知)

第13条 区長は、施設等利用給付認定を行ったときは、施設等利用給付認定決定通知書(第14号様式)により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書(第15号様式)によるものとする。

(施設等利用給付認定の変更)

第14条 法第30条の8第1項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定の申請をしようとする施設等利用給付認定保護者は、法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分への変更又は当該区分に係る施設等利用給付認定の有効期間の変更にあつては施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第1号認定用)を、同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分への変更又は当該区分に係る施設等利用給付認定の有効期間の変更にあつては施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第2号・第3号認定用)を、その居住地を所管する区長に提出しなければならない。

2 区長は、法第30条の8第2項又は第4項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を行ったときは、施設等利用給付認定変更通知書(第16号様式)により当該変更の認定に係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

3 政令第15条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第30条の5第4項の規定による通知は、施設

等利用給付認定変更申請却下通知書(第17号様式)によるものとする。

(施設等利用給付認定の取消しの通知)

第15条 区長は、法第30条の9第1項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、施設等利用給付認定取消通知書(第18号様式)により当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(食事の提供に要する費用の支払の免除に関する決定)

第10条 区長は、府令第7条第1項第2号に規定する食事の提供に要する費用の支払の免除に関する事項を決定したときは、利用者負担額等決定通知書により教育・保育給付認定保護者に対し通知するものとする。別表第1を次のように改める。

別表第1(第9条関係)

満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号の規定により市が定める額並びに同項第2号及び第3号並びに第30条第2項第2号及び第3号の規定により市が定める額

教育・保育給付認定保護者	利用者負担額(月額)
満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者	0円

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第9条関係)

満3歳未満保育認定子ども(政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号の規定により市が定める額並びに法第29条第3項第2号並びに第30条第2項第1号及び第3号の規定により市が定める額

1 教育・保育給付認定子どもが、認定こども園、保育所、小規模保育事業A型(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第35号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。))第31条に規定する小規模保育事業A型をいう。)、居宅訪問型保育事業若しくは保育所型事業所内保育事業(家庭的保育事業等基準条例第47条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。)を行う者から保育を受ける場合

教育・保育給付認定保護者の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	標準時間認定		短時間認定	
		基本額	第2子基本額	基本額	第2子基本額
A	教育・保育のあった月において被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者	0円	0円	0円	0円
C 1	A階層及びB階層を除き、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者	5,300円	2,650円	5,200円	2,600円
C 2	A階層からC 1階層までを除き、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額の区分が次の区分に該当する当該教育・保育給付認定保護者	5,000円未満	6,300円	3,150円	6,100円
C 3		5,000円以上 48,600円未満	7,100円	3,550円	6,900円
C 4		48,600円以上 50,400円未満	9,200円	4,600円	9,000円
C 5		50,400円以上 60,000円未満	11,700円	5,850円	11,500円
C 6		60,000円以上 70,800円未満	14,700円	7,350円	14,400円
C 7		70,800円以上 84,600円未満	18,200円	9,100円	17,800円
C 8		84,600円以上 97,000円未満	22,000円	11,000円	21,600円
C 9		97,000円以上 108,600円未満	25,700円	12,850円	25,200円
C 10		108,600円以上 123,000円未満	29,500円	14,750円	28,900円
C 11		123,000円以上 138,600円未満	33,300円	16,650円	32,700円
C 12		138,600円以上 154,200円未満	37,200円	18,600円	36,500円
C 13		154,200円以上 169,000円未満	41,200円	20,600円	40,500円
C 14		169,000円以上 183,900円未満	45,200円	22,600円	44,400円
C 15		183,900円以上 204,600円未満	50,000円	25,000円	49,100円
C 16		204,600円以上 234,600円未満	54,500円	27,250円	53,500円
C 17		234,600円以上 258,600円未満	57,000円	28,500円	56,000円
C 18		258,600円以上 276,600円未満	59,000円	29,500円	58,000円
C 19		276,600円以上 301,000円未満	60,500円	30,250円	59,400円
C 20		301,000円以上 321,700円未満	65,500円	32,750円	64,300円
C 21		321,700円以上 341,200円未満	70,000円	35,000円	68,800円
C 22		341,200円以上 366,700円未満	73,000円	36,500円	71,700円
C 23		366,700円以上 397,000円未満	74,000円	37,000円	72,700円
C 24		397,000円以上 475,300円未満	81,500円	40,750円	80,100円
C 25		475,300円以上	82,800円	41,400円	81,400円

2 教育・保育給付認定子どもが、小規模保育事業B型
(家庭的保育事業等基準条例第35条第1項に規定する
小規模保育事業B型をいう。)又は小規模型事業所内

保育事業(家庭的保育事業等基準条例第51条第1項に
規定する小規模型事業所内保育事業をいう。)を行う
者から保育を受ける場合

教育・保育給付認定保護者の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層 区分	定義	標準時間認定		短時間認定		
		基本額	第2子 基本額	基本額	第2子 基本額	
A	教育・保育のあった月において被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0円	0円	0円	0円	
B	A階層を除き、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者	0円	0円	0円	0円	
C 1	A階層及びB階層を除き、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者	3,600円	1,800円	3,500円	1,750円	
C 2	A階層からC 1階層	5,000円未満	4,100円	2,050円	4,000円	2,000円
C 3	までを除き、教育・保育給付認定保護者	5,000円以上	5,000円	2,500円	4,900円	2,450円
C 4	及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者について	48,600円未満	6,500円	3,250円	6,400円	3,200円
C 5	の教育・保育の	50,400円以上	9,400円	4,700円	9,200円	4,600円
C 6	あった月の属する年	60,000円未満	11,800円	5,900円	11,600円	5,800円
C 7	度分の地方税法の規	70,800円未満	14,600円	7,300円	14,400円	7,200円
C 8	定による市町村民税	84,600円未満	17,600円	8,800円	17,300円	8,650円
C 9	の所得割の額を合算	84,600円以上	20,600円	10,300円	20,300円	10,150円
C 10	した額の区分が次の	97,000円未満	23,600円	11,800円	23,200円	11,600円
C 11	区分に該当する当該	108,600円未満	26,600円	13,300円	26,200円	13,100円
C 12	教育・保育給付認定	123,000円以上	29,800円	14,900円	29,300円	14,650円
C 13	保護者	138,600円未満	33,000円	16,500円	32,500円	16,250円
C 14		154,200円以上	36,200円	18,100円	35,600円	17,800円
C 15		169,000円未満	40,000円	20,000円	39,300円	19,650円
C 16		183,900円以上	43,600円	21,800円	42,900円	21,450円
C 17		204,600円未満	45,600円	22,800円	44,800円	22,400円
C 18		234,600円以上	47,200円	23,600円	46,400円	23,200円
C 19		258,600円未満	48,400円	24,200円	47,600円	23,800円
C 20		301,000円以上	52,400円	26,200円	51,500円	25,750円
C 21		321,700円未満	56,000円	28,000円	55,100円	27,550円
C 22		341,200円以上	58,400円	29,200円	57,400円	28,700円
C 23		366,700円未満	59,200円	29,600円	58,200円	29,100円
C 24		397,000円以上	65,200円	32,600円	64,100円	32,050円
C 25		475,300円未満	66,200円	33,100円	65,100円	32,550円

3 教育・保育給付認定子どもが、家庭的保育事業又は小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例第37条に規定する小規模保育事業C型をいう。）を行う者から保育を受ける場合

教育・保育給付認定保護者の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	基本額	第2子基本額
A	教育・保育のあった月において被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0円	0円
B	A階層を除き、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者	0円	0円
C 1	A階層及びB階層を除き、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者	2,800円	1,400円
C 2	A階層からC 1階層までを除き、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額の区分が次の区分に該当する当該教育・保育給付認定保護者	5,000円未満	3,400円
C 3		5,000円以上 48,600円未満	3,800円
C 4		48,600円以上 50,400円未満	4,900円
C 5		50,400円以上 60,000円未満	7,500円
C 6		60,000円以上 70,800円未満	9,400円
C 7		70,800円以上 84,600円未満	11,600円
C 8		84,600円以上 97,000円未満	14,100円
C 9		97,000円以上 108,600円未満	16,400円
C 10		108,600円以上 123,000円未満	18,900円
C 11		123,000円以上 138,600円未満	21,300円
C 12		138,600円以上 154,200円未満	23,800円
C 13		154,200円以上 169,000円未満	26,400円
C 14		169,000円以上 183,900円未満	28,900円
C 15		183,900円以上 204,600円未満	32,000円
C 16		204,600円以上 234,600円未満	34,800円
C 17		234,600円以上 258,600円未満	36,500円
C 18		258,600円以上 276,600円未満	37,800円
C 19		276,600円以上 301,000円未満	38,700円
C 20		301,000円以上 321,700円未満	41,900円
C 21		321,700円以上 341,200円未満	44,800円
C 22		341,200円以上 366,700円未満	46,700円
C 23		366,700円以上 397,000円未満	47,300円
C 24		397,000円以上 475,300円未満	52,100円
C 25		475,300円以上	52,900円

別表第2備考第1項及び第2項中「第7項」を「第6項」に改め、同表備考第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「が指定都市」の次に「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)」を加え、同表備考第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「第22条の2第2項」を「第21条の2第2項」に改め、同表備考第5項を削り、同表備考第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第7項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「要保護者等」の次に「(要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。)その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)」を加え、同項を同表備考第6項とし、同表備考第8項中「場合の支給認定保護者」を「場合の教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもに」を「満3歳未満保育認定こどもに」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同表備考第7項とする。

- (1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定こども 第2子基本額の欄に定める額
- (2) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども 0円

別表第2備考第9項中「場合の支給認定保護者」を「場合の教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定こどもが」に改め、同項第1号中「掲げる支給認定子ども」を「掲げる満3歳未満保育認定こども」に改め、同号ア中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども」を「負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども」に改め、同号イ中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども」を「負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「掲げる支給認定子ども」を「掲げる満3歳未満保育認定こども」に改め、同号ア中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども」を「負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども」に改め、同号イ中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども」を「負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども」に改め、同号ウ中「最年長負担額算定基準小学校就学前

子ども及び負担額算定基準小学校就学前子ども」を「そのうち最年長者及び2番目の年長者である者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第10項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第11項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「第6項」を「第5項」に改め、同項を同表備考第10項とする。

様式目次を次のように改める。

様式 番号	名 称	関係条文
1	教育・保育給付認定（変更）申請書	第4条、 第7条第1項
2	教育・保育給付認定決定通知書	第6条第1項
3	支給認定証	第6条第2項
4	教育・保育給付認定申請却下通知書	第6条第3項
5	教育・保育給付認定変更通知書	第7条第2項
6	教育・保育給付認定変更申請却下通知書	第7条第3項
7	教育・保育給付認定取消通知書	第8条
8	利用者負担額等決定通知書	第9条第3項、 第10条
9	利用者負担額減免申請書	第11条第2項
10	利用者負担額減免決定通知書	第11条第3項
11	利用者負担額減免却下通知書	第11条第3項
12	施設等利用給付認定（変更）申請書 （法第30条の4第1号認定用）	第12条、 第14条第1項
13	施設等利用給付認定（変更）申請書 （法第30条の4第2号・第3号認定用）	第12条、 第14条第1項
14	施設等利用給付認定決定通知書	第13条第1項
15	施設等利用給付認定申請却下通知書	第13条第2項
16	施設等利用給付認定変更通知書	第14条第2項
17	施設等利用給付認定変更申請却下通知書	第14条第3項
18	施設等利用給付認定取消通知書	第15条
19	特定教育・保育施設確認（変更）申請書	第16条第1項、 第17条第1項
20	特定地域型保育事業者確認（変更）申請書	第16条第2項、 第17条第2項
21	特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者確認通知書	第16条第3項
22	特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者確認申請却下通知書	第16条第3項
23	特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者確認変更通知書	第17条第3項
24	特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者確認変更申請却下通知書	第17条第3項
25	特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者確認取消通知書	第18条第1項
26	特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者確認停止通知書	第18条第2項
27	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	第19条第1項
28	特定子ども・子育て支援施設等確認通知書	第19条第2項
29	特定子ども・子育て支援施設等確認申請却下通知書	第19条第2項
30	特定子ども・子育て支援施設等確認取消通知書	第20条第1項
31	特定子ども・子育て支援施設等確認停止通知書	第20条第2項

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

教育・保育給付認定(変更)申請書

- 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、申請者や同居親族の市町村民税課税状況その他教育・保育給付認定及び利用者負担額の算定等に際し、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められます。
- 申請書等に記載した事項については、利用調整や教育・保育の運営に必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 施設型給付費・地域型保育給付費は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。
- 翌年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、一次利用申請締切日までに提出された認定申請については、翌年3月までに審査の結果をお知らせします。
- 申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。

受付	収受印
入力	
確認	

以上のことに同意し、次のとおり教育・保育給付認定を申請します。

(宛先) 川崎市 区長 申請日 年 月 日

(保護者)	フリガナ			住所	区	
	氏名	印			区	
日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入してください。						
①	父携帯 父勤務先 自宅・その他()	母携帯 母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯 父勤務先 自宅・その他()	母携帯 母勤務先 自宅・その他()	③
子ども	フリガナ			性別	<input type="checkbox"/> 男	続柄
	氏名				<input type="checkbox"/> 女	
保育希望の理由	<input type="checkbox"/> 有: 保護者の就労、疾病その他の理由により、保育所等での保育の利用を希望する(幼稚園等との併願の場合を含む。)					
	(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧
	(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧
<input type="checkbox"/> 無: 幼稚園等の利用を希望する(保育所等との併願の場合を除く。)						
(幼稚園等の名称)						

※ 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育所機能部分)及び地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育)をいいます。

※ 「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(幼稚園機能部分)をいいます。

(生計の中心者の番号に○を付けてください。)	フリガナ	性別	続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定 又は障害者 手帳
	氏名			個人番号		
1		<input type="checkbox"/> 男	世帯主	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
2		<input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
3		<input type="checkbox"/> 男		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
4		<input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
5		<input type="checkbox"/> 男		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
6		<input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
7		<input type="checkbox"/> 男		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

認定希望日	<input type="checkbox"/> 翌年度4月1日	利用区分の希望	<input type="checkbox"/> 教育標準時間利用(幼稚園等に通う場合)
	<input type="checkbox"/> その他 (年 月 日)		<input type="checkbox"/> 保育短時間利用(1日最大8時間までの利用)
			<input type="checkbox"/> 保育標準時間利用(1日最大11時間までの利用)

支給認定証の交付の希望 支給認定証の交付を希望する。

※ 教育・保育給付認定を行った場合は、教育・保育給付認定決定通知書を交付します。この通知書には、教育・保育給付認定に係る事項が全て記載されます。

支給認定証の所持は任意ですが、支給認定証の交付を希望する場合は、 にチェックをしてください。

< 保育の希望“有”の場合は、必ず裏面も記入してください。 >

保育を希望する期間	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定希望日と同じから <input type="checkbox"/> 小学校就学前 <input type="checkbox"/> 年 月 日 から <input type="checkbox"/> 年 月 日 まで
必要な曜日・時間	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 : ~ : <input type="checkbox"/> 日曜保育の必要有⇒ (保育園の利用を検討している。)

		母親の状況		父親の状況	
働いている場合	就労種別	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()	勤務先	名称
	勤務先	所在地	電話	通勤手段・時間	通勤手段
	通勤手段・時間	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。
	通勤時間	約 分 (往復時間を記入してください。)	通勤時間	約 分 (往復時間を記入してください。)	前年1月1日以降の転職
	前年1月1日以降の転職	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名: から 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名: から 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から	妊娠有無(申請時点)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ (予定日) 年 月 日
就学中の場合	学校名	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。
	通学手段・時間	通勤時間	約 分 (往復時間を記入してください。)	通勤時間	約 分 (往復時間を記入してください。)
	就学の目的	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他 ()	期間	年 月 日まで
	期間	年 月 日まで	卒業後の予定	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日、1日 時間就労	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日、1日 時間就労
	卒業後の予定	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日、1日 時間就労	疾病・障害等の場合	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

生活保護	<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている ⇒ 年 月 日から (担当福祉事務所: 福祉事務所) (担当ケースワーカー:)
ひとり親の場合の理由	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 別居⇒ 調停: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 証明書: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日頃から

区役所 使用欄	
------------	--

第2号様式中「支給認定決定通知書」を「教育・保育給付認定決定通知書」に、「施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定番号」を「認定番号」に改める。

第4号様式中「支給認定申請却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に、「施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第5号様式中「支給認定変更通知書」を「教育・保育給付認定変更通知書」に、「施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定番号」を「認定番号」に改める。

第6号様式中「支給認定変更申請却下通知書」を「教育・保育給付認定変更申請却下通知書」に、「施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定」を「教育・保育給付認定」改める。

第7号様式中「支給認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消通知書」に、「施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第8号様式中「利用者負担額決定通知書」を「利用者負担額等決定通知書」に、「利用者負担額について」を「子ども・子育て支援法施行規則第7条第1項各号に掲げる事項について」に、

「

川崎市外にお住まいの方の利用者負担額等は、お住まいの市（区）町村から通知されます。

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

」

を

「

副食の提供に要する費用の支払の免除に関する事項

川崎市外にお住まいの方の利用者負担額等は、お住まいの市（区）町村から通知されます。

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

」

に改める。

第19号様式を第26号様式とし、同様式の次に次の5様式を加える。

第27号様式

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所 在 地 _____

申 請 者 氏 名 _____
(又は名称) _____ 印

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法に規定する特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

設置者・事業者	法人等の種別	<input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人) (<input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人) <input type="checkbox"/> 法人以外 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体)			
	設置者又は事業者の名称	_____			
	主たる事務所の所在地及び連絡先	〒 _____			
		電話番号	_____	FAX番号	_____
		メールアドレス	_____		
	代表者の職名及び氏名	職名	フリガナ	_____	
			氏名	_____	
代表者の生年月日	_____年 月 日				
代表者の住所	〒 _____				
事業開始(予定)年月日	_____年 月 日				
施設又は事業の種類	種 類			添付様式	
	<input type="checkbox"/> 幼稚園			付表1	
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設			付表2	
	<input type="checkbox"/> 預かり保育事業(在園児を対象)			付表3	
	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業(在園児以外を対象)			付表4	
	<input type="checkbox"/> 病児保育事業			付表5	
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業					

※ 設置者又は事業者が株式会社、各種法人又は任意団体の場合は、社名、法人名又は団体名を記入してください。

第28号様式

様

第 号
年 月 日

特定子ども・子育て支援施設等確認通知書

川崎市長 印

先に申請のありました施設等利用費の支給に係る施設又は事業としての確認については、次のとおり確認しましたので通知します。

施設又は事業所の名称	
施設又は事業の種類	
施設又は事業所の所在地	
設置者又は事業者の名称	
代表者の役職及び氏名	
申 請 年 月 日	
確 認 年 月 日	

第29号様式

様

第 号
年 月 日

特定子ども・子育て支援施設等確認申請却下通知書

川崎市長 印

先に申請のありました施設等利用費の支給に係る施設又は事業としての確認については、次のとおり却下しましたので通知します。

施設又は事業所の名称	
施設又は事業の種類	
施設又は事業所の所在地	
設置者又は事業者の名称	
代表者の役職及び氏名	
申 請 年 月 日	
却 下 年 月 日	
却 下 理 由	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第30号様式

様

第 号
年 月 日

特定子ども・子育て支援施設等確認取消通知書

川崎市長 印

施設等利用費の支給に係る施設又は事業としての確認については、次のとおり取り消しましたので通知します。

施設又は事業所の名称	
施設又は事業の種類	
施設又は事業所の所在地	
設置者又は事業者の名称	
代表者の役職及び氏名	
取 消 年 月 日	
取 消 理 由	
取 消 内 容	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第31号様式

様

第 号
年 月 日

特定子ども・子育て支援施設等確認停止通知書

川崎市長

印

施設等利用費の支給に係る施設又は事業としての確認については、次のとおり効力を停止しましたので通知します。

施設又は事業所の名称	
施設又は事業の種類	
施設又は事業所の所在地	
設置者又は事業者の名称	
代表者の役職及び氏名	
停止年月日	
停止期間	
停止理由	
停止内容	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第18号様式を第25号様式とし、第12号様式から第17号様式までを7様式ずつ繰り下げ、第11号様式の次に次の7様式を加える。

第12号様式

施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第1号認定用)

1 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、申請者や同居親族の市町村住民税課税状況その他施設等利用給付認定に際し、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2 申請書等に記載した事項については、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3 施設等利用費は、申請者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者が受領することがあります。

Table with 2 columns: 受付, 収受印. Includes 入力 and 確認 rows.

以上のことに同意し、次のとおり施設等利用給付認定を申請します。

Main application form with fields for applicant name, address, contact info, and child details.

Section for recognition period: 認定を希望する期間

<利用(予定を含む。)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園)又は特別支援学校幼稚園部を記入してください。>

Table for kindergarten information with fields for name, location, and start date.

第13号様式

施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第2号・第3号認定用)

- 1 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、申請者や同居親族の市町村民税課税状況その他施設等利用給付認定に際し、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2 申請書等に記載した事項については、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3 施設等利用費は、申請者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者が受領することがあります。
- 4 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期することがあります。
- 5 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

受付	收受印
入力	
確認	

以上のことに同意し、次のとおり施設等利用給付認定を申請します。

(宛先) 川崎市		区長	申請日	年 月 日		
(保 護 申 請 者)	フリガナ		住所	〒 - 区		
	氏名	印		住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 -	
	生年月日	年 月 日	日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入してください。			
	①		②	③		
子ども	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄	生年月日	年 月 日
認定区分	<input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)。 <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)。				左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯に該当	
保育を必要とする理由	(子から見た続柄) 父・母・その他() <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他() (子から見た続柄) 父・母・その他() <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()					
認定を希望する期間	年 月 日 から <input type="checkbox"/> 小学校就学前 <input type="checkbox"/> 年 月 日 まで					

<同居者を全員記入してください。>

(生計の申請子どもの番号に○を付けてください。)	フリガナ 氏名	性別	続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
1		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	世帯主	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
2		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
3		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
4		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
5		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
6		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
7		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

<必ず裏面も記入してください。>

<幼稚園、認定こども園又は特別支援学校幼稚部を利用する(予定を含む。)方は記入してください。>

フリガナ	所在地	〒 - 電話番号 ()
名称	利用開始予定日	年 月 日

<認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業を利用する(予定を含む。)方は記入してください。>

フリガナ 施設又は事業所の名称	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - 電話番号 ()	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - 電話番号 ()	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - 電話番号 ()	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - 電話番号 ()	年 月 日

<保育を必要とする理由に応じて記入してください。>

働いている場合	母親の状況		父親の状況	
	就労種別	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()	
	勤務先	名称 所在地 電話番号		
	通勤手段・時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入してください。)	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入してください。)	
	前年1月1日以降の転職	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名: から ② 就労先名: から 就労期間: から	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名: から ② 就労先名: から 就労期間: から	
妊娠有無(申請時点)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ (予定日) 年 月 日			
就学中の場合	学校名			
	通学手段・時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。 通学時間 約 分 (往復時間を記入してください。)	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。 通学時間 約 分 (往復時間を記入してください。)	
	就学の目的	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他 ()		
	期間	年 月 日まで		
	卒業後の予定	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 日、1日 時間就労 <input type="checkbox"/> 月		(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 日、1日 時間就労 <input type="checkbox"/> 月
疾病・障害等の場合	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

<表面の「認定区分」が第3号に該当する場合に記入してください。>

転居予定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (転居先:) (転居時期: 年 月 日)
認定希望日の前年1月1日現在の住所	(母親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ (父親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ

第14号様式

様

第 年 月 日 号

施設等利用給付認定決定通知書

川崎市 区長 印

先に申請のありました施設等利用給付認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

子ども	認定番号																			
	フリガナ																			
	氏名																			
	生年月日	年 月 日												性別						
保護者	住 所																			
	氏名																			
	生年月日	年 月 日																		
決定年月日		年 月 日																		
認定区分																				
認定期間																				
保育の必要性 の事由																				

第15号様式

様

第 年 月 日
年 月 日

施設等利用給付認定申請却下通知書

川崎市 区長 印

先に申請のありました施設等利用給付認定については、次のとおり却下しましたので通知します。

子どもの氏名 及び生年月日	
保護者の氏名	
保護者の住所	
却下年月日	
却 下 理 由	
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。	

第16号様式

様

第 年 月 日
第 年 月 日

施設等利用給付認定変更通知書

川崎市 区長 印

施設等利用給付認定については、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

子ども	認定番号																				
	フリガナ																				
	氏名																				
	生年月日													年	月	日	性別				
保護者	住所																				
	氏名																				
	生年月日													年	月	日					
変更年月日														年	月	日					
認定区分																					
認定期間																					
保育の必要性の事由																					
変更理由																					
<p>この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p>																					

第17号様式

様

第 年 月 日
号

施設等利用給付認定変更申請却下通知書

川崎市 区長 印

施設等利用給付認定の変更については、次のとおり却下しましたので通知します。

子どもの氏名 及び生年月日	
保護者の氏名	
保護者の住所	
却下年月日	
却下理由	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第18号様式

様

第 年 月 日

施設等利用給付認定取消通知書

川崎市 区長 印

施設等利用給付認定については、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり取り消しましたので通知します。

子どもの氏名 及び生年月日	
保護者の氏名	
保護者の住所	
取消年月日	
取 消 理 由	
<p>この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則別表第1及び第2の規定は、この規則の施行の日以後の教育・保育の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の教育・保育の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第39号

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第9号様式中

「	支給認定 番 号	(既に支給認定を受けている場合)	」
---	-------------	------------------	---

を

「	認定番号	(既に教育・保育給付認定を受けている場合)	」
---	------	-----------------------	---

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第40号

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「特例児童扶養資金」の次に「及び政令附則第7条第1項に規定する母子臨時児童扶養等資金」を、「父子福祉資金」の次に「(政令附則第8条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金を含む。)」を加え、同項第2号の表に次のように加える。

母子臨時児童扶養等資金 父子臨時児童扶養資金	令和元年7月31日までに児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定による認定の請求をした者であることを証明する書類、現に児童扶養手当の支給を受けている者であることを証明する書類及び同年8月分の児童扶養手当の額が同年11月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であることを証明する書類
---------------------------	---

第11条第1項中「又は改正政令附則第4条第5項」を、「改正政令附則第4条第5項又は政令附則第7条第6項（政令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 政令附則第7条第6項（政令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する場合 前年（当初の据置期間の最終日の翌日が1月から7月までの間である場合は、前々年とする。）の所得を証明する書類

第12条第1項中「。）」の次に「及び政令附則第7条第5項」を加える。

第13条第1項中「並びに」を「、」に改め、「附則第4条第10項」の次に「並びに政令附則第7条第9項及び第8条第3項」を加える。

第14条第1項中「又は」を「、」に改め、「附則第4条第8項」の次に「又は政令附則第7条第7項（政令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住居表示の実施に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第41号

住居表示の実施に伴う関係規則の整理に関する規則

(川崎市営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1野川西の項位置の欄中「野川」を「西野川1丁目」に改める。

(川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和38年川崎市規則第59号）の一部を次の

ように改正する。

別表宮前消防団の部野川分団の項中「野川、」の次に「野川本町1丁目、野川本町2丁目、」を、「野川本町3丁目」の次に「、西野川1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月15日から施行する。

土地境界確定等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第42号

土地境界確定等取扱規則の一部を改正する規則

土地境界確定等取扱規則（昭和27年川崎市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

(添付図書)	1	案内図（駅、バス停、建物等の目標物を入れてください。）		
	2	公図の写し（法務局公図の写し。申請位置に朱線を入れてください。）		
	3	現地調査図（申請地に関する境界標の有無及び種別を確認し、並びに境界標間距離を測定し、記載した図面）		
	4	道水路台帳平面図の写し（申請位置に朱線を入れてください。）		
	5	申請箇所の土地所有者以外からの申請について、その委任状	筆数	額収印
	6	土地所有者調査書	手数料	筆
	7	その他関係資料		円

を

「

(添付図書)	1	案内図（駅、バス停、建物等の目標物を入れてください。）	
	2	公図の写し（法務局公図の写し。申請位置に朱線を入れてください。）	
	3	現地調査図（申請地に関する境界標の有無及び種別を確認し、並びに境界標間距離を測定し、記載した図面）	
	4	道水路台帳平面図の写し（申請位置に朱線を入れてください。）	
	5	申請箇所の土地所有者以外からの申請については、その委任状	
	6	土地所有者調査書	
	7	その他関係資料	

に、「資料を交付した」を「境界復元の実施の決定を通知した」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第43号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「、区役所内、支所内」を削る。

第111条第1項中「午後4時」の次に「(区会計管理者にあつては、午後3時)」を加える。

別表第2建設緑政局の項中「境界査定手数料」を「閲覧手数料」に改め、同表区役所の項中「、境界査定手数料」を削る。

別表第4中

「

株式会社 横浜銀行	川崎支店	川崎市川崎区南町1番地1
	庁内派出所	川崎市川崎区宮本町1番地市役所内
	川崎区役所 派出所	川崎市川崎区東田町8番地川崎区役所内
	大師支所 派出所	川崎市川崎区東門前2丁目1番地1大師支所内
	田島支所 派出所	川崎市川崎区鋼管通2丁目3番7号田島支所内
	幸区役所 派出所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1幸区役所内
	中原区役所 派出所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地中原区役所内
	高津区役所 派出所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号高津区役所内
	宮前区役所 派出所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5宮前区役所内
	多摩区役所 派出所	川崎市多摩区登戸1775番地1多摩区役所内
麻生区役所 派出所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号麻生区役所内	

を

「

株式会社 横浜銀行	川崎支店	川崎市川崎区南町1番地1
	庁内派出所	川崎市川崎区宮本町1番地市役所内

に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第251号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和元年9月17日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第252号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月9日から令和元年9月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月9日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It lists two road sections with their respective lane numbers and dimensions.

川崎市告示第253号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月9日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月9日から令和元年9月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月9日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 備考. It lists a road section with its lane numbers and start date.

川崎市告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成30年川崎市告示第225号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年9月19日

川崎市長 福田紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

日生百合ヶ丘自治会

(2) 主たる事務所の所在地

川崎市麻生区王禅寺西3丁目3番19号

(3) 代表者の氏名

十亀 博光

(4) 代表者の住所

川崎市麻生区王禅寺西3丁目34番5号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「山本 多一」を「十亀 博光」に改める。
 (2) 代表者の住所
 「川崎市麻生区王禅寺西3丁目38番11号」を
 「川崎市麻生区王禅寺西3丁目34番5号」に改める。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15
 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定
 を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に
 基づき別表のとおり告示します。

令和元年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第255号

指定障害児通所支援事業者の指定について

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ブルービー	放課後等デイサービス ウィズ・ユー 溝の口plus	川崎市高津区溝口2-14-2 ビッグヴィレッジ溝の口ビル 301号室	放課後等デイサービス	令和元年9月1日	1455300382
株式会社 OFFICE-AMANO	発達支援 つなぐ 溝口	川崎市高津区溝口1丁目12-20 ウエストキャニオンII	放課後等デイサービス	令和元年9月1日	1455300366
株式会社LADYBIRD	コベルプラス 二子新地教室	川崎市高津区諏訪1-10-3 2階	児童発達支援	令和元年9月1日	1455300390

川崎市告示第256号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
 めの法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定
 により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示し
 ます。

令和元年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社YMT	ひなたケアサービス	川崎市多摩区生田 五丁目20番6号	居宅介護重度訪問介護	令和元年9月1日	1415400983
株式会社 宮前さくらサービス	宮前さくら 訪問介護支援事業所	川崎市宮前区小台2-1-1 第2桔梗ビル202号室	居宅介護重度訪問介護	令和元年9月1日	1415500840
社会福祉法人 白山福祉会	障害ショートステイ 桜の丘	川崎市中原区井田3-16-1	短期入所	令和元年9月1日	1415201076

川崎市告示第257号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
 めの法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定
 により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり
 告示します。

令和元年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
アースサポート 株式会社	アースサポート川崎宮前	川崎市宮前区土橋2丁目6番2号	居宅介護 重度訪問介護	令和元年8月1日	1415500428
社会福祉法人 みのり会	ヘルパーステーション らいむらいと	川崎市宮前区小台2-15-7 ガーデンハイツ安藤101号室	居宅介護	令和元年8月31日	1415500121
社会福祉法人 みのり会	ヘルパーステーション らいむらいと	川崎市宮前区小台2-15-7 ガーデンハイツ安藤101号室	行動援護	令和元年8月31日	1415500121

川崎市告示第258号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月20日から令和元年10月8日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅 第131号線	川崎市多摩区菅 3丁目184番12先	0.91	30.47	
		川崎市多摩区菅 3丁目187番10先	1.82		
新	菅 第131号線	川崎市多摩区菅 3丁目184番10先	4.00	30.47	隅きりを含む
		川崎市多摩区菅 3丁目187番9先	4.50		

川崎市告示第259号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月20日から令和元年10月8日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅 第131号線	川崎市多摩区菅3丁目184番10先	隅きりを含む
	川崎市多摩区菅3丁目187番9先	

川崎市告示第260号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月20日から令和元年10月8日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅 稲田堤 第9号線	川崎市多摩区菅稲田堤 3丁目3507番3先	4.00	43.32	
		川崎市多摩区菅稲田堤 3丁目3506番3先			
新	菅 稲田堤 第9号線	川崎市多摩区菅稲田堤 3丁目3507番1先	6.00	43.32	
		川崎市多摩区菅稲田堤 3丁目3506番1先			

川崎市告示第261号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月20日から令和元年10月8日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅 稲田堤 第9号線	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目3507番1先	
	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目3506番1先	

川崎市告示第262号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月20日から令和元年10月8日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	西 生 田 第77号線	川崎市多摩区西生田 3丁目6496番4先	2.00	1.76	
		川崎市多摩区西生田 3丁目6496番4先			
新	西 生 田 第77号線	川崎市多摩区西生田 3丁目6496番3先	2.94	1.76	
		川崎市多摩区西生田 3丁目6496番3先			

川崎市告示第263号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月20日から令和元年10月8日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
西 生 田 第 7 7 号 線	川崎市多摩区西生田3丁目6496番3先	
	川崎市多摩区西生田3丁目6496番3先	

川崎市告示第264号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和元年9月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第265号

令和元年7月16日付けで公示した中原区宮内4丁目の一般国道409号予定地について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和元年9月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和元年9月24日
- 2 認定の有効期間
令和元年10月1日から令和5年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市中原区宮内4丁目693-9他
- 4 認定計画提出者
アマノマネジメントサービス株式会社

川崎市告示第266号

令和元年7月16日付けで公示した多摩区布田の都市計画道路小杉菅線予定地について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和元年9月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和元年9月24日
- 2 認定の有効期間
令和元年10月1日から令和6年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市多摩区布田1039-1他
- 4 認定計画提出者
三井不動産リアルティ株式会社

川崎市告示第267号

令和元年7月16日付けで公示した宮前区野川の市道宮前6号線予定地について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和元年9月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和元年9月24日
- 2 認定の有効期間
令和元年10月1日から令和4年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市宮前区野川4054-1他
- 4 認定計画提出者
タイムズ24株式会社

川崎市告示第268号

川崎市税条例附則第18項、第19項又は第20項に基づき市長が定める三輪以上の軽自動車は、令和元年9月18日付け「神奈川県及び川崎市による軽自動車税の環境性能割を課さない三輪以上の軽自動車及び減免する三輪以上の軽自動車に関する確認書」において、軽自動車税の環境性能割を課さない車両又は減免する車両と確認した車両とする。

令和元年9月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第269号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月24日から令和元年10月8日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 一般国道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	409号	川崎市中原区小杉町3丁目15番10先 ----- 川崎市中原区小杉町3丁目15番19先	20.00	11.95	
新	409号	川崎市中原区小杉町3丁目14番11先 ----- 川崎市中原区小杉町3丁目4番3先	20.00	11.95	隅きり部

川崎市告示第270号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月24日から令和元年10月8日まで一般の

縦覧に供します。

令和元年9月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	川崎府中	川崎市中原区小杉町3丁目15番19先 ----- 川崎市中原区小杉町3丁目15番10先	20.00	11.95	
新	川崎府中	川崎市中原区小杉町3丁目4番3先 ----- 川崎市中原区小杉町3丁目14番11先	20.00	11.95	隅きり部

川崎市告示第271号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月24日から令和元年10月8日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	小杉町第46号線	川崎市中原区小杉町3丁目15番19先 ----- 川崎市中原区小杉町3丁目15番10先	5.75	5.69	
新	小杉町第46号線	川崎市中原区小杉町3丁目15番19先 ----- 川崎市中原区小杉町3丁目15番10先	5.75	5.69	隅きり部

川崎市告示第272号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第

115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和元年9月24日

川崎市長 福田 紀彦

令和元年9月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
社会福祉法人白山福祉会	1475202931	居宅介護支援事業所 桜の丘	川崎市中原区井田3-16-1	居宅介護支援
K T L 合同会社	1475402762	アイルケアサービス	川崎市多摩区菅1-8-7 エステートピア多摩101号室	訪問介護
株式会社YMT	1475402770	ひなたケアサービス	川崎市多摩区生田5丁目20番6号	訪問介護
株式会社ライフケア順	1475004030	ライフケア じゅん	川崎市川崎区桜本2-17-4	訪問介護
オールワンス株式会社	1465190137	アイケア訪問看護 リハビリステーション	川崎市幸区中幸町2-32-5	訪問看護 介護予防訪問看護
ソフィアメディ株式会社	1465590252	ソフィア訪問看護 ステーション宮前	川崎市宮前区有馬4-2-11 モンテヴィラージュ 105号室	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ONE TIES	1465590260	ワンタイズ訪問看護 ステーション宮前	川崎市宮前区東有馬1-13-6 コーポ清樹 I 105号	訪問看護 介護予防訪問看護
社会福祉法人白山福祉会	1495200451	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所桜の丘	川崎市中原区井田3-16-1	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
株式会社 アイ・エフ・シー	1475202923	ブリッジライフ元住吉	川崎市中原区荻宿38番3号 安孫子ビル1階	通所介護
株式会社SOCIAL LAB	1495500553	セラピストデイ平	川崎市宮前区平2-8-4 リック宮前平102	地域密着型通所介護
合同会社シエロ	1495600494	デイサービスかなう	川崎市麻生区千代ヶ丘9-8-2	地域密着型通所介護
合同会社シエロ	1495600502	デイサービス幸せ	川崎市麻生区多摩美1-19-15	地域密着型通所介護
株式会社わい・わい	1495000661	グループホーム さくら	川崎市川崎区桜本1-9-11	認知症対応型 共同生活介護
社会福祉法人白山福祉会	1475202964	ショートステイ桜の丘	川崎市中原区井田3-16-1	短期入所生活介護
社会福祉法人白山福祉会	1475202956	特別養護老人ホーム 桜の丘(ユニット型)	川崎市中原区井田3-16-1	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
社会福祉法人白山福祉会	1475202949	特別養護老人ホーム 桜の丘(従来型)	川崎市中原区井田3-16-1	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
株式会社 エヌアールイーサービス	1475102321	夕佳ゆめみがさき	川崎市幸区北加瀬2丁目11番5号	介護予防特定施設 入居者生活介護

川崎市告示第273号

介護保険法等によるサービス事業所等の
廃止等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下、「旧介護保険法」といいます。)第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サ

ービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和元年9月24日

川崎市長 福田 紀彦

令和元年7月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
有限会社福祉の会 せせらぎ	1475202782	訪問介護 せせらぎ	川崎市中原区小杉御殿町1-873-1 御殿町コーポラス1階	訪問介護
合同会社SHIN	1475301360	ケアパートナー優心	川崎市高津区子母口701-2 アメニティハイム101号室	訪問介護
株式会社フジケン シルバーサービス	1475300131	リハビリサポート溝口	川崎市高津区溝口1丁目20番	通所介護
社会福祉法人 ハートフル記念会	1475602130	デイサービス栗平茶寮	川崎市麻生区栗木台1-13-8	通所介護
株式会社ケアギビング	1495100420	リハビリ特化型デイサービス えにしあ 新川崎店	川崎市幸区塚越3-135-4 KDビル1階	地域密着型通所介護
有限会社福祉の会 せせらぎ	1475200851	福祉の会 うらら	川崎市中原区小杉御殿町1-873-1 御殿町コーポラス1階	地域密着型通所介護
株式会社ふるさと	1475302673	ショートステイふるさと高津	川崎市高津区北見方3-12-5	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
株式会社フジケン シルバーサービス	1475300024	株式会社フジケン シルバーサービス	川崎市高津区溝口1丁目20番8号	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

川崎市告示第274号

川崎市災害救助法施行細則第2条の規定による救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用（令和元年川崎市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月24日

川崎市長 福田 紀彦

2の(1)のアを次のように改める。

ア 日当

- (ア) 医師及び歯科医師
1人1日当たり 2万3,500円以内
- (イ) 薬剤師
1人1日当たり 1万7,800円以内
- (ウ) 保健師及び看護師
1人1日当たり 1万7,100円以内
- (エ) 助産師 1人1日当たり 1万8,100円以内
- (オ) 准看護師 1人1日当たり 1万4,100円以内
- (カ) 診療放射線技師、
臨床検査技師及び臨床工学技士
1人1日当たり 1万6,200円以内
- (キ) 救急救命士
1人1日当たり 1万5,900円以内
- (ク) 歯科衛生士
1人1日当たり 1万5,200円以内
- (ケ) 土木技術者及び建築技術者
1人1日当たり 1万5,500円以内
- (コ) 大工 1人1日当たり 2万5,300円以内

- (サ) 左官 1人1日当たり 2万6,600円以内
 - (シ) とび職 1人1日当たり 2万7,100円以内
- 2の(1)のイ中「(サ)まで」を「(シ)まで」に改める。

川崎市告示第275号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月25日から令和元年10月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生第135号線	川崎市宮前区初山 1丁目731番先 川崎市宮前区初山 1丁目731番先	2.73	92.47	
新	菅生第135号線	川崎市宮前区初山 1丁目731番先 川崎市宮前区初山 1丁目731番先	5.00 ～ 11.45	92.47	

川崎市告示第276号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月25日から令和元年10月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生 第135号線	川崎市宮前区初山1丁目731番先	
	川崎市宮前区初山1丁目731番先	

川崎市告示第277号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月25日から令和元年10月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	神木本町 第54号線	川崎市宮前区神木本町4丁目2228番7先	6.00	2.39	隅きり部
		川崎市宮前区神木本町4丁目2228番7先			
新	神木本町 第54号線	川崎市宮前区神木本町4丁目2228番9先	6.00	3.00	隅きり部
		川崎市宮前区神木本町4丁目2228番9先			

川崎市告示第278号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月25日から令和元年10月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
神木本町 第54号線	川崎市宮前区神木本町4丁目2228番9先	隅きり部
	川崎市宮前区神木本町4丁目2228番9先	

川崎市告示第279号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月25日から令和元年10月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川 第340号線	川崎市宮前区野川2816番13先	2.73	7.84	
		川崎市宮前区野川2816番13先			
新	野川 第340号線	川崎市宮前区野川2816番14先	3.37	7.84	
		川崎市宮前区野川2816番14先			

川崎市告示第280号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月25日から令和元年10月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川 第340号線	川崎市宮前区野川2816番14先	
	川崎市宮前区野川2816番14先	

川崎市告示第281号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和元年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（新規）

ア 市長	14件
イ 病院事業管理者	6件
ウ 選挙管理委員会	4件

(2) 個人情報ファイル（変更）

ア 上下水道事業管理者	1件
-------------	----

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第282号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和元年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長	4件
イ 教育委員会	1件

(2) 外部提供

ア 市長	19件
イ 上下水道事業管理者	2件
ウ 病院事業管理者	3件
エ 消防長	1件
オ 教育委員会	4件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第286号

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第1項の規定に基づき令和元年8月1日付けで交付した記号50番号0045284の被保険者証は、次の事由により、令和元年9月12日付けをもって無効とします。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

無効の事由 紛失のため

川崎市告示第287号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 実施期間
令和元年10月1日から令和元年12月31日まで
- 3 実施機関
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 実施対象者

- (1) 接種日に65歳以上の者
- (2) 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

川崎市告示第288号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う令和元年度インフルエンザ予防接種については、別表に掲げる場所で同表に掲げる医師等が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和元年9月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

施設名	医師名	住所1	住所2
天本病院	河北 博文	東京都多摩市中沢2-5-1	
ベイククリニック	野本 文子	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3F
松田内科医院	松田 文男	川崎市川崎区堀之内10-24	
稲葉医院	稲葉 周作	川崎市川崎区砂子1-5-22	
うすい整形外科医院	利郎 周作	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
入江医院	宏 宏	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル
安岡クリニック	昇二 昇二	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル7F
いしいクリニック乳腺外科	誠一郎 誠一郎	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10FB
かわさき診療所	達一郎 達一郎	川崎市川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル10F
川崎おおつか内科・消化器内科	征爾 征爾	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
川崎駅東口クリニック	英子 英子	川崎市川崎区駅前本町4-6	
川崎健診クリニック	一義 一義	川崎市川崎区駅前本町10-5	クレエ川崎7階・8階
川崎駅前クリニック	智洋 智洋	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前ビルハート46F
大塚眼科クリニック	宏之 宏之	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前ビルハート47F
おおしま内科	康男 康男	川崎市川崎区駅前本町14-6	マウエル川崎3階・4階
ナビタスククリニック川崎	一樹 一樹	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトリ川崎8F
あべクリニック	秀樹 秀樹	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
三島クリニック	雅辰 雅辰	川崎市川崎区駅前本町5-2	大星川崎ビル6F
畑医院	章一 章一	川崎市川崎区宮前町5-1	
総合新川橋病院	通 通	川崎市川崎区新川通1-15	
川崎市立川崎病院	歳雄 歳雄	川崎市川崎区新川通12-1	
川崎すすき内科クリニック	竜司 竜司	川崎市川崎区長塚1-15-4	ESTA BUILDING3階
阿部医院	能明 能明	川崎市川崎区長塚1-9-10	
由井クリニック	聡 聡	川崎市川崎区長塚2-4-19	
かわさきデイクア・クリニック	史樹 史樹	川崎市川崎区南町1-8	林ビル川崎1F
第一病院	副 副	川崎市川崎区元木2-7-2	
ささきクリニック	博一 博一	川崎市川崎区池田1-6-3	2階
いししろ耳鼻科	隆一郎 隆一郎	川崎市川崎区池田1-6-3-3F	
内科小原科宮島医院	真之 真之	川崎市川崎区池田2-7-4	
太田総合病院	史一 史一	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	正和 正和	川崎市川崎区日進町24-15	
川崎クリニック	寛治 寛治	川崎市川崎区日進町7-1	
川崎大師みずの耳鼻咽喉科	浩美 浩美	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	川崎日進ビルデック6.7.8階
村山整形外科	均 均	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホムズ川崎大師表参道102
宮川病院	政久 政久	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	パークホムズ川崎大師表参道2F
野田医院 小児科内科眼科	美穂子 美穂子	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
キノメディッククリニック川崎	嘉久 嘉久	川崎市川崎区藤崎3-6-1-1F	
平安医院	良博 良博	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
協同ふじさきクリニック	政臣 政臣	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
青山クリニック	真一 真一	川崎市川崎区伊勢町25-3	
富士見整形外科医院	賢 賢	川崎市川崎区中島1-1-1	
総合川崎臨港病院	薫行 薫行	川崎市川崎区中島3-13-1	
なかまじまクリニック	美根雄 美根雄	川崎市川崎区中島3-9-9	

港町つばさクリニック	永野	智久	川崎市川崎区港町5-2	リヴァイB棟104号
門前外科医院	阿保	雅也	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	和田	齊	川崎市川崎区東門前3-1-6	
相澤整形外科	相澤	策郎	川崎市川崎区昭和1-2-12	
後藤医院	後藤	雅彦	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	杉山	靖	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	櫻井	与志彦	川崎市川崎区大師本町9-11	
介護老人保健施設 薬の園・川崎南部	石井	高暁	川崎市川崎区田町2-9-2	
鈴木医院	鈴木	真	川崎市川崎区田町1-6-15	
AOI国際病院	古川	良幸	川崎市川崎区田町2-9-1	
昭和医院	田添	克衛	川崎市川崎区出来野7-20	
川崎大師いしまる内科クリニック	石丸	尚	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
川崎協同病院	田中	久善	川崎市川崎区桜本2-1-5	
いしい医院	石井	貞士	川崎市川崎区桜本2-4-9	
村上外科医院	村上	俊一	川崎市川崎区大島1-5-14	
渡辺外科内科医院	渡辺	健児	川崎市川崎区大島2-17-16	
高良医院	高良	豊光	川崎市川崎区大島3-15-17	
花田内科胃腸科医院	花田	徹野	川崎市川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	森田	裕人	川崎市川崎区大島5-10-5	
山下整形外科	山下	方也	川崎市川崎区追分町5-2	青木薬山堂ビル2F
田辺医院	田邊	裕明	川崎市川崎区大島上町1-10	
はた内科胃腸科クリニック	畑	英司	川崎市川崎区渡田向町15-2	
介護老人保健施設 薬の園・川崎	新谷	幸義	川崎市川崎区小田菜2-1-6	
元木町眼科・内科	方波	憲史	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	横峯	憲吾	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
川崎七福診療所	大黒	学	川崎市川崎区小田1-1-2	ソリスビル4F
野末整形外科歯科内科	小澤	穂	川崎市川崎区小田5-1-3	
熊谷医院	倉田	典子	川崎市川崎区小田5-28-15	
菊地外科内科クリニック	菊地	弘毅	川崎市川崎区小田6-5-1	
柴田医院	清水	泉	川崎市川崎区浅田3-10-12	
小林整形外科歯科医院	小林	ひろみ	川崎市川崎区京町2-14-3	
京町クリニック	栗須	修	川崎市川崎区京町1-9-11	
飯塚医院	飯塚	和弘	川崎市川崎区京町2-14-2	
京町診療所	倉田	眞行	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
竹内クリニック	竹内	明男	川崎市川崎区京町2-24-4	セントラル川崎京町ハイライズ111
黒坂医院	黒坂	きょう子	川崎市川崎区京町2-8-17	
安士医院	安士	達夫	川崎市川崎区浜町1-22-6	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	吉邨	博孝	川崎市川崎区浜町1-7-6	
悠梨会在宅クリニック川崎	宮原	光興	川崎市川崎区浜町4-6-19	
日本鋼管病院	小川	健二	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
こうかんクリニック	豊間	博	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
東扇島診療所	新井	理之	川崎市川崎区東扇島8	福利厚生センター2F
地域密着型特別養護老人ホームこむかい	酒井	亮介	川崎市幸区小向野町1-3	
介護老人保健施設千の風・川崎	廣瀬	好文	川崎市幸区小向町15-25	

佐々木内科クリニック	佐々木	明徳	川崎市幸区小向町3-21	
田代クリニック	田代	尚美	川崎市幸区小向西町2-22-3	
さいわい整形外科	山本	憲一	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポ 511F
田村外科病院	田村	哲郎	川崎市幸区戸手1-9-13	
橋爪医院	橋爪	誠	川崎市幸区戸手2-3-12	
特別養護老人ホームクロクスハート幸・川崎	足立	聖子	川崎市幸区河原町1-37	
三條医院	三條	明良	川崎市幸区幸町2-697	
関クリニック	関	文雄	川崎市幸区幸町3-7	
青木整形外科	青木	晴彦	川崎市幸区幸町4-18	
川崎ライフケアクリニック	菊岡	良考	川崎市幸区中幸町4-42	菊岡ビル201
米田医院	米田	直人	川崎市幸区中幸町3-13	
スクエアクリニック	大野	良子	川崎市幸区堀川町580	リット・スカイ7東館1F
川崎ファーマーケアクリニック	飯田	茂	川崎市幸区堀川町580	リット・スカイ7西館2F
川崎リウマチ・内科クリニック	小井戸	則彦	川崎市幸区大宮町12-7	ニューザ 川崎222
中村クリニック・内科クリニック	中村	薫	川崎市幸区大宮町1310	ニューザ 川崎227
横山クリニック	横山	勲	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎幸病院	山本	晋	川崎市幸区大宮町31-27	
川崎鶴見血管外科クリニック	渋谷	慎太郎	川崎市幸区大宮町5-6	コ・リナ・ビル4階
特別養護老人ホーム 南さいわい	酒谷	高介	川崎市幸区南幸町3-149-3	
川崎幸クリニック	杉山	孝博	川崎市幸区南幸町1-27-1	
藤田医院	藤田	健一	川崎市幸区南幸町2-21 2F	
まつくら整形外科	松倉	陽一	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F	
ましも内科循環器内科	真下	好勝	川崎市幸区南幸町2-26-12	
いきいきクリニック	武知	由佳子	川崎市幸区南幸町2-34-2	川崎クロスセンター1F
おさないクリニック	長内	佳代子	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
小林クリニック	小林	英之	川崎市幸区南幸町2-80	
けいクリニック	正村	謙二	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
森田医院	森田	由里	川崎市幸区南幸町3-14	
あいホームケアクリニック	齋木	裕也	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
第二川崎幸クリニック	関川	浩司	川崎市幸区都町39-1	
黒瀬クリニック	黒瀬	恒幸	川崎市幸区神明町2-1-1	
鈴木医院	小柳	順子	川崎市幸区神明町2-14-7	
川崎中央クリニック	松井	康信	川崎市幸区神明町2-68-7	
小泉クリニック	小泉	実意子	川崎市幸区神明町2-9-5	
植村内科医院	植村	信之	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	
山田小児科医院	山田	尚士	川崎市幸区塚越1-121	
松葉医院	松葉	育郎	川崎市幸区塚越2-159	
田中小児科医院	柘井	志保	川崎市幸区塚越2-217	
矢野内科医院	矢野	春雄	川崎市幸区塚越4-314-2	
みつや内科診療所	三廻	信之	川崎市幸区古川町120	
小林内科医院	小林	敏則	川崎市幸区紺屋町39	
くちかた整形外科	朽方	秀人	川崎市幸区新塚越201	ルエ新川崎3F
さいわい鹿島田クリニック	朝倉	裕士	川崎市幸区新塚越201	ルエ新川崎

よしかわ耳鼻咽喉科	吉川	琢磨	川崎市幸区新塚越201	ルエ新川崎3F
新川崎ひたち整形外科	月出	康平	川崎市幸区新川崎5-2	シカモ-ル3F
まつの内科クリニック	松野	久子	川崎市幸区新川崎5-2	シカモ-ル3F
関口医院	関口	博仁	川崎市幸区古市場1-21	
中村整形外科	中村	信之	川崎市幸区古市場1-21	
川崎セツルメント診療所	西村	真紀	川崎市幸区古市場2-67	
柴田皮膚科医院	柴田	明彦	川崎市幸区下平間250-8	
内科・いまいクリニック	今井	久美雄	川崎市幸区下平間84-3	
石永医院	石永	隆成	川崎市幸区下平間130	
南武医院	西脇	博一	川崎市幸区下平間205	
まつやまクリニック	松山	恭輔	川崎市幸区下平間341	オナⅢ2F
松山整形外科	松山	武司	川崎市幸区下平間341	オナⅢ1F
千梨内科クリニック	関	江里子	川崎市幸区下平間359	オナⅣ201
ナカオカクリニック	中岡	康	川崎市幸区下平間38	
パークシティー皮膚科泌尿器科	牧	三樹子	川崎市幸区小倉1-1-D211	
パークシティクリニック	大森	尚文	川崎市幸区小倉1-1	ハ-クシティ新川崎クリニック棟217
木村整形外科	木村	記行	川崎市幸区小倉1-3-14	
栗田病院	寺崎	太洋	川崎市幸区小倉2-30-13	
柁原医院	柁原	啓一	川崎市幸区小倉3-23-4	
たくま幸クリニック	詫摩	哲郎	川崎市幸区小倉3-28-12	ジャリ佐野1F
小倉かとう内科	加藤	義郎	川崎市幸区小倉5-19-23	クロス-シティ新川崎209号
南加瀬耳鼻咽喉科クリニック	平間	真理子	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルビル1F
南加瀬ファミリークリニック	滝澤	憲一	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルビル2F
川崎南部在宅診療所	中村	努	川崎市幸区南加瀬2-8-15	新川崎ロイヤルビル1F-B
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	坂本	園子	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
生駒クリニック	生駒	光博	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
鎌田医院	鎌田	健司	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
高取内科医院	高取	正雄	川崎市幸区矢上13-6	
メデイ在宅クリニック	高橋	保正	川崎市幸区矢上2-7	
新川崎むらせ内科循環器内科	村瀬	達彦	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
高橋クリニック	高橋	薫	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
鹿島田病院	川田	忠典	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
はとりクリニック	羽島	裕	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
新川崎耳鼻咽喉科医院	庄司	稔	川崎市幸区鹿島田2-24-11	
あむろ内科クリニック	安室	尚樹	川崎市中原区上丸子八幡町796	
あんしんクリニック	吉嶺	太輔	川崎市中原区新丸子東2-8-9-7-11	ラポール新丸子2F 202
武蔵小杉皮ふ科	山本	亜偉策	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階454
田中内科クリニック	田中	洋一	川崎市中原区新丸子東1-774	
渡辺こども診療所	渡辺	慎	川崎市中原区新丸子東1-788	
新丸子整形外科	大坪	材	川崎市中原区新丸子東1-831	KAHALAEAST1 2F
丸子クリニック	酒井	紗織	川崎市中原区新丸子東1-840	ダイヤル新丸子1F
こすぎ駅前クリニック	宮脇	誠	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	高田	茂	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	フーテンビル武蔵小杉2F
武蔵小杉くれ耳鼻咽喉科	呉	晃一	川崎市中原区新丸子東3-1100-14 2F	

どうどう小児科・アレルギー科	藤巻 孝一郎	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららぽーと武蔵小杉4F
むさし小杉内科クリニック	鈴木 健修	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららぽーと武蔵小杉4階
武蔵小杉ハートクリニック	菊池 有史	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビルF
山出内科	柳澤 尚紀	川崎市中原区新丸子町727-1	
えじり子供クリニック	和夫 裕史	川崎市中原区新丸子町734-1	アベニ新丸子1F
山口外科	荒田 浩久	川崎市中原区新丸子町745-3	
荒田内科クリニック	生富 公明	川崎市中原区新丸子町748 1F	グライヴ新丸子II 1F
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	小山 守	川崎市中原区新丸子町765	
こやま耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	小関 克彦	川崎市中原区新丸子町765	
前田医院	河井 誠	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
かわいクリニック武蔵小杉	児玉 文雄	川崎市中原区丸子通1-403-10	ツナハスこだまビル2F
こだま診療所	松本 正智	川崎市中原区丸子通2-441	
松本クリニック	宗像 和彦	川崎市中原区丸子通2-682	エフ・フィナン101号室
新丸子ペインクリニック内科	横瀬 友好	川崎市中原区下沼部1810-1	ツナハス武蔵小杉2F
武蔵小杉内科・漢方・循環器	豊田 隆世	川崎市中原区下沼部1747	
わたたに医院	程塚 明	川崎市中原区下沼部1760	カイト 玉川1F101
やまと診療所武蔵小杉	中村 泰昭	川崎市中原区下沼部1930	
中村医院	田中 栄	川崎市中原区中丸子13-21	LROCKSビル2F
小杉内科ファミリークリニック	鶴興隆	川崎市中原区中丸子361	
亀谷内科クリニック	平間 通	川崎市中原区中丸子589-11	
平間クリニック	菊岡 正和	川崎市中原区田尻町35	
菊岡内科医院	小林 洋一	川崎市中原区北谷町31	
小林医院	中橋 栄太	川崎市中原区北谷町51-9	
中橋メディカルクリニック	二宮 高寛	川崎市中原区北谷町693	
二宮内科小児科クリニック	須藤 光	川崎市中原区北谷町693	マルポビルF
平間耳鼻咽喉科医院	内田 黄生	川崎市中原区市ノ坪223	幼1来夢101
内田クリニック	長田 陽介	川崎市中原区市ノ坪449-3	
武蔵小杉おさだ内科	橋本 興人	川崎市中原区市ノ坪449-3	ツナハス武蔵小杉1F
キヤップスクリニック武蔵小杉	もくほ内科クリニック	川崎市中原区木月住吉町2-25	エパビル2 4階
もくほ内科クリニック	宇藤 浩	川崎市中原区荻宿24-37	
宇藤内科医院	野口 肇	川崎市中原区西加瀬16-10	ア・カルピス元住吉
野口クリニック	竹内 遼	川崎市中原区西加瀬17-8	イクセルビュ元住吉1F
川崎中原クリニック	古矢 仁	川崎市中原区西加瀬4-12	
古矢整形外科医院	田中 慎一	川崎市中原区木月3-32-18	
田中整形外科	飯田 秀雄	川崎市中原区木月1-21-7	
もとすみ皮膚科	徳植 純也	川崎市中原区木月1-2-24	小山ワルビル2F
徳植医院	綾部 晃久	川崎市中原区木月1-23-7	
綾部内科クリニック	大田 勝弘	川崎市中原区木月1-28-5	
おおたクリニック	元住吉 亮太	川崎市中原区木月1-28-5	ア・カルピスD元住吉2F
元住吉こころみクリニック	豊崎 信雄	川崎市中原区木月1-31-10	ア・カルピスD元住吉3F
豊崎医院	宮尾 直彦	川崎市中原区木月1-6-14	
宮尾クリニック	高村 和夫	川崎市中原区木月2-12-18	
元住吉クリニック	北村 修一	川崎市中原区木月2-14-6	
北村医院			

みやぎ内科クリニック	宮城	憲一	川崎市中原区木月3-25-10	
毛利医院	毛利	誠	川崎市中原区木月3-5-33	
住吉診療所	佐藤	温	川崎市中原区木月3-7-3	
湊口内科クリニック	湊口	健太郎	川崎市中原区木月祇園町14-16	
江島整形外科クリニック	江島	正春	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	گرانビオ元住吉116
久保田クリニック	久保田	啓人	川崎市中原区木月祇園町15-1	
中島クリニック	中島	啓介	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	鈴木	敏幸	川崎市中原区井田1-36-3	
さかもと内科クリニック	坂本	和彦	川崎市中原区井田1-36-3	
川崎市立井田病院	中島	洋介	川崎市中原区井田2-27-1	
竹本小児科医院	竹本	桂一	川崎市中原区井田杉山町13-48	
島脳神経外科整形外科医院	島	浩史	川崎市中原区井田杉山町29-10	
山形皮膚科クリニック	山形	健治	川崎市中原区下小田中2-4-29-2F	
在宅テラス診療所なかはら	齋賀	真言	川崎市中原区下小田中3-16-5-1階	
上杉クリニック	上杉	毅彦	川崎市中原区下小田中1-15-33	
たかはし内科	高橋	正光	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOビブル1F
神保内科クリニック	神保	芳宏	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原カニビル1F
むさし整形外科	本庄	雄司	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原カニビル2F
ますみ皮膚科	黒澤	真澄	川崎市中原区下小田中2-16-1	福康ビル1F
山高クリニック	山高	浩一	川崎市中原区下小田中2-33-39	
田中耳鼻咽喉科クリニック	田中	一仁	川崎市中原区下小田中2-4-29	トビタツ武蔵番館1F
なかはら内科クリニック	岸	智	川崎市中原区下小田中3-30-3	
すずむらクリニック	鈴木	健太	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
武蔵中原しくらクリニック	四蔵	朋之	川崎市中原区下新城2-1-38	キョウビル101
回生医院	秋丸	大理	川崎市中原区新城2-10	
中原整形外科	原山	国秀	川崎市中原区新城1-8-9	
京浜総合病院	岩崎	浩	川崎市中原区新城1-2-5	
大迫内科クリニック	大迫	宏次	川崎市中原区新城2-15-2	
宮崎医院	宮崎	彰	川崎市中原区新城3-13-8	
春原内科クリニック	春原	経彦	川崎市中原区新城3-2-13	
ごんどう整形外科	権藤	宏	川崎市中原区新城3-2-13	
中島医院	中島	夏樹	川崎市中原区新城3-5-1	マガイ5F-6F
新城皮フ科	海野	俊雄	川崎市中原区新城4-10-1	
新城整形外科	原田	俊隆	川崎市中原区新城4-1-4	
やまだ内科クリニック	山田	修司	川崎市中原区上新城1-2-28-201	
ふしむら耳鼻咽喉科	藤村	昭子	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城がやビル2F
新城女性のクリニック	後藤	妙恵子	川崎市中原区上新城2-11-29 4階	
うちだこどもクリニック	内田	啓司	川崎市中原区上新城2-14-23	トウアンスクエア7武蔵新城1F
おばな内科クリニック	小花	光夫	川崎市中原区上新城2-4-8	
ハウズクリニック渡辺内科	渡邊	富博	川崎市中原区宮内1-8-3	
さかね内科クリニック	坂根	健志	川崎市中原区宮内2-12-1	
おくせ医院	奥瀬	紀晃	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハムフェリ-B101
池田整形外科	池田	崇	川崎市中原区上小田中3-23-34	
だんのうえ眼科クリニック	檀之上	和彦	川崎市中原区上小田中3-23-34	マガイ中原ビル3F

ボプラメデカイカルクリニック	寺田	江里	川崎市中原区上小田中3-29-2	サ・カストディパークコート1F
つちや内科・循環器内科	土屋	勝彦	川崎市中原区上小田中5-2-7	クラア武蔵中原1F
武蔵中原まちないクリニック	町井	克行	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
はなまるクリニック	山本	英世	川崎市中原区小杉町1-365-1	平成管理ビル3F
医大前内科クリニック	野口	寛生	川崎市中原区小杉町1-509-1	マイキャスト武蔵小杉Ⅲ 1階
前田記念武蔵小杉クリニック	小川	千恵	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉S1Mビル6F
武蔵小杉整形外科	小谷野	康彦	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉ｸﾞｰﾌﾞﾞﾞ2F
小杉中央クリニック	布施	純郎	川崎市中原区小杉町1-403-35	武蔵小杉ｸﾞｰﾌﾞﾞﾞ2F
塚原クリニック	塚原	浩章	川崎市中原区小杉町1-529	STEPS-3 1F
柴崎整形外科	柴崎	徹	川崎市中原区小杉町1-529-15	
のなみクリニック	沼波	良太	川崎市中原区小杉町1-547-83	
コスゴロンズクリニック	高木	誠	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
むらた内科クリニック	村田	亜紀子	川崎市中原区小杉町3-1501	セント武蔵小杉A棟1階
こすぎ耳鼻咽喉科クリニック	金井	憲一	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セント武蔵小杉A棟3階
山越泌尿器クリニック	山越	昌成	川崎市中原区小杉町3-282	朝日ビル武蔵小杉104
みのわ耳鼻咽喉科	蓑輪	仁	川崎市中原区小杉町3-257-4	小杉第二山協ビル2F
あさひ小児科・内科クリニック武蔵小杉	安藤	昌守	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル2F
聖マリアンナ医科大学東横病院	宮島	伸宜	川崎市中原区小杉町3-435	
加藤順クリニック	加藤	順一	川崎市中原区小杉町3-441-1	セント7安藤2F
こすぎ皮膚科	山本	亜偉策	川崎市中原区小杉町3-441-1	ベルケール武蔵小杉2階
さとうクリニック	佐藤	牧	川崎市中原区小杉町3-8-6	げんげん小杉1F
はりまや耳鼻咽喉科	播磨谷	敦	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワーブレイス1階
中原すみれクリニック	向田	政博	川崎市中原区今井南町28-50	阿部ビル1F
高原整形外科	高見	博	川崎市中原区今井南町21-35-101	ルミエール南Ⅱ 1階(B)・2階(B)
岡島クリニック	岡島	一雄	川崎市中原区今井南町21-35-102	ルミエール南Ⅱ 1階A
さかい医院	堺	浩之	川崎市中原区今井南町9-34	
清水医院	清水	弁	川崎市中原区今井南町12-12	
介護老人保健施設 葵の園・武蔵小杉	新谷	幸義	川崎市中原区今井西町2-58	
たむらクリニック	田村	義民	川崎市中原区今井西町12-14	柳田ビル1F
神田クリニック	神田	真人	川崎市中原区今井上町4-4	ハルビ武蔵小杉1F
ヒロクリニック	廣澤	彰	川崎市中原区小杉御殿町2-53-3	小杉スタジオビル2F
小杉外科内科医院	寺戸	孝之	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	根本	繁	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	田島	廣之	川崎市中原区小杉町1-396	
富士通クリニック	狭間	比左徳	川崎市中原区上小田中4-1-1	
川崎高津診療所	松井	英男	川崎市高津区溝口4-1-3	T・ビルディング4F
溝のロクリニック	井出	真弓	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストハイブビルⅡ2F
洲之内内科	洲之内	建二	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
総合高津中央病院	小林	進	川崎市高津区溝口1-16-7	
宮川内科医院	宮川	浩	川崎市高津区溝口1-6-1	
ふじクリニック	藤下	昌彦	川崎市高津区溝口1-8-6	
田園二子クリニック	山岡	桂太	川崎市高津区溝口2-16-5	7化-溝の口ビル2F
鈴木医院	鈴木	宗紀	川崎市高津区溝口2-18-46	
住永クリニック	住永	雅司	川崎市高津区溝口2-6-26	7X マヤ栄橋ビル2F

溝の口駅前皮膚科	玉城	有紀	川崎市高津区溝口2-9-12	マルビル 16-2F
猿谷耳鼻咽喉科医院	猿谷	昌司	川崎市高津区溝口3-10-38	猿谷ビルF
優ウイメンズクリニック	井上	美由起	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
柴崎医院	柴崎	慎一	川崎市高津区溝口3-9-4	
高津駅前みみ・はな・のどクリニック	加藤	功	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル1-3F
二子クリニック	山田	恭司	川崎市高津区二子1-11-15	
高津内科クリニック	上田	裕司	川崎市高津区二子3-33-20	
窪田医院	田中	美砂子	川崎市高津区二子5-10-1	
二子新地ひかりこどもクリニック	久保田	亘	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMPラットF
高橋内科医院	高橋	重人	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平吾番館101
はっとりファミリークリニック	服部	隆志	川崎市高津区北見方2-16-1	高津ゆうあいビル 101F
はじかの医院	初鹿野	誠彦	川崎市高津区北見方3-6-35-A	
ハートフル川崎病院	河村	代志也	川崎市高津区下野毛2-1-3	
サンライズクリニック	水戸部	知代	川崎市高津区久本3-2-22-102	
もぎたて耳鼻咽喉科	茂木立	学	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
つるや内科クリニック	鶴谷	孝	川崎市高津区久本1-6-5	
溝の口慶友クリニック	岩田	憲治	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノロビル4F
みぞのくちファミリークリニック	高木	博	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
高山クリニック	高山	敏郎	川崎市高津区久本3-2-3	ウエルビュー溝の口
廣津医院	廣津	伸夫	川崎市高津区久本3-6-1-212	
坂戸診療所	竹内	啓哉	川崎市高津区坂戸1-6-18	
溝の口胃腸科・内科クリニック	石川	泰郎	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口
KSPクリニック	俵	美河	川崎市高津区坂戸3-2-1	KSPビル西503
樋ヶ谷クリニック	羽生	健	川崎市高津区末長1-23-17	樋ヶ谷ビルF
樋ヶ谷耳鼻咽喉科	嚴	文雄	川崎市高津区末長1-40-1-103	姿見台ビル4F
そめや内科クリニック	染谷	貴志	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル階
山本整形外科医院	山本	茂樹	川崎市高津区末長1-8-20	スタイリイ樋ヶ谷MALL6F
樋が谷駅前内科クリニック	長町	誠嗣	川崎市高津区末長1-9-1	
福住医院	福住	亮雄	川崎市高津区末長3-12-3	
介護老人保健施設 ゆい	西木	俊一	川崎市高津区新作3-7-1	
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	竹野	景海	川崎市高津区新作3-1-4	
片倉病院	豊島	秀男	川崎市高津区新作4-11-16	
新城・新作こどもクリニック	池上	英	川崎市高津区新作4-12-6	FMCビル2F
かたおか小児科クリニック	片岡	正	川崎市高津区樋ヶ谷3-7-28-101	
あおば内科クリニック	難波	康夫	川崎市高津区樋ヶ谷6-2-8	
つきおかメディカルクリニック	月岡	稔雄	川崎市高津区千年新町28-3	
ハタカズコ婦人クリニック	秦	和子	川崎市高津区千年新町28-9	
千年診療所	大関	一郎	川崎市高津区千年新町29-5	
桐村医院	桐村	拓明	川崎市高津区千年200-5	
いずみ泌尿器科皮膚科	泉	博一	川崎市高津区千年301-1	クラント・コスモ千歳203
介護老人保健施設たかつ	原	孝	川崎市高津区子母口498-2	
しまむらクリニック	高村	健	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックビルF
子母口整形外科	青柳	充	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックビル2F
山本医院	山本	均	川崎市高津区子母口728-4	

子母口耳鼻咽喉科医院	岡坂	吉記	川崎市高津区子母口970-1
伊藤医院	伊藤	達也	川崎市高津区久末1894
森クリニック	森	久美子	川崎市高津区久末9-1
成宮医院	成宮	達善	川崎市高津区東野川1-17-5
福西内科クリニック	福西	康夫	川崎市高津区東野川1-7-9
野川整形外科	嶋崎	宣孝	川崎市高津区東野川1-7-9
大久保クリニック	大久保	賢治	川崎市高津区東野川2-36-5
田中クリニック	田中	柳水	川崎市高津区東野川2-36-5
川崎高津クリニック	小穴	正博	川崎市高津区宇奈根638-1
久地さとう医院	佐藤	浩則	川崎市高津区宇奈根637-5
介護老人保健施設 樹の丘	藤波	まさ子	川崎市高津区久地4-19-1
久地診療所	喜瀬	守人	川崎市高津区久地4-19-8
内田内科	内田	和仁	川崎市高津区久地4-24-30
松岡クリニック	松岡	道夫	川崎市高津区下作延2-35-1
溝ノ口診療所	多田	靖	川崎市高津区下作延4-10-11
メデイクス溝の口ガーデンクリニック	高橋	周二	川崎市高津区下作延5-29-1
木暮クリニック	木暮	悦子	川崎市高津区下作延2-4-3
武井クリニック	武井	裕	川崎市高津区下作延2-7-26
渡辺クリニック	渡辺	茂	川崎市高津区下作延2-9-10
国島医院	國島	友之	川崎市高津区下作延3-22-7
長瀬クリニック	長瀬	良彦	川崎市高津区下作延3-3-10
メデイクスクリニック溝の口	南	陸彦	川崎市高津区下作延5-11-12
津田山クリニック	横山	護	川崎市高津区下作延6-4-1
木下耳鼻咽喉科医院	木下	俊之	川崎市高津区下作延6-5-11
にし医院	伊藤	園子	川崎市高津区上作延151-4
帝京大学医学部附属溝口病院	沖永	恵津子	川崎市高津区二子5-1-1
虎の門病院分院	宇田川	晴司	川崎市高津区榎ヶ谷1-3-1
特別養護老人ホームみかど荘	金子	美子	川崎市宮前区野川1413
介護老人保健施設 ブラチナ・ヴィラ宮前	土橋	孝之	川崎市宮前区野川1430-1
帝京大学老人保健センター	沖永	佳史	川崎市宮前区野川1907
馬目整形外科・内科クリニック	馬目	晃匡	川崎市宮前区野川122
佐治医院	佐治	正勝	川崎市宮前区野川1238-7
村上循環器科内科皮膚科	村上	康文	川崎市宮前区野川3000
北見整形外科	北見	圭司	川崎市宮前区野川3000
こども元気！内科クリニック	手塚	勝也	川崎市宮前区野川3000
野川クリニック	亀谷	雄一郎	川崎市宮前区野川3021
風の道クリニック	須藤	みか	川崎市宮前区野川3134-5
好生堂医院	田村	俊	川崎市宮前区野川1963
森島小児科内科クリニック	森島	昭	川崎市宮前区東有馬3-15-10
菅野耳鼻咽喉科	菅野	澄雄	川崎市宮前区東有馬3-5-29
きたじま内科・脳神経クリニック	北島	和人	川崎市宮前区東有馬5-1-2
ありま眼科	御宮知	達也	川崎市宮前区東有馬5-23-22
本村医院	本村	智子	川崎市宮前区東有馬5-24-1
れいんぼう川崎診療所	齋藤	薫	川崎市宮前区東有馬5-8-10

薄井胃腸科外科	川崎市宮前区有馬1-1-18	武人
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	毅
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	秀樹
東横恵愛病院	川崎市宮前区有馬4-17-23	達也
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	鷹彦
青野診療所	川崎市宮前区鷺沼1-11-6	和枝
鷺沼ファミリークリニック	川崎市宮前区鷺沼3-2-6	正孝
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	智嗣
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	文之
吉田皮膚科	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	秀也
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	雅也
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	雅史
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	一男
さぎぬま脳神経クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-2-6	賢仁
鷺沼整形外科クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-2-6-2F	正洋
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	和夫
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	俊雄
すずか小児科・皮膚科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11	裕久
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	隆介
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	弘毅
つし耳鼻咽喉科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	富彦
おおば内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	治雄
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	勝驥
つちまじ整形外科リウマチ科	川崎市宮前区土橋7-26-6	芳美
川本整形外科	川崎市宮前区宮前平2-1-3	守
根岸耳鼻咽喉科医院	川崎市宮前区宮前平2-1-5	達郎
三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	亮平
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	克彦
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	哲
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	淑隆
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	耕永
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	龍太
原田皮膚科	川崎市宮前区小台1-20-1	昭一郎
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3	直樹
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	茂樹
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	理
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	寿一
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	健一
宮前平整形外科クリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	達明
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	雅彦
宮前平トレーン耳鼻咽喉科	川崎市宮前区小台2-6-6	祐永
老人保健施設レストア川崎	川崎市宮前区犬蔵2-25-9	登
いぬくら内科医院	川崎市宮前区犬蔵1-9-45	貴
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	正彦

水沢クリニック	米波	川崎市宮前区水沢2-20-1	浩二
介護老人保健施設 ろうけん宮前	米波	川崎市宮前区水沢2-20-1	浩二
北都市場クリニック	藤野	川崎市宮前区水沢1-1-1	喜理子
かわさき記念病院	福井	川崎市宮前区潮見台20-1	俊哉
潮見台植木クリニック	植木	川崎市宮前区潮見台6-7	茂年
あおやぎ内科循環器クリニック	青柳	川崎市宮前区菅生2-1-9	昭彦
五所塚診療所	浜島	川崎市宮前区五所塚1-21-4	秀典
おおたけファミリークリニック	大竹	川崎市宮前区平1-1-4	晋
くさか整形外科クリニック	日下	川崎市宮前区平1-1-4	達夫
鎌田クリニック	鎌田	川崎市宮前区平2-11-3	正広
いしだ内科外科クリニック	石田	川崎市宮前区平4-4-1	孝雄
宮前平グリーンハイツ診療所	大熊	川崎市宮前区けやき平1-16-209	由美子
木山医院	木山	川崎市宮前区けやき平8-1	博夫
みやびクリニック	中田	川崎市宮前区南平台3-17	雅弘
鎌田クリニック南平台	富樫	川崎市宮前区南平台3-30	秀生
山本内科クリニック	山本	川崎市宮前区白幡台1-9-10	一哉
小林外科胃腸科	藤田	川崎市宮前区神木町2-2-17	美弥子
くりう内科クリニック	栗生	川崎市宮前区神木2-2-1	和幸
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	山田	川崎市宮前区宮崎2-10-2	良宣
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	加藤	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	浩之
宮崎台耳鼻咽喉科	細井	川崎市宮前区宮崎2-10-8	広道
原医院	原	川崎市宮前区宮崎2-10-9	亨
たかはしクリニック	高橋	川崎市宮前区宮崎2-13-1	俊光
ニコトこどもクリニック	三森	川崎市宮前区宮崎2-9-3	謙一
宮崎台クリニック	泉	川崎市宮前区宮崎3-14-23	正紀
もぎ循環器科内科医院	茂木	川崎市宮前区宮崎5-14-19	純一
宮前つばさクリニック	幸田	川崎市宮前区宮崎6-9-5	恭子
大野医院	大野	川崎市宮前区馬絹3-8-34	祐子
かねこクリニック	金子	川崎市宮前区馬絹4-4-13	光延
小野田医院	小野田	川崎市宮前区馬絹6-22-14	萬一郎
聖マリアンナ医科大学病院	北川	川崎市宮前区菅生2-16-1	博昭
いなだ整形外科ひふ科	野村	川崎市多摩区菅4-3-35 センタービル2F	房江
てつか内科・循環器クリニック	手塚	川崎市多摩区菅1-5-12	尚紀
稲田堤メディカルクリニック	安彦	川崎市多摩区菅2-15-5	篤
西村クリニック	西村	川崎市多摩区菅2-4-2	真
関口内科医院	関口	川崎市多摩区菅2-8-27	信哉
コハル内科	鈴木	川崎市多摩区菅4-1-1	春彦
清水小児科クリニック	清水	川崎市多摩区菅6-13-20	晃
にし整形外科ペインクリニック	西	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28	勇樹
稲田堤駅前脳神経外科クリニック	莊司	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	光彦
前原医院	前原	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	真司
牛山クリニック	淵之上	川崎市多摩区菅馬場3-7-5	弘道
介護老人保健施設よみうりランドケアセンター	水田	川崎市多摩区菅仙谷4-1-3	邦雄
大倉消化器科クリニック	大倉	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	聡

つじ内科クリニック	辻	正人	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
ことぶきクリニック	前田	壽哉	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
あいクリニック産婦人科・小児科	上野	紀子	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
稲田小児科医院	大出	集	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	川崎市多摩区菅北浦2-2-24
土井医院	土井	義之	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	川崎市多摩区菅北浦4-11-25
稲田登戸クリニック	松本	秀平	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	川崎市多摩区菅北浦4-3-1
前田医院	前田	暢彦	川崎市多摩区布田10-8	川崎市多摩区布田10-8
多摩クリニック	桜井	淳	川崎市多摩区布田2-24	川崎市多摩区布田2-24
中野島糖尿病クリニック	大津	成之	川崎市多摩区中野島1-9-2	川崎市多摩区中野島1-9-2
藤田クリニック	藤田	毅	川崎市多摩区中野島3-14-37	川崎市多摩区中野島3-14-37
池田小児科医院	生駒	雅昭	川崎市多摩区中野島3-15-15	川崎市多摩区中野島3-15-15
牧野クリニック	牧野	秀樹	川崎市多摩区中野島3-27-34	川崎市多摩区中野島3-27-34
中野島診療所	高橋	伸之	川崎市多摩区中野島4-9-1	川崎市多摩区中野島4-9-1
中野島小児科クリニック	池上	香	川崎市多摩区中野島6-22-9	川崎市多摩区中野島6-22-9
中野島整形外科クリニック	三科	正彦	川崎市多摩区中野島6-26-2	川崎市多摩区中野島6-26-2
中野島北口コカワクリニック	古河	哲哉	川崎市多摩区中野島6-26-2	川崎市多摩区中野島6-26-2
鈴木内科医院	鈴木	雅之	川崎市多摩区登戸新町188	川崎市多摩区登戸新町188
多摩ファミリークリニック	大橋	博樹	川崎市多摩区登戸新町337	川崎市多摩区登戸新町337
中村医院	中村	全	川崎市多摩区登戸新町358-1	川崎市多摩区登戸新町358-1
やまもとクリニック	山本	勝	川崎市多摩区登戸新町404	川崎市多摩区登戸新町404
登戸内科・脳神経クリニック	加茂	力	川崎市多摩区登戸新町434	川崎市多摩区登戸新町434
木下医院	木下	藤英	川崎市多摩区登戸新町98	川崎市多摩区登戸新町98
むこうがおかクリニック	高木	秀学	川崎市多摩区登戸1854	川崎市多摩区登戸1854
登戸プライマリ・ケアクリニック	赤川	直之	川崎市多摩区登戸1856-10	川崎市多摩区登戸1856-10
登戸診療所	飯田	茂	川崎市多摩区登戸3375-1	川崎市多摩区登戸3375-1
多摩脳神経外科	諫山	和男	川崎市多摩区登戸1654	川崎市多摩区登戸1654
岡野内科医院	岡野	敏明	川崎市多摩区登戸1737	川崎市多摩区登戸1737
公文内科クリニック	公文	大輔	川崎市多摩区登戸1792-2	川崎市多摩区登戸1792-2
大串整形外科	大串	一彦	川崎市多摩区登戸1801-1	川崎市多摩区登戸1801-1
たま耳鼻咽喉科	及川	貴生	川崎市多摩区登戸1842	川崎市多摩区登戸1842
すずき内科クリニック	鈴木	健吾	川崎市多摩区登戸2130-2	川崎市多摩区登戸2130-2
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	櫻井	文次郎	川崎市多摩区登戸2662-1	川崎市多摩区登戸2662-1
若松整形外科	若松	次郎	川崎市多摩区登戸2692-6	川崎市多摩区登戸2692-6
向ヶ丘久保田内科	久保田	尊	川崎市多摩区登戸2708-1	川崎市多摩区登戸2708-1
吉田内科	吉田	博美	川崎市多摩区登戸2710-6	川崎市多摩区登戸2710-6
こう内科クリニック	洪	基哲	川崎市多摩区登戸2766-5	川崎市多摩区登戸2766-5
武田病院	武田	龍太郎	川崎市多摩区登戸3193	川崎市多摩区登戸3193
豊田クリニック	豊田	博史	川崎市多摩区登戸3200	川崎市多摩区登戸3200
桜クリニック	岡野	公一	川崎市多摩区登戸3292	川崎市多摩区登戸3292
しんたに耳鼻咽喉科クリニック	新谷	敏晴	川崎市多摩区登戸3356-1	川崎市多摩区登戸3356-1
登戸きむら皮フ科クリニック	木村	聡子	川崎市多摩区登戸3356-1	川崎市多摩区登戸3356-1
藤井整形外科	藤井	壯一	川崎市多摩区登戸3375-1	川崎市多摩区登戸3375-1
登戸クリニック	友廣	忠寿	川崎市多摩区登戸3388-3	川崎市多摩区登戸3388-3
あさい内科医院	浅井	洋貴	川崎市多摩区登戸538	川崎市多摩区登戸538

大仁仁愛整形外科	竹内	仁煥	川崎市多摩区宿河原2-30-4	シ-以向ヶ丘1F
石原内科医院	石原	浩	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セルオ110
本橋内科クリニック	本橋	信博	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
久保田診療所	久保田	風生	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
井上医院	井上	奈津彦	川崎市多摩区宿河原4-25-2	
渡辺耳鼻咽喉科	渡辺	昭司	川崎市多摩区宿河原4-25-2 101	
かじもと整形外科	梶本	陽司	川崎市多摩区宿河原4-28-8	エス・ウル宿河原1F
コクホ診療所	國保	久光	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
高橋クリニック	高橋	尊	川崎市多摩区壱3-5-14	
かえでファミリークリニック	榊筈	永晴	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
介護老人保健施設 遊花園	新谷	幸義	川崎市多摩区枳形6-4-25	
西根医院	西根	晃	川崎市多摩区枳形1-8-38	
たまふれあいクリニック	鈴木	忠	川崎市多摩区枳形2-24-6	エス・ラザ 枳形101号室
介護老人保健施設 三田あすみの丘	酒井	亮介	川崎市多摩区三田1-14-2	
生田クリニック	内田	敬之	川崎市多摩区三田1-14-1	
在宅療養支援クリニック かえでの風たまたま・かわさき	宮本	謙一	川崎市多摩区三田1-8-9	ケレイズ ミ106号室
黒須内科クリニック	黒須	知二	川崎市多摩区長沢4-2-9	ケリーガ アレー松沢207
土屋医院	土屋	広明	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	森山	貴志	川崎市多摩区南生田4-11-8	
須田メデイカルクリニック	須田	直志	川崎市多摩区南生田4-20-2	
大森医院	石川	信子	川崎市多摩区南生田7-20-21	
高山整形外科	高山	景範	川崎市多摩区西生田3-9-30	ヤマビ 2F
読売ランド前すわクリニック	諏訪	敏之	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
岸内科胃腸科医院	岸	忠宏	川崎市多摩区西生田2-2-5	
山崎クリニック	山崎	晴義	川崎市多摩区西生田3-26-7	
水上内科医院	水上	純一	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミルビ 2F
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	伊藤	博喜	川崎市多摩区西生田3-9-3	ケレル読売ラント 前202~203
原田内科クリニック	原田	契一	川崎市多摩区西生田4-16-24	
生田病院	岡田	昇	川崎市多摩区西生田5-24-1	
中村クリニック	中村	健	川崎市多摩区生田6-6-5	カ-北 1F
中込内科クリニック	中込	健郎	川崎市多摩区生田7-2-13	SKT 2F
宮部耳鼻咽喉科医院	宮部	聡	川崎市多摩区生田7-2-7	
渡辺小児科医院	渡邊	明子	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビ 207
石田整形外科	石田	保夫	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セ・ウイス7171F
川崎市立多摩病院	鈴木	通博	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	酒井	亮介	川崎市麻生区細山1203	
百合が丘すみれクリニック	松浦	健太郎	川崎市麻生区細山2-8-7-1F	
くほ皮膚科クリニック	久保	かおり	川崎市麻生区万福寺6-7-2	ア-イカモトビ 2F
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	池内	信人	川崎市麻生区万福寺1-1-2	新百合ヶ丘駅前ビ 14階405区画
新百合ヶ丘スマイルメンタルクリニック	井上	由美子	川崎市麻生区万福寺1-1-2	ア-ビ 204F
しんゆり耳鼻咽喉科	赤澤	吉弘	川崎市麻生区万福寺1-1-2	ア-ビ 204F
セントラル整形外科	笹尾	三郎	川崎市麻生区万福寺1-1-2	ア-ビ 204F
だいたうたじま眼科	大東	正和	川崎市麻生区万福寺1-2-2	新百合21ビ 181F
カイアクリニック	水間	哲郎	川崎市麻生区万福寺1-7-1	1WE 2F

あさおクリニック	前波	輝彦	川崎市麻生区万福寺1-8-10		
光中央診療所	小橋	純一	川崎市麻生区万福寺1-8-7		ハストラル新百合丘1-103
新ゆりクリニック	小野田	肇	川崎市麻生区万福寺1-8-7		ハストラル新百合丘101
さくらクリニック	岡村	弘次郎	川崎市麻生区万福寺3-2-1		
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	平山	裕	川崎市麻生区万福寺6-7-2		メディカルビル2階
新百合山手福本内科	福本	拓也	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204		メディカルビル206
リスホームケアクリニック	岩崎	孝之	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202		
嶋崎内科医院	瀧田	大	川崎市麻生区百合丘1-14-6		
百合丘外科産婦人科	中原	大	川崎市麻生区百合丘1-16-12		サツマル百合ヶ丘8-101
百合ヶ丘診療所	竹岡	知子	川崎市麻生区百合丘1-16-22		
百合丘水野クリニック	水野	泰彦	川崎市麻生区百合丘1-16-22		
吉松クリニック	吉松	信彦	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301		
ふるたクリニック	古田	一徳	川崎市麻生区百合丘1-19-2		司生堂ビル1階
内田医院	内田	健夫	川崎市麻生区百合丘1-2-1		
耳鼻咽喉科よしだクリニック	吉田	高史	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201		
光永医院	光永	忍	川崎市麻生区百合丘1-2-2		
ひろわたり眼科	廣渡	崇郎	川崎市麻生区百合丘1-5-1		ホスナル百合丘1F
林整形外科	林	英介	川崎市麻生区百合丘1-5-19		
あさひファミリークリニック	朝日	洋一	川崎市麻生区百合丘2-16-6		
いしだクリニック	石田	和彦	川崎市麻生区百合丘2-7-1		
みねぎ内科クリニック	峯木	仁志	川崎市麻生区東百合丘2-29-10		
介護老人保健施設虹が丘リハビリケアセンター	加藤	信夫	川崎市麻生区王禅寺963-11		
たま日吉台病院	鈴木	敏夫	川崎市麻生区王禅寺1105		
川崎みどりの病院	桑野	稔啓	川崎市麻生区王禅寺1142		
玉川内科クリニック	玉川	恭士	川崎市麻生区白山4-1-1-119		
虹ヶ丘クリニック	本田	直康	川崎市麻生区虹ヶ丘3-2-1 1階		
あさお・百合クリニック	佐野	順子	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1		
米田胃腸科外科医院	米田	禮之	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1		
王禅寺公園クリニック	中原	広明	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7		
新ゆり内科	高橋	央	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8		
ごみぶちクリニック	五味淵	誠	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30		1階B
王禅寺整形外科	泉	康次郎	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6		
藤木内科医院	藤木	博昭	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3		
岡崎医院	岡崎	貴美子	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1		
北村クリニック	北村	隆信	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6		王禅寺メディカル1F
葛西皮膚科医院	葛西	庸子	川崎市麻生区王禅寺東4-13-5		
ミオ医院	三尾	英之	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5		
ゆうクリニック	木村	孝	川崎市麻生区王禅寺東5-2-9		
新百合ヶ丘介護老人保健施設つくしの里	高橋	啓泰	川崎市麻生区上麻生3-14-20		
内田毅クリニック	内田	毅	川崎市麻生区上麻生4-15-1		山口台ビル4F
新百合ヶ丘ステーションクリニック	高橋	啓泰	川崎市麻生区上麻生1-20-1		小田急70ビル新百合ヶ丘5F
新ゆり眼科	安西	欣也	川崎市麻生区上麻生1-3-4		
新ゆり整形外科	田中	英袋	川崎市麻生区上麻生1-3-5		WAKABEビル5F
新ゆり武内クリニック	武内	宏之	川崎市麻生区上麻生1-3-5		

しんゆり皮膚科クリニック	藤部 陽	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
新百合ヶ丘石田クリニック	石田 一雄	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
小林内科医院	小林 明文	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
クロキ形成外科クリニック	黒木 信雄	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
かじもと耳鼻咽喉科	梶本 正子	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
あさお診療所	清田 実穂	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
上麻生内科	小関 新	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
渡辺内科消化器科医院	渡辺 義郎	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
柿生すずき内科循環器内科	鈴木 宏行	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
柿生内科クリニック	菅田 文彦	川崎市麻生区上麻生5-38-10	ハグ・ラン柿生1階
かとう整形外科	加藤 英治	川崎市麻生区上麻生5-39-15	
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	石川 結実香	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
かきお北口皮膚科クリニック	佐藤 雅道	川崎市麻生区上麻生5-40-4	
ともクリニック	鈴木 知子	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
麻生リハビリ総合病院	菅 直樹	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	菅 泰博	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
柿生記念病院	関田 則昭	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
おおたクリニック	太田 篤	川崎市麻生区上麻生6-31-1	トウエルナリヤ1F
かきお駅前さいとうクリニック	齋藤 光代	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1階
みぞぶちクリニック	昇 貴之	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ビ・アジ晃和1F
渡辺クリニック	渡邊 寛之	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
かきお整形外科	山田 広志	川崎市麻生区下麻生3-21-5	麻生ビルイカルセンター2F
キウイファミリークリニック	宮田 大揮	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
川崎田園都市病院	邊見 仁	川崎市麻生区片平1782	
きむら内科クリニック	木村 謙介	川崎市麻生区片平5-24-15	ガ・デ・ソラス五月台1F
栗平おさだ皮膚科	長田 雅子	川崎市麻生区白鳥3-5-1	ジャンテ102
すこやかこどもクリニック	小野木 恵子	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガ・デ・ソラス 白鳥1-B
井上医院	井上 安子	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
平井内科クリニック	平井 洋一	川崎市麻生区五力田2-2-1-103	
新百合ヶ丘龍クリニック	龍 祥之助	川崎市麻生区古沢7	
新百合ヶ丘総合病院	笹沼 仁一	川崎市麻生区古沢都古255	
池内クリニック	池内 孝夫	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	文夫 孝夫	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
塚本医院	塚本 展江	川崎市麻生区栗木台2-15-5	
介護老人保健施設 アクアピア新百合	石田 和彦	川崎市麻生区黒川318	
はるひ野内科クリニック	荒木 康史	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野ビルイカルイリッジA棟1F
はるひ野整形外科	替地 恭介	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野ビルイカルイリッジB棟1F
新戸塚病院	中村 哲也	横浜市戸塚区川上町690-2	

川崎市告示第289号

川崎市行員規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規程により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規程に基づき告示します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 福祉事務所長印

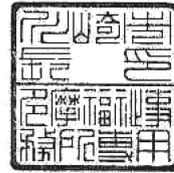
- (1) 使用開始日 令和元年10月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 28
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数
多摩区役所地域みまもり支援センター
(福祉事務所・保健所獅子よ)
高齢・障害課 1個
- (6) 印 影



2 福祉事務所専用市長印

- (1) 使用開始日 令和元年10月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 35
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数
多摩区役所地域みまもり支援センター
(福祉事務所・保健所獅子よ)
高齢・障害課 1個

(6) 印 影



川崎市告示第290号

川崎市行員規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規程により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規程に基づき告示します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 局長印

- (1) 使用開始日 令和元年10月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 8
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数
経済労働局産業政策部庶務課 1個
- (6) 印 影



川崎市告示第291号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり、委任させましたので、同法第171条第4項後段の規定により告示します。

委任を受けた者の職	委任を受けた事務の範囲	委任を受けた期間
財政局かわさき市税事務所 市民税課金銭出納員	かわさき市税事務所において収納した収納金を、現金入出金機（紙幣や貨幣を金融機関へ払い込むための機器をいう。）により、指定金融機関等へ払込みを行う場合の払込金の出納保管事務	令和元年10月1日から 令和7年3月31日まで
財政局みぞのくち市税事務所 市民税課金銭出納員	みぞのくち市税事務所（こすぎ市税分室を除く）において収納した収納金を、現金入出金機（紙幣や貨幣を金融機関へ払い込むための機器をいう。）により、指定金融機関等へ払込みを行う場合の払込金の出納保管事務	令和元年10月1日から 令和7年3月31日まで
財政局みぞのくち市税事務所 こすぎ市税分室金銭出納員	みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室において収納した収納金を、現金入出金機（紙幣や貨幣を金融機関へ払い込むための機器をいう。）により、指定金融機関等へ払込みを行う場合の払込金の出納保管事務	令和元年10月1日から 令和7年3月31日まで
財政局しんゆり市税事務所 市民税課金銭出納員	しんゆり市税事務所において収納した収納金を、現金入出金機（紙幣や貨幣を金融機関へ払い込むための機器をいう。）により、指定金融機関等へ払込みを行う場合の払込金の出納保管事務	令和元年10月1日から 令和7年3月31日まで

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第292号

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、区会計管理者をして

区会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり、委任させましたので、同施行令第174条の44第4項後段の規定により告示します。

委任を受けた者の職	委任を受けた事務の範囲	委任を受けた期間
川崎区役所大師支所区民センター 金銭出納員	大師支所において収納した収納金を、現金入出金機(紙幣や貨幣を金融機関へ払い込むための機器をいう。)により、指定金融機関等へ払込みを行う場合の払込金の出納保管事務	令和元年10月1日から 令和7年3月31日まで
川崎区役所田島支所区民センター 金銭出納員	田島支所において収納した収納金を、現金入出金機(紙幣や貨幣を金融機関へ払い込むための機器をいう。)により、指定金融機関等へ払込みを行う場合の払込金の出納保管事務	令和元年10月1日から 令和7年3月31日まで

令和元年9月30日

川崎市長 福田紀彦

税 告 示

川崎市税告示第5号

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について(平成21年川崎市告示第91号)の一部を改正し、平成31年1月1日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

令和元年9月26日

川崎市長 福田紀彦

表中に次のように加える。

社会福法人 横浜博萌会(川崎市中原区井田3丁目16番8号)	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金
-------------------------------	---------------------------

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第281号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和元年9月17日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業
指定区間の地名・地番	多摩区登戸字己耕地2458番2、2461番、2462番の各一部【指定区間①】 多摩区登戸字己耕地2402番1、2402番3、2403番1、2407番、2411番2の各一部【指定区間②】 多摩区登戸字戊耕地1915番6、1916番2、1920番1、1921番1、1921番2、1921番3、1921番4、1921番5、1922番1、1948番1、1949番1、1949番2、2018番、2019番1、2019番2、2019番3、2019番4、2019番5、2019番6、2019番7、2037番4、2037番5、2079番1、2079番5、2079番6、2079番7、2079番9、2079番10の各一部【指定区間④】 多摩区登戸字戊耕地1847番1、1847番3の各一部【指定区間⑤】 多摩区登戸字己耕地2435番1、2435番3、2436番1、2436番2、2437番1、2437番2、2437番3、2439番、2441番、2443番、2444番、2446番5、2446番口、2476番、2477番1、2477番2、2485番、2486番2、2487番1、2487番3、2487番5、2487番7、2487番8、2487番9、2487番10、2487番11、2487番12、2494番、2495番1、2497番1、2498番、2499番、2500番、2502番2、2502番4、2502番5、2502番6、2502番7、2502番8、2502番9、2503番、2505番1、2505番2、2505番3、2505番4、2507番、2508番2、2508番3、2523番2、2523番4、2524番2、2524番4、2525番2、2525番5、2525番6、2525番7、2526番1、2526番4、2533番1、2533番4、2533番5、2533番7、2534番4、2535番1、2535番2、2535番3、2535番4、2535番6、2535番7、2538番2、2539番1、2539番2、2540番1、2540番3、2540番5、2540番6、2540番8、2540番9、2540番10、2540番12、2540番13、2541番3、2542番2、2543番1、2543番4、2543番5、2545番3、2547番1、2548番2、2549番1、2550番1、2550番2、2551番、2552番、2555番1、2555番2、2557番1、2557番2、2558番1、2559番3、2559番5、2559番10、2559番11、2559番12、2561番1、2561番4、2580番4、2580番5、2581番5、2582番5、2583番1、2583番4、2583番5、2583番6、2583番7、2583番12、2584番1、2584番4、2584番7の各一部、2435番2、2523番5、2524番6、2524番7、2533番8、2534番5、2534番6、2540番4、2543番6、2583番10、2584番5、2585番6【指定区間⑥】 別図省略

幅員・延長	6.00m × 14.91m (区画道路6-42号線) 4.00m × 35.68m (区画道路4-9号線) 6.00m × 42.72m (区画道路6-19号線) 6.00m × 55.10m (区画道路6-21号線) 6.00m × 84.15m (区画道路6-22号線) 6.00m × 1.85m (区画道路6-32号線) 8.00m × 14.20m (区画道路8-6号線) 6.00m × 93.72m (区画道路6-41号線) 9.00m × 23.26m (区画道路6-41号線「区画道路歩3-1号線含む」) 9.00m × 26.83m (区画道路6-67号線「区画道路歩3-1号線含む」) 16.00m × 169.47m (都市計画道路登戸2号線) 6.00m × 84.20m (区画道路6-47号線) 6.00m × 97.68m (区画道路6-48号線) 6.00m × 99.47m (区画道路6-49号線) 6.00m × 71.72m (区画道路6-50号線) 8.00m × 92.49m (区画道路8-5号線)
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第509号 令和元年9月17日

川崎市公告第282号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月17日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	主要地方道横浜上麻生道路改良(その3)工事
	履行場所	川崎市麻生区下麻生3丁目23番地先
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (10) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (11) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月15日13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	高津区内標識補修 (大型標識) 工事
	履行場所	川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者 (業種「とび・土工」) を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月2日13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第283号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年9月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川字南耕地4140番1

ほか13筆の一部

2,859平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区小台1丁目20番地1

株式会社 プラザハウス

代表取締役 柳 英明

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 20戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成31年4月2日

川崎市指令 ま宅審(イ)第1号

川崎市公告第284号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年9月17日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区長尾4丁目5番3号 株式会社コスモエステート 代表取締役 鈴木 彬道		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区上作延字北原134番1、13、 17の各一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	34.60メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第213号		指 定 年月日	令和元年 9月17日

川崎市公告第285号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年9月17日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市高津区溝口二丁目7番27号 株式会社 丸貞 代表取締役 持田 裕司		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区坂戸三丁目1番31の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	14.65メートル
	4.00メートル		5.00メートル
川崎市指令ま建指 第214号		指 定 年月日	令和元年 9月17日

川崎市公告第286号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年9月17日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区土橋2丁目6番17 株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区有馬2丁目1986番1の一部 及び1986番5の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	23.54メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第215号		指 定 年月日	令和元年 9月17日

川崎市公告第287号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月18日

志買う川崎市 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	岡上老人いこいの家ほか1か所冷暖房その他設備改修工事
	履行場所	川崎市麻生区岡上277番地ほか1か所
	履行期限	契約の日から令和2年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。	

参加資格	(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月11日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 幸スポーツセンターほか1か所外壁その他改修工事
	履行場所 川崎市幸区戸手本町1丁目11番3号ほか1か所
	履行期限 契約の日から令和2年3月16日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100

入札日時等	令和元年10月21日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	農業技術支援センター外壁その他改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅仙谷3丁目17番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月11日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	片平公園トイレ新築その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区片平五丁目27番地1
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月11日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 地域子育て支援センターみなみゆりがおか建具その他改修工事
	履行場所 川崎市麻生区王禅寺西1丁目26番2号
	履行期限 契約の日から令和2年3月16日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建具」種目「その他の建具」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建具工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建具」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月11日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 川崎市男女共同参画センター外壁塗装改修その他工事
	履行場所 川崎市高津区溝口2丁目20番1号
	履行期限 契約の日から令和2年5月29日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	新作住宅個別改善その他第1号エレベータ設備工事
	履行場所	川崎市高津区新作3丁目1361番13ほか
	履行期限	契約の日から令和3年2月19日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績（元請に限る。）を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月30日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎クリーンセンター万年堀改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-14-1
	履 行 期 限	契約の日から令和2年2月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月11日 17時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第288号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区宮内三丁目381番1
の一部 ほか2筆の一部
996平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿6丁目5番1号新宿アイランド
タワー4F
株式会社 バンブーフィールド 代表取締役
佐々野 泰将

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 11戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成31年3月8日

川崎市指令 ま宅審(イ)第166号

川崎市公告第289号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 あおぞら定期修理
	履行場所 請負人工場
	履行期限 令和2年3月20日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付されていること。 (4) 本定期修理について、仕様書の内容を遵守し、確実に実施が可能であること。 (5) 船舶の修理等について、平成21年4月1日以降に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。 (6) 本定期修理後、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。 (7) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階)
入札日時等	令和元年10月31日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第290号

(仮称)新百合ヶ丘総合病院増築計画に係
る事後調査報告書(工事中)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第39条で定める事項について次のとおり公告します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書について

1 指定開発行為者

所在地：福島県須賀川市南上町123番の1

名称：医療法人社団 三成会

代表者：理事長 渡邊 一夫

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)新百合ヶ丘総合病院増築計画

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

(第2種行為)

3 事後調査報告書の要旨

1 指定開発行為の概要

2 条例評価書に掲げる事後調査計画の概要

3 事後調査(生物)

資料編

4 事後調査報告書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和元年9月20日(金)から令和元年10月21日(月)まで

(2) 場所

川崎市：麻生区役所及び環境局環境評価室
(市役所第3庁舎15階)

稲城市：稲城市役所市民部環境課及び
第三文化センター

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

また、第三文化センターでは、火曜日から土曜日は午前9時00分から午後10時00分まで、日曜日及び第2・第4月曜日は午前9時00分から午後5時00分まで(第1・第3・第5月曜日及び祝日は休館)縦覧を行います。

(3) 時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで

川崎市公告第291号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元 9 月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件 1)

競争入札に付する事項	件 名	高津区内道路維持(側溝・樹清掃その2)委託
	履 行 場 所	川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	令和 2 年 3 月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」、種目「道路清掃」で登録されている者。 (6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること)を受けている者。 (7) バキューム車を保有または調達することが可能な者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月24日14時30分(砂子平沼ビル 7 階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第292号

川崎都市計画公園を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和元年 9 月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画公園の変更

(2・2・215号古川公園の廃止)

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

川崎市 幸区 古川町地内

ウ 変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命川崎ビル 5 階)

幸区役所 1 階情報コーナー

(幸区戸手本町 1 丁目11番 1 号)

川崎市立幸図書館

(幸区戸手本町 1 丁目11番 2 号 幸市民館内)

4 縦覧期間

令和元年 9 月20日(金)から令和元年10月 4 日(金)

まで

川崎市公告第293号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 9 月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	さいわい緑道ほか遊具更新工事
	履 行 場 所	川崎市幸区神明町2丁目地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月8日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内主要地方道鶴見溝ノ口道路修繕(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口2丁目27番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	

参加資格	(11) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月8日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	東扇島堀込部排水管移設工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島地内
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(8) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(9) 国及び地方公共団体(法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注した工事で、「河川法における一級河川・二級河川・準用河川または港湾法における港湾区域において、鋼矢板を打設した仮締切工事」の完工実績を(元請に限る)平成16年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月21日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第294号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 9月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター脱臭装置吸着剤交換業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和2年1月31日(金)まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な吸着剤の交換及び臭気測定等業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を確認できる書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013
川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター
技術係 小木、杉山、齊藤
電話 044-966-6135 F A X 044-951-0314
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和元年9月25日(水)から令和元年10月1日(火)9時から17時まで
(日曜日及び12時から13時の間は除く)

- (3) 提出方法
持参(持参以外は無効とする)

- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)

イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和元年10月15日(火)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和元年10月15日(火)
9時から17時まで
(12時から13時の間は除く)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和元年10月16日(水)から令和元年10月21日(月)9時から17時まで(持参する場合、日曜日及び12時から13時の間は除く)

- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-951-0314

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和元年10月24日(木)に全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和元年10月28日(月) 10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター 3階会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 要(10%)
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第295号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 浮島処理センター空気圧縮機点検整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約日から令和2年1月31日(金)まで

(4) 業務概要 浮島処理センターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。

(4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」もしくは「準市内」で登録されている者。

(5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の空気圧縮機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 小林、鈴木

電話 044-200-2587 (直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和元年9月25日(水)から令和元年10月2日(水)9時から17時まで
(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和元年10月9日(水)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 令和元年10月9日(水)
9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和元年10月9日(水)から令和元年10月11日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和元年10月16日(水)

全社へ文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載

をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和元年10月18日(金)
11時30分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第296号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	南平間保育園解体撤去工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1183
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月27日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「解体」)を専任で配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者(業種「とび・土工」)の資格を有する者でも可とします。</p> <p>なお、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。</p> <p>(11) 同一敷地内で、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で延床面積が500㎡以上の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月18日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	コンテナターミナルメンテナンスショップ外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島92番地
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	<p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	多摩川管理事務所排水設備改修工事
	履行場所	川崎市幸区東古市場1番
	履行期限	契約の日から令和2年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」又は「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月23日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第297号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和元年度無縁納骨堂収蔵焼骨合葬業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立無縁納骨堂
(高津区下作延1241緑ヶ丘霊園内)
- (3) 履行期間 令和元年10月29日から令和元年12月8日まで
- (4) 委託概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。
- (4) 過去5か年以内に、本市、他官公庁又は民間において、遺骨又は残骨灰処理(粉骨による減容)事業の誠実な履行実績を有すること。ただし、民間実績については、本委託と同等以上の契約実績を有すること。
- (5) 確実に業務完了に至ること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
一般競争入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0005 川崎市川崎区東田町8
パレール三井ビル13階
健康福祉局生活保護・自立支援室
担当 池田・加藤
電話 044-200-2646
FAX 044-200-3929
E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和元年9月25日(水)から令和元年10月1日(火)までとします。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
- (3) 提出方法 持参に限る。
- (4) 提出物
ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにより送付します。

(1) 場所 3(1)に同じ

(2) 日時 令和元年10月3日(木)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、令和元年9月25日(水)から令和元年10月1日(火)まで縦覧に供します。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

5 競争入札参加者に求められる義務

この入札の参加者には、委託仕様書を配布します。

なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにより配布します。電子メールアドレスの登録が無い場合は次の日時・場所のとおりに御来庁ください

(1) 日時 令和元年10月3日(木)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所 川崎市川崎区東田町8

パレール三井ビル13階
健康福祉局生活保護・自立支援室

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和元年10月3日(木)から令和元年10月9日(水)(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のFAX番号又はE-mailアドレス宛て送付してください。

なお、その際には、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年10月10日(木)までに、FAX又は電子メールにて全社宛て送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

委託契約総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和元年10月17日(木) 午後1時30分

イ 場 所 川崎市川崎区東田町8

パレール三井ビル13階

健康福祉局生活保護・自立支援室
会議室

(3) 入札保証金 免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 積算内訳書の提出

落札者は、落札後、3(1)の担当者へ積算内訳書を速やかに提出しなければなりません。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任状を事前に提出してください。また、開札には一般競争参加資格確認通知書を必ず持参してください。

10 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立会わないものを除きます。

11 契約の手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第298号

入 札 公 告

令和元年9月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎港海底トンネル維持管理定期点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町地先及び東扇島地先

(3) 履行期間

契約日から令和2年3月19日まで

(4) 業務概要

策定された維持管理計画に基づき、計画的かつ適切な維持管理を行うための定期点検を実施し、施設の健全度評価を行うものである。

・点検業務 一式

詳細については、「川崎港海底トンネル維持管理定期点検業務委託 特記仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「トンネル部門」で登録されている者

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和元年9月25日(水)から令和元年10月2日(水)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和元年9月25日(水)から令和元年10月2日(水)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和元年10月7日(月)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年10月7日(月)までに入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年10月8日(火)午前9時から令和元年10月10日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

令和元年10月16日(水)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年10月25日(金) 午後2時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市幸区南加瀬四丁目2499番
ほか1筆
1,074平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
株式会社 東栄住宅
代表取締役 西野 弘
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和1年6月18日
川崎市指令 ま宅審（イ）第27号
令和1年8月20日
川崎市指令 ま宅審（イ）第51号（変更）

川崎市公告第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区下小田中六丁目840番
ほか4筆の一部（第2工区）
76平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

株式会社 オープンハウス・ディベロップメント

代表取締役 福岡良介

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：12戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和1年5月17日

川崎市指令 ま宅審（イ）第17号

令和1年6月21日

川崎市指令 ま宅審（イ）第21号（変更）

川崎市公告第301号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

第5回川崎市地域福祉実態調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所健康福祉局地域包括ケア推進室

(3) 完了期限

令和2年3月31日（火）限り

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 地域福祉実態調査を踏まえ、この分野に関する専門性を有していること。
- (4) 過去3年間で地方公共団体において同種・同規模以上の契約実績があること。
- (5) 調査票を回収・整理する体制を整え、分析等における技術者を2人以上配置するものとし、うち1人は本業務と同種・同規模以上の実績を有し、かつ、実務経験が10年以上の者を配置することが可能であること。
- (6) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されている者。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績及び工事実

績を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局地域包括ケア推進室 山下

電 話 044-200-2626 (直通)

F A X 044-200-3926

E-MAIL 40keasui@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年9月26日(木)から令和元年10月3日(木)までの午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 日時

令和元年10月4日(金)午前9時から午後5時まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市の公式ウェブサイトからダウンロードできます。

(URL <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000110593.html>)

なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年9月26日(木)午前9時から令和元年10月9日(水)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

様式は指定しません。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

E-MAIL 40keasui@city.kawasaki.jp

川崎市役所健康福祉局地域包括ケア推進室

山下宛て

(5) 回答日・方法

令和元年10月10日(木)

競争参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、F A X (044-200-3926)によります。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札日時 令和元年10月16日(水)
午後1時30分

イ 入札場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市の公式ウェブサイトの「入札情報かわさき」の「入札情報」の「契約関

係規定」で閲覧することができます (URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3 (1) に同じ
- (4) 3 の一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、川崎市の公式ウェブサイトにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます
(URL <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000110593.html>)。

川崎市公告第302号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
日土地山口台ビル
川崎市麻生区上麻生四丁目3番2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 飯盛 徹夫
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

名称	代表者氏名	住所
生活協同組合 ユーコープ	代表理事 當具 伸一	横浜市港北区新横浜二丁目5番地11

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- 4 変更の年月日
平成31年3月25日
- 5 変更する理由
小売業者を行うものの代表者が変更したため
- 6 届出の年月日
令和元年9月20日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課

(川崎フロンティアビル10階)

- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和元年9月26日から令和2年1月26日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和2年1月26日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第303号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市市川崎区東田町9番3
ほか1筆
2,081平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区大手町2-3-2
住友商事株式会社
代表取締役 兵頭 誠之
- 3 予定建築物の用途
ホテル・物販店舗
計画戸数：1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年1月22日
川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第135号

川崎市公告第304号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市幸区小向西町四丁目60番
854平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区等々力五丁目4番15号
株式会社 東横建設 代表取締役 炭谷 久雄

3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：10戸

川崎市指令 ま宅審（イ）第22号

4 開発許可年月日及び許可番号
令和1年6月13日

川崎市公告第305号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	一般国道409号(市ノ坪工区)電線共同溝詳細設計委託
	履行場所	川崎市中原区市ノ坪地内
	履行期限	令和2年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者及び照査技術者は技術士(建設部門-道路)またはRCCM(道路)の資格を有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月29日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	千鳥町ABC物揚場及び水江町南護岸補修設計委託
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町及び水江町地内
	履行期限	令和2年3月19日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。 ア 管理技術者は、技術士(建設部門-港湾及び空港)、RCCM(港湾及び空港)のいずれかの資格を有する者であること。 イ 照査技術者は、技術士(建設部門-港湾及び空港)、RCCM(港湾及び空港)のいずれかの資格を有する者であること。 なお、アとイの兼務は不可とします。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月29日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第306号

現行の指定管理者が社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会に吸収合併されることが予定されており、川崎市中原老人福祉センターの指定管理業務を同法人が承継することが認められる場合に、同法人を指定管理者として指定するに当たり、次のとおり公告します。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地**(1) 名称**

川崎市中原老人福祉センター

(2) 所在地

川崎市中原区井田3丁目16番2号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市老人福祉センター条例及び川崎市老人福祉センター条例施行規則の規定に従います。主な業務の範囲は、次のとおりです。詳しくは、仕様書を御覧ください。

(1) 老人福祉センター事業に関する業務

ア 教養講座、レクリエーション等の実施及び場の提供

イ 虚弱な高齢者を対象とした介護予防

ウ 多世代交流をはじめとした地域交流に関する取組

エ 健康相談事業、生活相談事業

オ 入浴事業

(2) 利用の許可、利用証の発行に関する業務**(3) 利用者意見等の把握に関する業務****(4) セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務****(5) 施設等の維持管理に関する業務****(6) センターの備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務****(7) 寄付金及び寄贈物品等の受領物等に関する業務****(8) 社会資源の活用等に関する業務****(9) 安全管理に関する業務****(10) 個人情報の保護に関する業務****(11) 情報公開と運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務****(12) 本市及び本市から事業を委託された団体が実施する事業への協力、支援に関する業務****(13) 災害時の対応に関する業務****(14) その他に関する業務****3 指定期間**

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで(2年間)

4 応募の方法

(1) 主な提出書類(詳しくは、申請要項を御覧ください。)

ア 指定管理者指定に関する申請書

イ 事業計画書(基本運営、教養講座等、行事、機能回復訓練等)

ウ 職員の勤務体制及び勤務形態一覧表

エ 経費見積書

オ 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これに相当する書類)

カ 登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項証明書)

キ 役員の名簿及び履歴書

ク 団体の概要(従業員数等を含みます。)及び組織図

ケ 平成28年度から平成30年度までの財産目録、貸借対照表、損益計算書又は収支計算書。ただし、平成30年度に設立された団体にあつては、設立時の財産目録。

コ 令和元年度及び令和2年度における団体の事業計画書及び収支予算書

サ 団体の就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程

シ 団体又はその代表者の平成28年度から平成30年度の納税証明書(市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税)

ス 現に運営している社会福祉事業の概要

セ 所長予定者の経歴

ソ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書

タ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供合意書

(2) 申請書類の提出期間

令和元年9月30日(月)から10月11日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から5時まで)

(3) 申請書類提出場所

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課
川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館10階
電 話 044-200-2680

(4) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(5) 問合せ先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課
電 話 044-200-2680

F A X 044-200-3926

メールアドレス 40zaitak@city.kawasaki.jp

川崎市公告第307号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道中島8号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区中島2丁目10番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月15日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	千代ヶ丘トンネル補修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区千代ヶ丘7丁目14番地先
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月15日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第170号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項**(1) 件 名**

川崎市保健情報システム関連プリンター賃貸借契約

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館
12階、各区役所地域みまもり支援センター(福祉
事務所・保健所支所)衛生課

(3) 履行期間

令和2年1月1日から令和6年12月31日まで

(4) 概要

仕様書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務機器」に記載されていること。

(5) 5年以内に本市又は他の官公庁において類似の契約実績を有すること。

(6) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入できること。

(7) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館
12階

健康福祉局保健所食品安全課食品安全担当

電 話 : 044-200-2445 (直通)

F A X : 044-200-3927

E-mail : 40syoku@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

令和元年10月10日(木)から令和元年10月17日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

(3) 提出物

ア 入札参加申込書

イ 2(5)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 入札参加申込書等に関する問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

5 本公告及び仕様書等に関する質問

入札参加申込書を提出した者が、仕様書等の内容に関し質問がある場合は、次により質問を行うことができます。

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和元年10月10日(木)から令和元年10月25日(金)午後4時まで

(3) 問い合わせ方法

質問書(様式2)の様式に必要事項を記入し、3(1)のメールアドレスあてに電子メールにて質問書(様式2)を送付してください。

なお、電子メールの件名は「入札に関する質問書」とするとともに、メールの着信の確認を電話にて行ってください。

(4) 回答方法

競争参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められた者から提出された問い合わせについての

み回答します。

回答は、競争参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和元年10月31日（木）までに電子メールにて送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、本市による一般競争入札参加資格の審査の上、入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに令和元年10月23日（水）までに入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

持参とします。入札書は所定のものを使用し、入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和元年11月12日（火）午前10時00分
提出場所 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階
川崎市健康福祉局内12D会議室

(3) 開札日時・場所

8(2)に同じ

(4) 入札保証金

免除します。

(5) 入札金額

入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を月数（60か月）で乗じる方法で見積もりしてください。

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、入札金額については、落札した場合の落札価格とします。

(6) 入札及び開札に関する事項

入札場所に入場しようとする者は、競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代

理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません。

（入札前に委任状を提出してください。）

(7) 再度入札の実施

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。）

(8) 入札の辞退

入札を辞退するときは、「入札（見積）辞退届」に辞退理由等を記入し、記名押印の上、開札前までに提出又は到達するように郵送してください。

(9) 落札者の決定方法

規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(10) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格を有しない者の入札、入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札、入札の条件に違反した入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

イ 6に基づき確認通知を受けた者であっても、入札時点において2の競争入札参加資格を有しない者は、入札参加資格を有しない者に該当します。

9 契約の手續き等

(1) 契約保証金

契約を締結する者は、規則第32条の規定による契約保証金として契約金額の10%を納入しなければなりません。ただし、規則第33条に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成

ア 契約書は、2通作成し、本市と契約の相手方が各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とします。

ウ 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名しかつ押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(3) 契約条項等の閲覧

規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ

ります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (5) 支払いについては、毎月払いとします。
- (6) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告（調達）第171号

入 札 公 告

令和元年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
障害者施設運営状況調査委託
- (2) 履行場所
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
- (3) 履行期間
令和元年11月6日から令和2年2月28日
- (4) 業務概要
市内障害福祉サービス運営法人に係る経営実態調査を行い、それに則した本市独自加算に係る内容の分析、提案を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」で登録されている者であること。
- (4) 過去5年間で2件以上、本市又は他公官庁において、法人の経営実態調査等の類似契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- (5) 契約締結後確実かつ速やかに調査を実施し、期限内に報告することができること。

3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、2(4)の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課給付係
電話番号 044-200-0873

F A X 044-200-3932

E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

（ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。）

(2) 配布・提出期間

令和元年10月10日（木）から令和元年10月17日（木）までの（土曜日、日曜日、祝日は除きます。）午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時の間は除きます。）なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 過去5年間で2件以上、本市又は他公官庁において、法人の経営実態調査等の類似契約を締結していることを証明する書類。

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和元年10月10日（木）から令和元年10月17日（木）まで縦覧に供します（土・日及び休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

イ 交付日時

令和元年10月21日（月）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除きます。）

ただし、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを

登録している場合は、令和元年10月21日(月)までに入札参加資格確認通知書及び入札説明書を電子メールにより送付します。

(2) 入札説明書の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年10月22日(火)午前9時から令和元年10月25日(金)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札参加資格確認通知書と共に送付する「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限りです。

電子メール 40syokei@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3932

(5) 回答方法

令和元年10月29日(火)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年10月31日(木) 午後1時30分

イ 入札場所

幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階 10C会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 議決の要否

不要です。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。

(2) 詳細は契約書(案)によります。

(3) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第172号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

川崎市教育情報ネットワーク通信機器(ルータ等)賃貸借契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター

川崎市高津区溝口6-9-3

3 契約の相手方を決定した日

令和元年9月11日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 J E C C

専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

新国際ビル7階

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く）
44,346,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年7月25日

川崎市公告（調達）第173号

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
パレール三井ビル通信機器の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル
- (3) 履行期間
令和2年2月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 調達物品の概要
入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、B以上の等級に格付けされていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
(第3庁舎9階)
総務企画局情報管理部システム管理課
担当 佐藤、坂本
電 話 044-200-2057
F A X 044-200-3752
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年10月10日（木）から令和元年10月16日（水）までとします（土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和元年10月21日（月）
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和元年10月10日（木）から令和元年10月16日（水）まで縦覧に供します（土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和元年10月21日（月）
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

川崎市役所 第3庁舎9階

6 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和元年10月21日（月）から令和元年10月24日（木）まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください（土曜日・日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

なお、回答については令和元年10月29日（火）、全社にF A Xもしくはメールにて送付します。

7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書（カタログ等）を令和元年10月31日（木）午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間におい

て、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

9 入札の手續等

(1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年11月5日(火)11時

イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

10 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(3) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第174号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2年度市民税・県民税当初課税時における人材派遣契約

(2) 履行場所 かわさき市税事務所法人課税課

(3) 履行期間

令和2年1月22日から令和2年7月27日まで

(4) 業務概要

市民税・県民税当初課税時における人材派遣業務
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること。

(4) 本市又は他官公庁において人材派遣業務(一般事務サービス)の契約実績または同等の契約の実績があること。

(5) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。

(6) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部税制課 担当: 児玉・大澤

電 話: 044-200-2190(直通)

F A X: 044-200-3906

E-mail: 23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和元年10月10日(木)から令和元年10月21日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時ま

で)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 一般労働者派遣事業許可証の写し

エ プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

令和元年10月24日(木)

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部市民税管理課 担当：伊丹・神谷

電話：044-200-3825(直通)

FAX：044-200-3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和元年10月24日(木)から令和元年10月30日(水)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和元年11月1日(金)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

労働者派遣業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用、採用費用及び社会保険料等を含め、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和元年11月8日(金) 午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区東田町5-4 第3庁舎12階
会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第175号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書等の作製及び印字・封入封緘等業務委託

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(ア 媒体引き渡し

川崎市役所財政局税務部市民税管理課

(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階)

イ 納品

川崎東郵便局(川崎市川崎区東扇島88番地))

(3) 履行期間

令和元年12月2日から令和2年5月29日まで

(4) 業務概要

市民税・県民税当初課税時における税額決定通知書等の作製及び印字・封入封緘等業務委託

詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 本市又は他官公庁において市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書の封入封緘等業務の契約実績または同等の契約の実績があること。

(4) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。

(5) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部税制課 担当:児玉・大澤

電話:044-200-2190(直通)

FAX:044-200-3906

E-mail:23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和元年10月10日(木)から令和元年10月21日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

- (2) 通知書交付日
令和元年10月24日(木)
- (3) 入札説明書の交付
入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。(トップページ→くらし・手続き→届出・手続き・相談一覧へ→くらし・手続き・その他→財政局税務部入札情報(通知書等の印字・製本・封入封緘業務)の公表「<http://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000110384.html>」))
なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。
ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。
- (4) 入札説明会
実施しません。
- 5 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル5階
財政局税務部市民税管理課 担当：伊丹・小林
電話：044-200-2229(直通)
FAX：044-200-3907
E-mail：23simka@city.kawasaki.jp
- (2) 問合せ期間
令和元年10月24日(木)から令和元年10月30日(水)午後5時まで
- (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。
- (4) 回答方法
競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和元年11月1日(金)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。
なお、電話等による問合せには一切応じません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手續等
- (1) 入札方法
本業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。
なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用や帳票運搬費用等、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。
- (2) 入札書の提出日時及び場所
ア 提出日時
令和元年11月8日(金) 午後2時30分
イ 提出場所
川崎市川崎区東田町5-4 第3庁舎12階 会議室
- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 開札の日時
上記7(2)アに同じ。
- (5) 開札の場所
上記7(2)イに同じ。
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手續等
- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 費用内訳明細表
落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。
- (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め

るところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第176号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年10月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
幼児教育の無償化対応改修業務委託(第三回)
- 2 契約に関する事務担当部局
こども未来局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年9月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神奈川支社
支社長 辻 貴夫
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 5 契約金額
143,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第177号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
葬祭場運営管理システム賃貸借
 - (2) 納入場所及び履行場所
川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館12階 健康福祉局保健所生活衛生課
川崎市川崎区夜光3丁目2番7号
かわさき南部斎苑
川崎市高津区下作延6丁目18番1号
かわさき北部斎苑

(3) 履行期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

(4) 調達概要

ア 調達物品

「入札説明書」によります。

イ 数量

「入札説明書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年10月21日(月)までに行うこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁(日本国内)において類似(葬祭場の運営に関するもの以外は不可)の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出して、入札参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

担当 蛭田・押部・芦川

電話 044-200-0457

FAX 044-200-3927

E-mail 40seiei@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年10月10日(木)から令和元年10月21日(月)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ただし、土曜日、日曜日、休日を除く

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の閲覧及び交付

入札説明書を上記3(1)の場所で、上記3(2)の期間に無償で交付します。

また、入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年10月28日(月)までに送付します。または、次により直接、交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和元年10月28日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

6 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときは、これに応じなければなりません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき

(2) 一般競争入札参加申込書及びその他の提出書類に虚偽の記載をしたとき

8 仕様に関する問合せ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和元年10月10日(木)から令和元年10月30日

(水)まで

毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ただし、土曜日、日曜日、休日を除く

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)のFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争入札参加資格確認通知

書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和元年11月8日(金)までに、FAX又は電子メールにて回答します。

9 入札の手続き等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和元年11月21日(木) 午後2時

(イ) 入札場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階 12D会議室

イ 郵送による提出の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和元年11月20日(水) 午後5時必着

(イ) 入札書の提出先

上記3(1)に同じ

(ウ) 郵送による入札を行う場合は、二重封筒とし、外封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、所定の入札書を入れて封印の上、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札金額

リース総額(税抜)を入札金額とします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記9(1)ア(ア)と同じ

(5) 開札の場所

上記9(1)ア(イ)と同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金
否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(5) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Contract for the setting, lease and maintenance etc. of the for Kawasaki Nanbu Saien crematorium, Kawasaki Hokubu Saien crematorium and, Enviromental Health Section Public Health Centers Health and Welfare Bureau.

(2) Time-limit for tender:

2:00 P.M. November 21, 2019(Thursday)

(3) Time-limit for tender by mail

5:00 P.M. November 20, 2019(Wednesday)

(4) Language and currency used in the contract formalities:

Japanese language and currency

(5) Contact point for the notice:

Environmental Health Section

Public Health Centers

Health and Welfare Bureau

Kawasaki City

580 Horikawa-cho, Saiwai-Ku, Kawasaki City, Kanagawa Prefecture, 212-0013, Japan

TEL: 044-200-0457

FAX: 044-200-3927

E-mail: 40seiei@city.kawasaki.jp

税 公 告

川崎市税公告第83号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分以降	令和元年9月30日 (8月随時分)	計100件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	令和元年9月30日 (8月随時分)	計7件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	8月随時分以降	令和元年9月30日 (8月随時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第84号

次の市税に係る課税額変更（取消）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第85号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

(別紙省略)

川崎市税公告第88号

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第86号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第89号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第87号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田紀彦

川崎市税公告第90号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第91号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明の

ため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	令和元年10月8日	計220件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	令和元年10月8日	計1件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	令和元年10月8日	計4件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随時分	令和元年10月8日	計11件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	令和元年10月8日	計1件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	3月随時分	令和元年10月8日	計1件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	令和元年10月8日	計1件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	令和元年10月8日	計41件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	6月随時分	令和元年10月8日	計5件
平成30年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期分	令和元年10月8日	計1件
平成31年度	軽自動車税	全期分	令和元年10月8日	計5件
平成31年度	軽自動車税	6月随時分	令和元年10月8日	計1件
平成31年度 (平成29年度課税分)	軽自動車税	6月随時分	令和元年10月8日	計1件
平成31年度 (平成30年度課税分)	軽自動車税	6月随時分	令和元年10月8日	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第92号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第4号

川崎市工業用水道受託給水工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市工業用水道受託給水工事施行規程の

一部を改正する規程

川崎市工業用水道受託給水工事施行規程(平成22年川崎市水道局規程第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年川崎市水道条例第10号」を「昭和31年川崎市条例第10号」に改める。

第6条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程第6条第3項の規定は、この規程の施行の日以後に完了した受託給水工事の費用について適用する。
- 3 この規程による改正前の川崎市工業用水道受託給水工事施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

川崎市上下水道局規程第5号

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年川崎市水道局規程第18号)の一部を次のように改正する。

別表第6中「134,900」を「138,400」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第6号

川崎市受託給水工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市受託給水工事施行規程の一部を改正

する規程

川崎市受託給水工事施行規程(平成22年川崎市水道局規程第51号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程第7条第3項の規定は、この規程の施行の日以後に完了した受託給水工事の費用について適用する。

川崎市上下水道局規程第7号

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する

規程

川崎市水道条例施行規程(平成22年川崎市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号中「第33条第1項第2号」を「第33条第1項第3号」に改める。

第7条第1項及び第16条中「第5条」を「第6条」に改める。

第41条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第55条第1号中「指定手数料」の次に「又は指定更新手数料」を加える。

第57条第1項の表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第13号様式中「納入通知書」を「納付書」に、「あて先」を「宛先」に、「あて名」を「宛名」に改める。

第15号様式中「あて先」を「宛先」に、「納入通知書」

を「納付書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程第57条第1項の表の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第16条第1項において読み替えて準用する同法附則第5条第2項の適用を受ける水道の使用に係る料金の減免については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の川崎市水道条例施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

川崎市上下水道局規程第8号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第9条」に、「第9条・第10条」を「第10条・第11条」に、「第11条～第18条」を「第12条～第19条」に、「第19条～第22条」を「第20条～第23条」に改める。

第3条第2項第3号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第4条第1号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第3号エ中「第6条」を「第7条」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第2号中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第21条とし、第12条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条第1号中「第9条」を「第10条」に改め、同条第5号中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項第3号中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第2号中「第5条」を「第6条」に改め、同条第3号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加

え、同条を第9条とする。

(2)第5条の規定による指定の更新をしたとき。

第7条を第8条とする。

第6条第3号中「第9条各項」を「第10条各項」に改め、同条第4号中「第11条」を「第12条」に改め、同条第5号中「第17条」を「第18条」に改め、同条第6号中「第18条」を「第19条」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2項第2号中「前条第3号ア」を「第4条第3号ア」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(指定の更新)

第5条 第3条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第9号

川崎市下水道暗渠等の使用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市下水道暗渠等の使用に関する

規程の一部を改正する規程

川崎市下水道暗渠等の使用に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第63号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号を次のように改める。

(3)放送法(昭和25年法律第132号)第129条第1項に規定する登録一般放送事業者(その設置する有線電気通信設備を用いて同法第2条第3号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。以下「登録一般放送事業者」という。)

第4条第3項第2号中「有線テレビジョン放送施設者」を「登録一般放送事業者」に改める。

第12条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第19号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

令和元年9月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1690号
氏名又は名称 青木土木工業株式会社
住 所 埼玉県飯能市双柳5番地8
代表者氏名 青木 享洋
指 定 年 月 日 令和元年9月25日
- 2 指 定 番 号 第1691号
氏名又は名称 水こまネット
住 所 横浜市南区大岡1丁目25番14号
スカイコート横浜弘明寺408
代表者氏名 嘉藤 秀生
指 定 年 月 日 令和元年9月25日
- 3 指 定 番 号 第1692号
氏名又は名称 株式会社光賢機構
住 所 東京都町田市相原町2825番地2
代表者氏名 八木 伸生
指 定 年 月 日 令和元年9月25日
- 4 指 定 番 号 第1693号
氏名又は名称 株式会社アース
住 所 鳥取県鳥取市西品治173番地2
代表者氏名 水口 里美
指 定 年 月 日 令和元年9月25日
- 5 指 定 番 号 第1694号
氏名又は名称 AIMS株式会社
住 所 東京都世田谷区駒沢2丁目16番1号
代表者氏名 北田 憲二
指 定 年 月 日 令和元年9月25日

川崎市上下水道局告示第20号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和元年9月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第323号
氏名又は名称 株式会社神奈川保健事業社
住 所 横浜市金沢区鳥浜町4番地18
代表者氏名 (新) 西之宮 聡
(旧) 西之宮 優
変 更 年 月 日 令和元年7月29日
- 2 指 定 番 号 第486号
氏名又は名称 東立工業株式会社
住 所 (新) 東京都板橋区徳丸2丁目7番24号
(旧) 東京都板橋区徳丸1丁目4番10号
代表者氏名 泉美 和彦
変 更 年 月 日 平成27年8月24日
- 3 指 定 番 号 第528号
氏名又は名称 株式会社泉屋工業所
住 所 (新) 東京都文京区湯島1丁目6番8号
(旧) 東京都文京区小石川2丁目5番7号
代表者氏名 (新) 齋藤 博
(旧) 諸岡 襄
変 更 年 月 日 (住所) 平成30年6月3日
(代表者氏名) 平成30年10月23日
- 4 指 定 番 号 第678号
氏名又は名称 有限会社ハマ工業
住 所 横浜市瀬谷区南瀬谷1丁目57番地の13
代表者氏名 (新) 青木 宏彰
(旧) 青木 克美
変 更 年 月 日 令和元年8月1日
- 5 指 定 番 号 第1205号
氏名又は名称 有限会社伊東工業
住 所 (新) 横浜市栄区桂台東3番6号
(旧) 横浜市中区本牧元町17番11号
代表者氏名 (新) 伊東 大助
(旧) 伊東 忠夫
変 更 年 月 日 (住所) 令和元年7月2日
(代表者氏名) 平成31年4月1日
- 6 指 定 番 号 第1408号
氏名又は名称 株式会社日本水道センター
住 所 (新) 千葉県船橋市夏見1丁目6番1号
(旧) 千葉県船橋市浜町2丁目3番37号
代表者氏名 関 隆則

- 変更年月日 平成28年1月15日
- 7 指 定 番 号 第1515号
氏名又は名称 東京ガスリビングライン株式会社
住 所 (新) 東京都渋谷区代々木3丁目28番6号
(旧) 東京都品川区東五反田5丁目22番27号
- 代表者氏名 野口 尚史
変更年月日 平成30年10月1日
- 8 指 定 番 号 第1539号
氏名又は名称 株式会社水巧舎
住 所 (新) 横浜市泉区上飯田町499番地2
(旧) 横浜市瀬谷区阿久和南2丁目32番地9
- 代表者氏名 龍野 貴嗣
変更年月日 令和元年8月5日

川崎市上下水道局告示第21号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の休止を行いましたので告示します。

令和元年9月25日
川崎市上下水道事業管理者 金子 督
指 定 番 号 第1461号
氏名又は名称 株式会社sun realive
住 所 横浜市青葉区鉄町1885番地
代表者氏名 小滝 将史
休 止 年 月 日 令和元年9月9日

川崎市上下水道局告示第22号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

令和元年9月25日
川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第94号
氏名又は名称 井上工業所
住 所 川崎市麻生区上麻生6丁目9番10号
代表者氏名 井上 進
廃 止 年 月 日 平成23年5月31日

2 指 定 番 号 第199号
氏名又は名称 株式会社創研
住 所 千葉県船橋市三咲2丁目16番15号
代表者氏名 鈴木 優
廃 止 年 月 日 令和元年9月3日

3 指 定 番 号 第886号
氏名又は名称 株式会社ジョブリアース
住 所 相模原市緑区長竹2659番地1
代表者氏名 八木 伸生
廃 止 年 月 日 令和元年8月31日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第38号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月17日
川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	デジタル水道メーター(修理品)13mm 8,100個
	履 行 場 所	川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、希望種目「水道用品」に記載されていること。 (4) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2092	
入札日時等	令和元年10月21日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	デジタル水道メーター（修理品）20mm 14,400個
	履 行 場 所	川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、希望種目「水道用品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付されていること。 (4) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階） 電話 044-200-2092	
入札日時等	令和元年10月21日 午前10時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第39号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	検針委託事業所用パーソナルコンピュータ等賃貸借一式
	履 行 場 所	川崎市川崎区砂子1-9-3 川崎市役所第2庁舎ほか
	履 行 期 限	令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階） 電話 044-200-2091	
入札日時等	令和元年10月25日 午前10時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第40号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度入江崎水処理センターほか消防用設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」に登載されていること。 (6) 平成16年4月1日以降に国または地方公共団体等が発注した消防用設備に関する保守点検業務委託の元請履行完了実績を有すること。 (7) 平成16年消防庁告示第10号に従い、施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有する者が業務にあたること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月10日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第41号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	浅田地区ほか下水枝線第106号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浅田4丁目、京町1丁目地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から310日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	<p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和元年10月15日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	<p>小杉陣屋町地区ほか下水枝線第5号工事</p>
	履 行 場 所	<p>川崎市中原区小杉陣屋町2丁目、小杉御殿町2丁目地内</p>
	履 行 期 限	<p>契約の日から令和2年3月13日まで</p>
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月8日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	渡田ポンプ場ほか改築電気その3工事
	履行場所	川崎市川崎区鋼管通4-17-1ほか
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 計画排水能力(汚水)1.0m³/秒以上のポンプ場施設における、運転操作設備の製作及び据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月16日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	加瀬水処理センター建設機械その74工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 下水道施設において、消毒設備の注入ポンプの製作据付工事及び消毒設備の貯留タンクの製作据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月16日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第42号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度中部下水管内管きよ緊急補修第2号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和元年10月21日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	古市場下水幹線その4工事
	履行場所	川崎市幸区古市場2丁目、下平間地内ほか
	履行期限	契約の日から235日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月21日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	平成31年度 長沢浄水場 排水処理施設空気圧縮機ほか修理工事
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月16日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	工業用水道 JFEスチール(株)水江工場ほか4箇所流量計測設備取替及び撤去工事
	履行場所	川崎市川崎区水江町5-1(JFEスチール(株)水江工場)ほか4箇所
	履行期限	契約の日から令和2年5月15日まで

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2100</p>
入札日時等	令和元年10月16日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第11号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
デジタル水道メーター（新品） 20mm 12,000個
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所

川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課

- (4) 納入期限
仕様書によります。
 - (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。
- 2 競争入札参加資格に関する事項**
- この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、種目「水道用品」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和元年10月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2092

(2) 期間 令和元年10月10日（公告日）から令和元年10月24日
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先 この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

提出期間 令和元年10月10日（公告日）から
令和元年10月24日
午前8時から午後8時

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「上下水道局の入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札：操作説明書（入札システム操作方法）」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に競争入札参加申込書を

提出してください。

なお、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
担当 西脇
電話 044-200-2092

5 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局サービス推進部給水装置課
担当 谷内
電話 044-589-5232

6 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出（入力）してください。

提出（入力）期間
令和元年10月10日（公告日）から
令和元年10月24日
午前8時から午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 持参による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、窓口での対応となります。3(1)が質問書の配布、持参の場所となります。

持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R/RW）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください（どちらか一方の場合には、質問は受け付けません。）。

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

提出期間
令和元年10月10日（公告日）から
令和元年10月24日
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

(2) 回答

ア 回答日時

令和元年11月8日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和元年11月8日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和元年11月8日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限

令和元年11月21日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年11月21日 午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所

砂子平沼ビル7階入札室(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和元年11月15日 必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)の場所に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年11月21日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

12,000 20mm digital water meters (new)

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30A.M. 21 November 2019

b Direct delivery

10:30A.M. 21 November 2019

c By mail

15 November 2019

- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 miyamoto-cho, kawasaki-ku
kawasaki, kanagawa
210-8577, japan
tel:044-200-2092
- (4) Language:
Japanese is the only language
used in all the contract
procedures

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第5号

川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

令和元年9月20日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を
改正する規程

川崎市貸切自動車条例施行規程（平成17年交通局規程
第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の108」を「100分の110」に改める。
別記様式を次のように改める。

別記様式

押 印 欄

(貸切バス)運送申込書/運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

		申込日： 年 月 日	
申込者	氏名・名称	印 (担当者名)	
	住所		
契約責任者	氏名・名称	印 旅客の団体の名称： (担当者名)	
	住所		
運送を引受ける者	氏名・名称	印 (担当者名)	
	住所		
	事業許可	任意保険・共済	
申込乗車人員	人	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両 中型車 両
配車日時	月 日 ()	配車場所	地図：有・無

旅行の日程											
①	月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考
									地点	時間	
①	/		:		:			:		:	
②	/		:		:			:		:	
③	/		:		:			:		:	

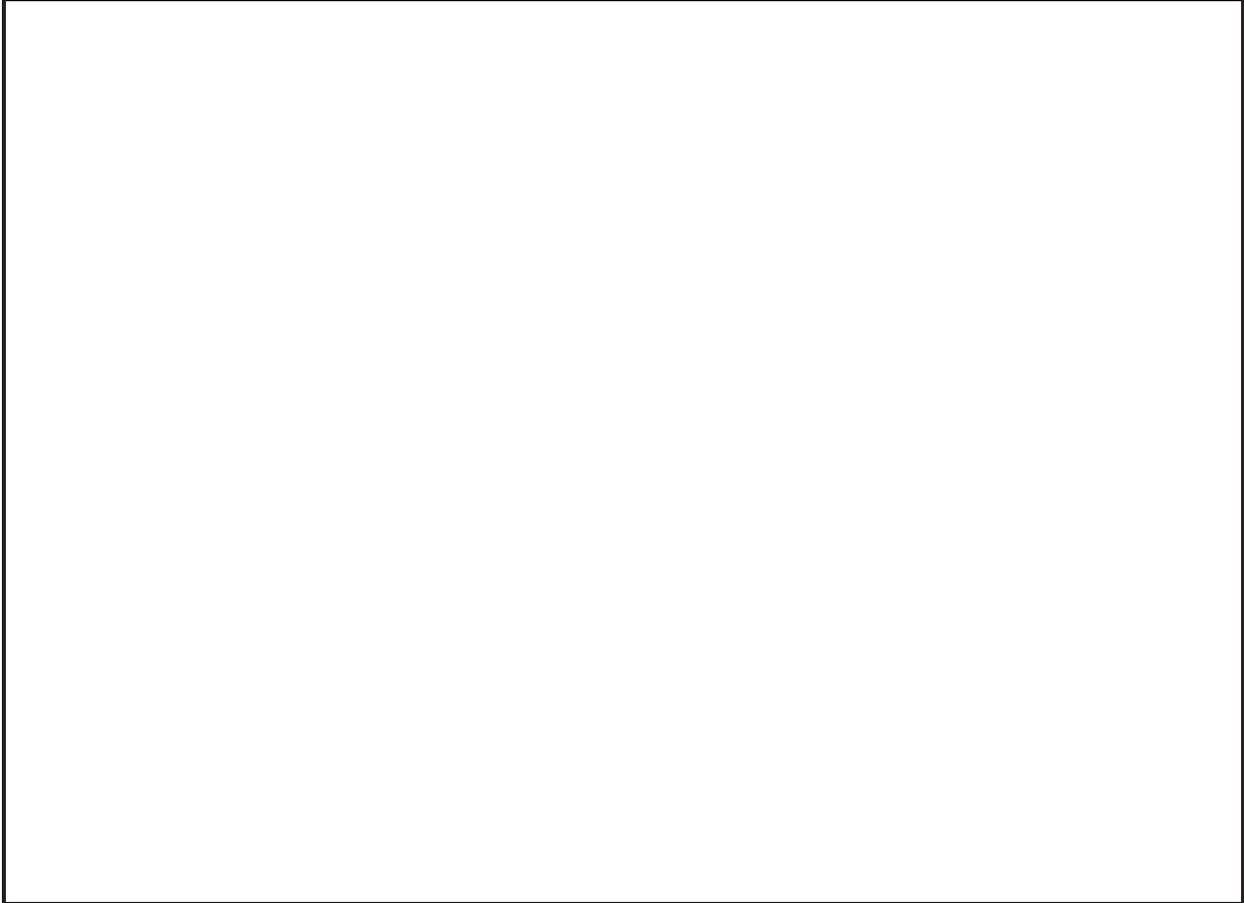
うち、旅客が乗車しない区間：		() 営業所車庫	
交替運転者	有 無 交替の地点 () 無の場合の理由：昼間短距離・その他()	【運行開始日時】 月 日 ()	【運行終了日時】 月 日 ()
車掌(ガイド)	有 無 交替の地点 ()	【走行距離】 総 km 実車 km	【走行時間】 総 時間 分 実車 時間 分
運賃及び料金の支払方法	銀行振込 支払期日： 年 月 日	運賃 (上限額： 円、下限額： 円) 料金 (上限額： 円、下限額： 円) (料金の種類：) 消費税 円 実費(税込) (実費の詳細：) 円 合計請求金額 円	
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他() 割引 <small>※一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款5条2項に規定する所定の証明書を添付</small>	手数料金額(税込) 円 月払・年払等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他経費等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
特約事項			
備考	フロント表示名 () 請求書あて名 ()		

※運賃・料金は、需要の季節変動に応じて、上限額・下限額の幅の中で決定されるものです。このうち、下限額は運送に必要な費用から求められる基準額から10% (本来賄われるべき一般管理費と営業外費用相当) を割引いた額であり、年間を通じて適用されるべきものではありません。

上記のとおり運送を引受けます。

年 月 日

配車場所の地図



備考欄(※記入スペースが必要な場合に使用)

備考欄(※記入スペースが必要な場合に使用)



附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程（以下「新規程」という。）第7条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払われる運賃について適用し、施行日前に支払われた運賃については、なお従前の例による。
- 3 新規程第7条の規定は、施行日以後に運送を終了するものに係る料金について適用し、施行日前に運送を終了したものに係る料金については、なお従前の例による。
- 4 新規程施行の際、現に使用している様式で残存するものがあるときは、必要な箇所を訂正のうえ、引き続きこれを使用することができる。

川崎市交通局規程第6号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月20日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

第5条第1項中「第2条第5項」を「第2条第4項」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

第8条第1項第1号中「第4条第4項」を「第4条第2項」に改める。

第9条第1項の表を次のように改める。

種 類		料 金	
深夜普通乗車料金	大人	現金	420円
		I Cカード	420円
	小児	現金	210円
		I Cカード	210円
深夜特殊乗車料金	大人	現金	210円
		I Cカード	210円
	小児	現金	110円
		I Cカード	105円

第9条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項

を第4項とし、第6項を第5項とする。

第11条第1項の表を次のように改める。

種 類		料 金	
協議普通乗車料金	大人	現金	220円
		I Cカード	220円
	小児	現金	110円
		I Cカード	110円
協議特殊乗車料金	大人	現金	110円
		I Cカード	110円
	小児	現金	60円
		I Cカード	55円

第11条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とする。

第12条第1項の表を次のように改める。

種 類		料 金	
割増普通乗車料金	大人	現金	420円
		I Cカード	420円
	小児	現金	210円
		I Cカード	210円
割増特殊乗車料金	大人	現金	210円
		I Cカード	210円
	小児	現金	110円
		I Cカード	105円

第13条第1項の表を次のように改める。

種 別		発売場所	
1日乗車券	大人	乗合自動車内	
	小児		
定期乗車券		営業所、乗車券発売所	
共通定期乗車券	宮前区役所前～上野川		井田営業所、 溝口乗車券発売所
	柿生駅前～日吉ノ辻		
	新ゆりグリーンタウン～ 新百合丘駅前		鷲ヶ峰営業所

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第21条第2項中「次の各号に掲げる手数料」を「定期乗車券1枚につき手数料500円」に改め、同項各号を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第23条中「次により」を「定期乗車券については、券面表示発売額に請求の日における残通用日数を通用日数により除した日数を乗じて」に改め、同条各号を削る。

別表第1中

宮前区役所前	犬蔵・北部市場前	鷲ヶ峰営業所前
宮前平駅	犬蔵・蔵敷	〃
〃	犬蔵・北部市場前	〃

を

宮前区役所前	犬蔵・北部市場前	鷲ヶ峰営業所前
宮前平駅	〃	〃

に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第4条関係）

種 類		料 金	
普通乗車料金	大人	現金	210円
		ICカード	210円
	小児	現金	110円
		ICカード	105円
特殊乗車料金	大人	現金	110円
		ICカード	105円
	小児	現金	60円
		ICカード	53円
定期乗車料金	通勤定期乗車券	1箇月	9,450円
		3箇月	26,930円
		6箇月	51,030円
	特殊通勤定期乗車券	1箇月	6,620円
		3箇月	18,870円
		6箇月	35,750円
		通学定期乗車券（甲）	1箇月
	3箇月		21,180円
	6箇月		40,120円
	通学定期乗車券（乙）	1箇月	2,430円
		3箇月	6,930円
		6箇月	13,120円
	特殊通学定期乗車券（甲）	1箇月	5,200円
		3箇月	14,820円
		6箇月	28,080円
	特殊通学定期乗車券（乙）	1箇月	1,700円
3箇月		4,850円	
6箇月		9,180円	

別表第7を次のように改める。

別表第7（第5条関係）

種 類		料 金	
1日乗車券	大人	510円	
	小児	260円	
持参人式通勤定期乗車券	1箇月	1箇月通勤定期乗車券の料金と同額	
	3箇月	3箇月通勤定期乗車券の料金と同額	
	6箇月	6箇月通勤定期乗車券の料金と同額	
端数日付通学定期乗車券（甲）	1箇月に端数日を加えたもの	大人普通乗車料金に30日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額の100分の59相当額	
	3箇月に端数日を加えたもの	大人普通乗車料金に90日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額に100分の59を乗じて得た額の100分の95相当額	
	6箇月に端数日を加えたもの	大人普通乗車料金に180日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額に100分の59を乗じて得た額の100分の90相当額	
	端数日付通学定期乗車券（乙）	1箇月に端数日を加えたもの	小人普通乗車料金に30日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額の100分の38.5相当額
3箇月に端数日を加えたもの		小人普通乗車料金に90日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額に100分の38.5を乗じて得た額の100分の95相当額	
	6箇月に端数日を加えたもの	小人普通乗車料金に180日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額に100分の38.5を乗じて得た額の100分の90相当額	
	端数日付特殊通学定期乗車券（甲）		端数日付通学定期乗車券（甲）の料金の10分の7相当額
端数日付特殊通学定期乗車券（乙）		端数日付通学定期乗車券（乙）の料金の10分の7相当額	

備考 この表に定めるところにより、乗車券の料金を計算する場合において、その金額に10円未満の端数が生じた場合、その端数は10円単位に四捨五入するものとする。

別表第8中

「

新ゆりグリーン タウン～新百合 丘駅前	—	キロメートル 2.65	小田急バス 株式会社	共通回数 乗車券 共通定期 乗車券
---------------------------	---	----------------	---------------	----------------------------

」

を

「

新ゆりグリーン タウン～新百合 丘駅前	—	キロメートル 2.65	小田急バス 株式会社	共通定期 乗車券
---------------------------	---	----------------	---------------	-------------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された回数乗車券については、当分の間、引き続き使用することができる。
- 施行日前に発行された回数乗車券の乗車料金の還付及び手数料については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の規程第4条及び第5条の規定は、この規程の施行日以後に購入される定期乗車券について適用し、施行日前に購入された定期乗車券については、なお従前の例による。
- 施行日前に発行された定期乗車券については、その有効期間中に限り、引き続き使用することができる。
- 改正後の規程第9条の規定は、この規程の施行日以後から運行を開始した深夜系統について適用し、施行日前日から施行日にかけて運行している深夜系統については、なお従前の例による。

川崎市交通局規程第7号

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を
改正する規程

川崎市交通局ICカード取扱規程（平成19年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第34条第3項中「510円」を削り、「において、」の次に「手数料及び」を加える。

第40条中「第18条第1項第1号から第5号」を「第30条第1項第1号から第5号及び第7号から第10号」に改める。

別表第1中

「東京急行電鉄株式会社」

を、

「東急電鉄株式会社」

に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市交通局規程第8号

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正
する規程

川崎市交通局広告取扱規程（平成27年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表中

「

ホームページ バナー広告	1箇月	縦1.3cm×横3cm	27,778
市バスマップ広告	1年間	縦9.6cm×横6.8cm	18,519

」

を、

「

ホームページ バナー広告	1箇月	縦1.3cm×横3cm	27,273
市バスマップ広告	1年間	縦9.6cm×横6.8cm	18,182

」

に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

押 印 欄

広告掲出申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市交通局長

所在地 _____

名称 _____

(代表者氏名フリガナ)

代表者職・氏名 _____ 印

代表者生年月日 _____ 年 月 日

担当者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

次のとおり、広告掲出を申し込みます。また、裏面の特記事項に同意します。

No.	種 別	内 容	営 業 所	数 量	掲 出 期 間
1					年 月 日から 年 月 日まで 間
2					年 月 日から 年 月 日まで 間
3					年 月 日から 年 月 日まで 間
4					年 月 日から 年 月 日まで 間
5					年 月 日から 年 月 日まで 間

(注意) ※ 太線枠内のみ記入してください。

※ 申込者が法人で役員が複数いるときは、役員全員の役職名、氏名、フリガナ、生年月日、住所を記入した一覧表を提出してください。

※ 掲出した広告物は、原則として、返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

申し込み区分 一般 指定 公用 業務

納入金額 (A-B) _____ 円

No.	税 抜 単 価	数 量	広 告 掲 出 料	取 次 手 数 料
1	円		円	% 円
2	円		円	% 円
3	円		円	% 円
4	円		円	% 円
5	円		円	% 円
小 計			円	— 円
消 費 税			円	— 円
合 計			A 円	— B 円

(裏 面)

特 記 事 項

- 1 川崎市交通局広告取扱規程、川崎市交通局広告掲載基準その他関係法令を遵守します。
- 2 市税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納はありません。
- 3 契約を締結する能力を有しており、破産者で復権を得ない者ではありません。
- 4 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではありません。
- 5 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていません。
- 6 川崎市暴力団排除条例第2条及び第7条に規定する者ではありません。また、そのことを確認するため、契約にあたっては、川崎市交通局が本様式及び役員等氏名一覧表に記載された個人情報
を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。
- 7 広告掲出料は、川崎市交通局の発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納付
します。もし、指定する納期限までに納付しないときは、「交通局債権に係る遅延損害金及び
延滞金徴収事務取扱要綱」第2条の規定による遅延損害金を支払います。
- 8 申請の内容に虚偽等があった場合、広告の掲載を取り消されること、既に納入した金額が還付
されないこと及び原則として原状復帰に係る費用を負担することについて、不服を申し立てませ
ん。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規程(以下「新規程」という。)第4条の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払われる料金について適用し、施行日前に支払われた料金については、なお従前の例による。
- 3 新規程施行の際、現に使用している様式で残存するものがあるときは、必要な箇所を訂正のうえ、引き続きこれを使用することができる。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第23号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月17日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
市バス安全・安心フェスタ1019開催に係るイベント用品設営等業務委託
- (2) 履行場所
飛鳥ドライビングカレッジ川崎
(川崎市川崎区下並木97番地)
- (3) 履行期間
契約締結日から令和元年10月18日まで
- (4) 業務概要
仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「イベント」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成26年4月1日以降に、本市又は他官公庁が発注したイベント設営業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードして

ください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 吉村・原田
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和元年9月17日から令和元年9月20日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和元年9月24日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 営業企画担当 那須
電話 044-200-2491

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年9月27日 午後2時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低

の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第3号

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月26日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第26号)の一部を次のように改正する。

別表第8中

「
| 134,900円 |
| 134,900円 |
」

を

「
| 138,400円 |
| 138,400円 |
」

に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

病 院 局 告 示

川崎市病院局告示第4号

川崎市立井田病院の使用料等収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、川崎市立川崎病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成31年4月1日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 委託先

東京都港区港南1丁目7番18号

A-PLACE品川東6階

株式会社 ソラスト

代表取締役社長 石川 泰彦

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市病院局告示第5号

川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の診療費等収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、川崎市立川崎病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成31年4月1日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 委託先

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号

株式会社 横浜銀行

代表取締役頭取 大矢 恭好

東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

代表取締役社長 古城 幸雄

東京都中央区日本橋一丁目1番1号

国分グローサーズチェーン株式会社

代表取締役社長 横山 敏貴

東京都港区港南1丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

代表取締役社長 馬場 英一

神奈川県横浜市中区日本大通17番地

株式会社スリーエフ

代表取締役社長 山口 浩志

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セコマ

代表取締役社長 丸谷 智保

群馬県前橋市亀里町900番地

株式会社セーブオン

代表取締役社長 平田 実

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長 古屋 一樹

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

山崎製パン株式会社

代表取締役社長 飯島 延浩

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 澤田 貴司

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ボブラ

代表取締役社長 目黒 真司

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ミニストップ株式会社

代表取締役社長 藤本 明裕

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役 竹増 貞信

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市病院局告示第6号

川崎市立病院における入院・外来自己負担金等滞納者に係る滞納債権の収納業務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、川崎市立川崎病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

平成31年4月1日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 委託先

川崎市川崎区東田町5番地3 ホンマビル4階

弁護士法人ASK

社員弁護士 伊藤 諭

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市病院局告示第7号

川崎市立病院における入院・外来自己負担金等滞納者に係る滞納債権の徴収・収納業務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、川崎市立川崎病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

平成31年4月1日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 委託先

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号南雲ビル

弁護士法人館野法律事務所

社員弁護士 館野 完

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第26号

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、

縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するオートレフケラトメータの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年9月25日から令和元年10月2日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年10月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室

予 定 価 格	公表しません。
最低制限価格	設定しません。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	用紙の基本単価契約
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル7階 (病院局) 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業 種 「文具・事務機器」 種 目 「用紙類」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和元年9月25日から令和元年10月2日まで受付けます。	
サンプル提出期間	令和元年9月25日から令和元年10月2日まで受付けます。(同等品の提案については、上記の各履行場所にてそれぞれ提案し、審査を受けてください。)	
サンプル審査結果	令和元年10月7日までに適宜通知します。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日 時	令和元年10月10日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
そ の 他	仕様書に記載されている予定数量は、平成31年度内に発注が予想される見込数量であり、発注を約束するものではありません。	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第13号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話044-200-3857 (直通)

- (3) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。
- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。
- 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
- (2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
- ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- (3) 「平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格者名簿（以下「名簿」といいます。）」に登録のない者（別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。）は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。
- (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- 3 仕様等に関する問合せの方法について
- 仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- 4 商品説明書について
- 競争参加者は、別紙の案件ごとの定めた期間に、納入を予定する物品の商品説明書をそれぞれ3部ずつ病院局契約担当窓口提出してください。商品説明書の構成は次のとおりとします。ただし、次のうち(3)(4)(5)(6)を取りまとめた作成、又は(3)(4)(5)(6)を(1)に含めた作成は可とします。
- (1) 提案書（応札機種リスト・応札する商品のカタログを含む。）
- (2) 応札仕様書（入札仕様書と対比させて作成のこと。）
- (3) 設置条件に関する資料
- (4) 納入に要する期間に関する資料

- (5) 消耗品に関する資料
- (6) 保守及び障害支援体制に関する資料
- (7) 在庫証明書又は販売店若しくは代理店であることを証する書面
- (8) 定価証明書（単価のほか、総価を示すもの）
- 5 入札及び開札について
- (1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。
- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。
- なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- 6 契約の締結について
- 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する乳房用X線撮影装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和元年10月10日から令和元年10月25日まで受付けます。	
現場視察	<p>希望者のみ競争参加申込書提出後、現場視察を認めます。 (※下記担当に日程調整をすること)</p> <p>視察期間：令和元年10月10日から令和元年10月30日まで 視察時間：現場と相談の上、決定すること。 問い合わせ先：川崎市立川崎病院 庶務課経理係 岩元 044-233-5521 (代表)</p> <p>※問い合わせ時間：午前8時30分から午後5時00分まで (土・日及び、平日の午後0時00分から午後1時00分を除く)</p>	
入札及び開札	日時	令和元年11月8日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告(調達)第14号・案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和元年11月6日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Breast X-ray machine at Kawasaki hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., November, 8, 2019</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: November, 6, 2019</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p> <p>5 MEMO: If you want to see our X-ray room, we permit it until October 30. Then please call us beforehand . TEL:044-200-3857 charged clerk: muraki</p>	

川崎市病院局公告(調達)第14号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年10月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

(5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

(2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参

加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口で回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

(3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

(4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

(5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、川崎市議会定例会において、以下の

案件に係る予算が議決されることを条件とします。
 (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。
 ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証

金の納付を免除します。
 (2) 前払金の適用はありません。
 (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院乳房用X線撮影装置保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和8年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和元年10月10日から令和元年10月25日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	令和元年11月8日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告(調達)第13号・案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和元年11月6日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quality of product to be purchased: Maintenance of Breast X-ray machine at Kawasaki hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., November, 8, 2019 3 Time-limit for tender by mail: November, 6, 2019 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第7号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和元年9月19日

川崎市消防長 原 悟 志

指定催しの名称	第78回川崎市制記念多摩川花火大会
開催場所	川崎市高津区・多摩川河川敷 (国道246号〔二子橋〕～第三京浜道路間の河川敷)
開催期間	令和元年10月5日(土) 17時00分から19時00分まで

川崎市消防局公告第8号

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和元年 9月27日

川崎市消防長 原 悟 志

訓練	日 時	令和元年10月31日 (木) 13時40分～ 13時42分
	場 所	川崎区水江町6番2号
	消防隊数	消防隊等4隊 計4隊

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第3号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市防火管理等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 9月26日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市防火管理等に関する規程の一部を
改正する訓令

川崎市防火管理等に関する規程（平成11年消防局訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第24条関係）を次のように改める。

別表第2（第24条関係）

防火対象物の区分	訓練の種類	基準回数
法第36条第1項において準用する法第8条の2第1項に規定する高層建築物等の防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの等（以下「統括防災管理対象物」という。）	消火訓練	年2回以上
	通報訓練	年1回以上
	避難訓練	年2回以上
	全体防火訓練	年1回以上
	防災避難訓練	年1回以上
	全体防災訓練	年1回以上
統括防災管理対象物以外で法第8条の2第1項に規定する高層建築物等の防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの等（以下「統括防火管理対象物」という。）	消火訓練	年2回以上
	通報訓練	年1回以上
	避難訓練	年2回以上
	全体防火訓練	年1回以上
統括防災管理対象物又は統括防火管理対象物以外で防災管理対象物	消火訓練	年2回以上
	通報訓練	年1回以上
	避難訓練	年2回以上
	防災避難訓練	年1回以上
統括防災管理対象物、統括防火管理対象物又は防災管理対象物以外で政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ及び(16の2)項に掲げるもの	消火訓練	年2回以上
	通報訓練	年1回以上
	避難訓練	年2回以上
統括防災管理対象物、統括防火管理対象物又は防災管理対象物以外で政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ及び(17)項に掲げるもの	消火訓練	年1回以上
	通報訓練	
	避難訓練	

第6号様式中「82円」を「84円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第11号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

令和1年9月18日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

1 川崎市立生田小学校長印

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 使用開始日 | 令和1年9月18日 |
| (2) ひな形番号 | 30 |
| (3) 書 体 | てん書 |
| (4) 寸 法 | 方21ミリメートル |
| (5) 保管場所及び個数 | 川崎市立生田小学校 1個 |
| (6) 印 影 | |



川崎市教育委員会告示第12号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和元年9月20日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 日 時 | 令和元年9月27日(金) 10時00分から |
| 2 場 所 | 教育文化会館 第6会議室 |
| 3 議 事 | |
| | 議案第38号 人事について |
| | 議案第39号 人事について |
| 4 その他報告等 | |

監 査 公 表

1 川監公第5号

令和元年10月10日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

- (1) 工事費の積算に当たり適切な見積り依頼を行うべきもの
見積り依頼書の仕様内容の確認が十分でなかったことによる誤記載や不明確な記載があり、また、修正した見積り依頼書による再度の見積り依頼を行っていない事例。
(工事番号1) (上下水道局下水道部施設課)
- (2) 随意契約における間接工事費等の積算を適正に行うべきもの
同一施設内で、同時期に、同一施工業者に随意契約で工事を発注するに当たり、間接工事費等の調整を行っていない事例。
(工事番号19) (上下水道局水管理センター下水道施設管理課)
- (3) 産業廃棄物の処理に係る設計変更を適切に行うべきもの
追加で発生した石綿含有産業廃棄物の処理について、請負者と書面での協議を行わず、また、変更設計書に処理費を計上していない事例。
(工事番号29) (上下水道局中部下水道事務所工事課)
- (4) 設計変更における共通仮設費を適正に計上すべきもの
表層安定処理の追加施工に伴う設計変更に当たり、内容確認が十分でなかったため、付随して共通仮設費に積上げるべき運搬費及び技術管理費を計上していない事例。
(注) 表層安定処理とは、地盤にセメント等の固化材を混ぜ合わせ、地盤の強度を高める工法をいう。
(工事番号29) (上下水道局中部下水道事務所工事課)

別表1 監査実施状況

対象局	監査の範囲		監査実施工事等	
	件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
上下水道局	工 事	57,234,431	41	11,955,388
	業務委託	1,835,161	9	192,587
合 計		59,069,592	50	12,147,975

- 1 監査の種別
定期(工事)監査
- 2 監査の対象
上下水道局
- 3 監査の範囲
平成29年度及び30年度に完了した工事及び設計等業務委託
- 4 監査の期間
平成31年4月1日から令和元年9月27日まで
- 5 監査の方法
監査の範囲に示した工事及び業務委託586件のうち、工事41件、業務委託9件、合計50件を抽出し、事務等が適正かつ効率的に執行されているか等について、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
なお、監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2のとおりである。
- 6 監査の結果
監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり軽易な事項であるが一部の工事において改善措置を要する事項があった。これらの多くは、工事費の積算に係わる職員が関係基準の内容等を十分に確認しなかったことによるものであった。
積算に当たっては、関係基準の内容等を十分に確認されたい。

別表2 監査実施工事等の一覧

工事番号	件名	概要	契約金額(円)当初/変更	契約年月日	完成年月日
1	入江橋公船利用プール天井改修工事	天井落下防止対策工一式	32,168,880	H29.12.22	H30.3.12
2	工業用水道 日東垂流橋川崎工場心筋所流線計測設備改修工事	流量計測設備改修工一式 撤去工一式	23,889,600	H29.10.20	H30.3.9
3	尿尿浄水場 広場施設整備工事	施設改修工一式 (鉄筋コンクリート造、3階建て、延床面積約1,018㎡)	279,720,000 (319,711,320)	H29.10.28	H29.5.26
4	百合ヶ丘配水ポンプ所配水ポンプ制御盤改良工事	配水ポンプ制御盤改良工一式	17,280,000 (20,070,720)	H29.9.12	H30.10.26
5	宮崎配水管更新工事	配水管更新工一式 応急給水拠点整備工一式	1,333,800,000 (2,425,813,920)	H29.10.20	H31.3.29
6	黒川配水池前線補強及び築造工事	1号配水池前線補強工一式 2号配水池築造工一式 応急給水拠点整備工一式	594,000,000 (677,221,500)	H28.1.21	H30.5.9
7	日ノ江1丁目600mm・300mm配水管撤去工事	配水管撤去 応急給水拠点整備工一式	206,280,000 (149,898,320)	H29.2.7	H29.12.13
8	1号配水水管700mm・400mm配水管撤去工事	配水管撤去 応急給水拠点整備工一式	81,777,600 (90,866,840)	H29.3.29	H30.3.15
9	腰町20mm・100mm配水管撤去工事	配水管撤去 応急給水拠点整備工一式	104,392,800 (119,028,960)	H30.7.18	H31.1.15
10	平成30年度 川崎区 給水管維持工事(林田契向)	給水管布設工一式	27,464,400.00 (27,651,896.08)	H30.4.2	H31.3.26
11	下新城2丁目150mm・100mm配水管撤去工事	配水管撤去 応急給水拠点整備工一式	169,983,500 (191,357,220)	H29.2.21	H30.3.16
12	平成29年度 高津区 給水管維持工事(単独契向)	給水管布設工一式	28,808,038.80 (30,411,833.00)	H29.4.3	H30.3.28
13	井田3丁目150mm・100mm配水管撤去工事	配水管撤去 応急給水拠点整備工一式	152,550,000 (159,200,640)	H30.1.30	H30.11.13
14	千年350mm・100mm配水管撤去工事	配水管撤去 応急給水拠点整備工一式	91,130,400 (103,514,700)	H29.9.12	H30.4.27
15	4号送水管1200mm・700mm配水管撤去工事	送水管撤去 応急給水拠点整備工一式	57,704,400 (82,200,960)	H29.10.24	H30.2.28

工事番号	件名	概要	契約金額(円)当初/変更	契約年月日	完成年月日
16	西生田2丁目400mm・300mm配水管布設工事	配水管布設 φ400 L=191.5mEほか φ400 L=247.2mEほか	226,670,400 (250,882,400)	H30.1.30	H31.1.31
17	平成30年度 多摩区・麻生区 給水管維持工事(単独契向)	給水管布設工一式ほか	27,399,600.00 (27,587,085.84)	H30.4.2	H31.3.29
18	平成29年度 長津浄水場排水処理施設加圧配水機1・2号ろ布取替工事	ろ布、油圧系統部品等の取替	24,300,000 (24,062,400)	H29.4.3	H29.10.27
19	平成29年度 長津浄水場排水処理施設加圧配水機1・2号ろ布取替工事	ろ布、油圧系統部品等の取替	18,684,000 (23,890,640)	H29.9.13	H30.2.28
20	長津浄水場 休止施設撤去工事	休止施設撤去工一式 不要設備撤去工一式 場内整備工一式ほか	786,780,000 (1,006,480,080)	H28.8.23	H30.5.31
21	千年地区ほか下水枝線第14号工事	管布設 (汚水)φ250 L=132.0m (雨水)φ500 L=465.0m マンホール工13箇所	35,899,200 (26,892,440)	H29.1.20	H29.6.23
22	丸子区1号雨水幹線その4工事	管布設 φ1100 L=169.8m 特殊マンホール工一式 付帯工一式	227,761,200 (239,487,280)	H27.12.25	H29.5.31
23	浜浜地区排水管その1工事	管布設 φ1,650 L=125.5m 工箇所 付帯工一式	256,278,578 (353,790,720)	H28.11.21	H30.2.28
24	片平地区ほか下水枝線第4号工事	管布設 φ500 L=64.5m φ250 L=64.5m	44,334,000 (32,722,920)	H29.7.14	H30.6.29
25	小向町西地区下水枝線第12号工事	管布設 φ250φ900 L=42.8m マンホール工2箇所 付帯工一式	115,354,800 (157,393,800)	H28.3.14	H29.6.28
26	大前河原野留管その4工事	特殊マンホール工一式 セマンコ集道工7.2m 内部コンクリート打設一式	1,296,000,000 (1,387,860,480)	H28.5.13	H30.10.31
27	麻生・等々力下水庄送管その10工事	下水庄送管布設 φ300 L=700.0m	157,453,200 (145,561,320)	H29.11.21	H30.10.26
28	渡田ポンプ場改築工事その22工事	土工一式 仮設工一式 築造工一式	1,096,200,000 (1,215,332,640)	H28.9.26	H29.7.10
29	等々力水処理センター建設土木その355工事	流量調整池築造工一式 場内管工一式	2,430,000,000 (2,543,410,800)	H28.2.19	H30.3.16
30	入江橋水処理センター改築機その14工事	系水処理施設最初沈降池整備一式 調整池整備一式 排水設備一式 東洋沈降池型一式	572,400,000 (575,411,040)	H28.10.24	H30.10.25

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者又は受託者	契約方法	契約金額(円)当初/(変更)	契約年月日	完成年月日
46	平成29年度厚野路汚泥圧送管内面調査業務委託	川崎市川崎区、中野区地区内	下水汚泥圧送管内面劣化調査一式	管清工業株式会社 神奈川営業所	指名競争	2,916,000	H29.10.30	H30.3.23
47	平成28年度川崎区下水管線実施設計委託第15号	川崎市川崎区地区内	下水管線(推進・更生・撤去)実施設計一式	株式会社技術コンサルタント 横浜事務所	一般競争	15,760,008 (19,443,240)	H29.2.6	H30.3.15
48	平成29年度川崎区(幸)既設管美観調査委託第2号	川崎市川崎区、幸区地区内ほか	目視調査一式 TV調査一式 管内汚泥浄一式 伏遊し清掃工一式	京浜メンテナンス 横浜支店	一般競争	4,374,000 (4,489,580)	H29.12.4	H30.3.27
49	等々力水処理センター美観設計委託その339	川崎市中野区宮内3-22-1	配管の通風設備設計一式	株式会社設計事務所 横浜事務所	一般競争	73,764,000	H29.5.15	H30.3.15
50	大師河原ポンプ場増設化対策実施設計委託その2	川崎市川崎区小島町10-1	汚水ポンプ機前増設設計一式	玉野総合コンサルタント 神奈川事務所	一般競争	12,204,000	H30.2.9	H30.6.29

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者又は受託者	契約方法	契約金額(円)当初/(変更)	契約年月日	完成年月日
31	入江崎水処理センター改修工事の7工事	川崎市川崎区塩浜3-17-1	自家発電設備工一式	メタウエーブ株式会社 営業所	一般競争	497,880,000 (497,880,000)	H29.3.3	H31.2.20
32	入江崎水処理センター改修工事の8工事	川崎市川崎区塩浜3-17-1	電気設備工一式 計装設備工一式	メタウエーブ株式会社 営業所	一般競争	561,600,000 (636,399,520)	H28.11.2	H31.3.11
33	平成29年度厚野路下水管内管急修工事第1号	川崎市宮前区地区内	管修繕 φ150 L=14.3m マンホール補修工1箇所 マンホール高さ調整工67箇所	ロードアート株式会社	一般競争	24,980,400 (32,348,160)	H29.4.1	H29.10.31
34	平成28年度北上排水管内管急修工事第2号	川崎市多摩区、麻生区地区内	管布設 φ150 L=55.1mほか マンホール補修工12箇所 付帯工一式ほか	株式会社 横浜支店	一般競争	45,403,200 (58,693,680)	H28.11.16	H29.9.29
35	平成30年度厚野路下水管内管急修工事第1号	川崎区、幸区地区内	管修繕 φ150 L=263.9m マンホール補修工3箇所 マンホール高さ調整工82箇所	(株)石塚土木 横浜支店	一般競争	50,889,600 (66,846,600)	H30.4.1	H30.10.31
36	平成29年度中野区下水管内管急修工事第5号	川崎市中野区、高津区地区内	管布設 φ150 L=648.8mほか マンホール補修工45箇所 付帯工一式ほか	株式会社 横浜支店	一般競争	63,633,600 (75,412,080)	H29.10.24	H30.12.28
37	平成29年度厚野路下水管内管急修工事第2号	川崎市麻生区宮内124-1地先ほか	ポンプホールポンプ改修17箇所 雨水貯留槽ポンプ改修2箇所 ポンプ場雨水ポンプ改修1箇所	佐藤工業株式会社 神奈川支店	随意契約	68,688,000 (69,732,380)	H29.11.7	H30.3.22
38	現場ポンプ場流入ゲート遮断ポンプ改修工事	麻生区下麻生3-32-18ほか	現場ポンプ場流入ゲート遮断ポンプ改修工事一式 等々力水処理センターポンプ場改修工事一式	東芝インフラシステムズ株式会社 横浜支店	随意契約	26,460,000	H29.4.10	H29.10.24
39	入江崎総合プラントセンター緊急修繕工事	川崎市川崎区塩浜3-24-12	速修ポンプ改修2台 速修ポンプ改修2台	月島アクリル株式会社 横浜支店	随意契約	66,960,000 (67,899,600)	H30.4.20	H30.12.28
40	入江崎水処理センター東系終末No.10-2地下貯留槽修繕工事	川崎市川崎区塩浜3-17-1	終末底盤補修工一式	株式会社 横浜支店	指名競争	4,914,000 (5,689,440)	H30.4.16	H30.7.3
41	等々力水処理センター返送汚泥ポンプ速度制御装置取替工事	中原区宮内3-22-1ほか	速度制御装置改良工一式	東芝インフラシステムズ株式会社 横浜支店	随意契約	27,540,000	H30.4.20	H30.10.22
42	百合丘配水調整止合弁配水ポンプ改修工事	麻生区百合丘3丁目14番地1(百合丘配水調整止合弁配水ポンプ)	ポンプ移設・整備設計一式 既設管路更新設計一式 配水調整設計一式	株式会社 横浜支店	一般競争	13,172,544 (16,156,800)	H29.4.24	H30.10.31
43	上水配水調整止合弁配水ポンプ改修工事	高津区久保4-16-5先 高津区溝口1-1-30先 高津区溝口1-1-27先	工水2号送水管φ100mm人孔T字管補強設計一式ほか	株式会社 横浜支店	一般競争	14,128,992 (14,427,720)	H29.4.3	H29.12.15
44	長沢浄水場浄水管理棟給排水その他設備改修工事	多摩区三田5-1(長沢浄水場内)	給排水設備設計一式	株式会社 横浜支店	一般競争	4,968,000	H29.4.11	H29.12.14
45	長沢浄水場排水処理施設改修に伴う詳細設計業務委託	多摩区三田5-1(長沢浄水場内)	排水処理設備詳細設計一式	株式会社 横浜支店	一般競争	51,300,000 (75,749,040)	H29.5.12	H30.12.14

人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月25日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第2号

川崎市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の任用に関する規則(平成13年川崎市人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 法第22条の2第1項の規定により採用する職

第38条第2項中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第39条第1項中「任命権者は」の次に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、「場合においては」を「場合に該当するときは」に改め、「(臨時的に任用された職員を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月25日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第3号

川崎市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則(平成13年川崎市人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月25日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第4号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第12中

「
134,900円
134,900円
」

を

「
138,400円
138,400円
」

に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月25日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第5号

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「保健福祉センター」を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

職 員 共 済 組 合 規 程

川崎市共済規程第1号

川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則施行規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和元年 9月30日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則
施行規程の一部を改正する規程

川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則施行規程
(平成6年共済規定第1号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「貯金現在残高計算書」を「貯金現在高
計算書」に改める。

附 則 (令和元年9月30日共済規程第1号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第46号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送
達することができないので、国民健康保険法(昭和33年
法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法
律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和元年 9月17日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第47号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送
達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業
所が不明のため送達することができないので、国民健康
保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方
税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により
公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和元年 9月20日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	1 期	令和元年10月1日 (第1期)	計8件
平成 31年度	国民健康 保険料	2 期	令和元年10月1日 (第2期)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	10期	令和元年10月1日 (第10期)	計8件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第48号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送
達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業
所が不明のため送達することができないので、国民健康
保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方
税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により
公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和元年 9月20日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	1 期	令和元年10月1日 (1期)	計16件
平成 31年度	国民健康 保険料	2 期	令和元年10月1日 (2期)	計26件
平成 31年度	国民健康 保険料	3 期	令和元年10月1日 (3期)	計19件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第49号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の
住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達する
ことができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律
第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第
226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和元年 9月20日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	過 年 7 月	令和元年10月1日 (過年7月分)	計1件
平成 31年度	介護保険料	第3期	令和元年10月1日 (第3期分)	計2件
平成 31年度	介護保険料	第4期	令和元年10月1日 (第4期分)	計3件
平成 31年度	介護保険料	第5期	令和元年10月1日 (第5期分)	計30件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第50号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の

者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第2期	令和元年10月1日 (第2期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第51号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第10期	令和元年10月1日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	過随4月	令和元年10月1日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	過随5月	令和元年10月1日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年10月1日	計5件
平成31年度	国民健康保険料	第2期	令和元年10月1日	計10件
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和元年10月1日	計85件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第52号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者

に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和元年9月25日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第53号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月30日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第19号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	令和元年10月1日 (第7期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第9期	令和元年10月1日 (第9期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第10期	令和元年10月1日 (第10期分)	計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期	令和元年10月1日 (第1期分)	計9件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期	令和元年10月1日 (第2期分)	計10件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期	令和元年10月1日 (第3期分)	計10件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第20号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第12期	令和元年10月1日 (第12期分)	計2件
平成 31年度	介護保険料	第1期	令和元年10月1日 (第1期分)	計3件
平成 31年度	介護保険料	第2期	令和元年10月1日 (第2期分)	計3件
平成 31年度	介護保険料	第3期	令和元年10月1日 (第3期分)	計3件
平成 31年度	介護保険料	第4期	令和元年10月1日 (第4期分)	計3件
平成 31年度	介護保険料	第5期	令和元年10月1日 (第5期分)	計3件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第21号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す

べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護 保険料	第2期分	令和元年10月1日 (第2期分)	計2件
平成 31年度	介護 保険料	第3期分	令和元年10月1日 (第3期分)	計2件
平成 31年度	介護 保険料	第4期分	令和元年10月1日 (第4期分)	計3件
平成 31年度	介護 保険料	第5期分	令和元年10月1日 (第5期分)	計22件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第22号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期分	令和元年10月1日 (第1期分)	計37件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期分	令和元年10月1日 (第2期分)	計34件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期分	令和元年10月1日 (第3期分)	計62件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第23号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者

に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の
為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年 9月30日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市高津区公告第24号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年 9月30日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第18号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月20日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	令和元年10月1日 (第1期分)	計1件
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第2期	令和元年10月1日 (第2期分)	計1件

（別紙省略）

川崎市宮前区公告第19号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月20日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第12期	令和元年10月1日 (第12期分)	計3件
平成 31年度	介護保険料	第1期	令和元年10月1日 (第1期分)	計14件
平成 31年度	介護保険料	第2期	令和元年10月1日 (第2期分)	計14件
平成 31年度	介護保険料	第3期	令和元年10月1日 (第3期分)	計14件
平成 31年度	介護保険料	第4期	令和元年10月1日 (第4期分)	計14件
平成 31年度	介護保険料	第5期	令和元年10月1日 (第5期分)	計13件

（別紙省略）

川崎市宮前区公告第20号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月20日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	過随2期	令和元年10月1日	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期	令和元年10月1日	計21件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期	令和元年10月1日	計22件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期	令和元年10月1日	計21件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第31号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期	令和元年10月1日 (第1期分)	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期	令和元年10月1日 (第2期分)	計20件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期	令和元年10月1日 (第3期分)	計18件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第32号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期	令和元年10月1日 (第1期分)	計20件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期	令和元年10月1日 (第2期分)	計27件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期	令和元年10月1日 (第3期分)	計62件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	令和元年10月1日 (第4期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	過随5月	令和元年10月1日 (過随5月)	計1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第33号

次の差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第34号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第35号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地

方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により
 公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
 付します。

令和元年9月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第4期	令和元年10月1日 (第4期分)	計12件

(別紙省略)

辞 令

令和元年9月17日付人事異動

(市長事務局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
こども未来局子育て推進部川崎区保育・子育て 総合支援センター所長 こども未来局子育て推進部管理課担当課長兼務 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事 務所・保健所支所）担当課長（保育所等・地域 連携担当）兼務 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション担当 課長兼務 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション担当 課長兼務	児 川 薫	こども未来局子育て推進部担当課長（川崎区保育 総合支援担当） こども未来局子育て推進部運営管理課課長兼務 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務 所・保健所支所）担当課長（保育所等・地域連携 担当）兼務 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション担当課 長兼務 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション担当課 長兼務

